

第2期 川崎市緑の実施計画

令和4(2022)年3月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目次

序章 計画の策定にあたって	1
序-1 はじめに	1
序-2 緑の基本計画の概要	1
序-3 緑の実施計画の趣旨	1
序-4 進行管理	3
序-5 関連計画との関係	5
序-6 第1期緑の実施計画の取組と進捗状況	6
序-7 本市みどりを取り巻く社会状況	11
序-8 みどりに関する新たな視点	15
第1章 施策体系及び主な取組	25
1-1 第2期緑の実施計画の策定背景	25
1-2 第2期緑の実施計画における基本的な考え方	26
1-3 緑の基本計画及び緑の実施計画の施策体系	27
1-4 リーディング事業	29
1-5 事務事業等の概要	47
基本施策Ⅰ 緑のパートナーづくり	47
基本施策Ⅱ 緑の空間づくり	55
基本施策Ⅲ グリーンコミュニティづくり	69
第2章 緑の現状と市民意識	78
用語解説	79
参考資料 パークマネジメント推進方針	81

序 章 計画の策定にあたって

序－1 はじめに

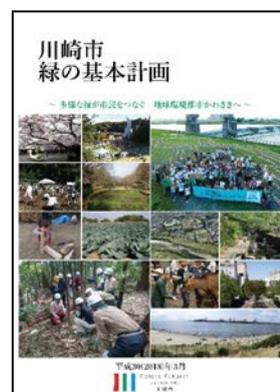
川崎市緑の基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）は、平成7（1995）年に策定し、平成20（2008）年及び平成30（2018）年3月に改定しました。

緑の基本計画の実行性を高めるため、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下、「緑の条例」という。）第9条第1項の規定により、川崎市緑の実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定します。

序－2 緑の基本計画の概要

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」、「都市公園の整備の方針」等に関する事項を示すものです。

計画期間は平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの概ね10年間とし、本市の基本構想とその推進を行う総合計画に則し、「川崎市都市計画マスタープラン」等関連計画に適合しています。



序－3 緑の実施計画の趣旨

実施計画は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第9条第1項の規定により、緑の基本計画に示した3つの基本施策と緑の施策目標を着実に実行していくためのアクションプログラムとその推進管理を示すものです。

1. 計画期間

本実施計画は、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの4か年を対象にした第1期実施計画の計画期間の終了を受け、「第2期緑の実施計画」として策定します。

第2期実施計画は、緑の基本計画を着実に推進していくために、川崎市総合計画第3期実施計画に整合させ、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4か年を計画期間とします。

平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	
				緑の基本計画						
第1期緑の実施計画				第2期緑の実施計画				第3期緑の実施計画		

2. 施策展開の構成

実施計画の施策体系は、緑の基本計画の施策体系の構成に基づき、効果的に施策を推進していくため、基本方針を踏まえた3つの基本施策を位置づけ、施策展開のためのプロジェクトを設けています。これらに基づく取組を通じて、緑の効用を常に実感できる「緑ある暮らしの創造」を目指します。

また、14のプロジェクトには、「40の実実施策」とさまざまな事務事業等を位置づけています。その中から、牽引役となる事業を「リーディング事業」と位置づけテーマ毎に分類しています。



3. 実施計画の対象

実施計画の対象は、「40の実実施策」に位置づけている各事業とします。なお、リーディング事業については、実施計画の対象期間毎に事業の評価を行い、次期実施計画に位置づける際には、施策全体の牽引役となる事業を改めて抽出し、リーディング事業自体を見直していくことも検討します。

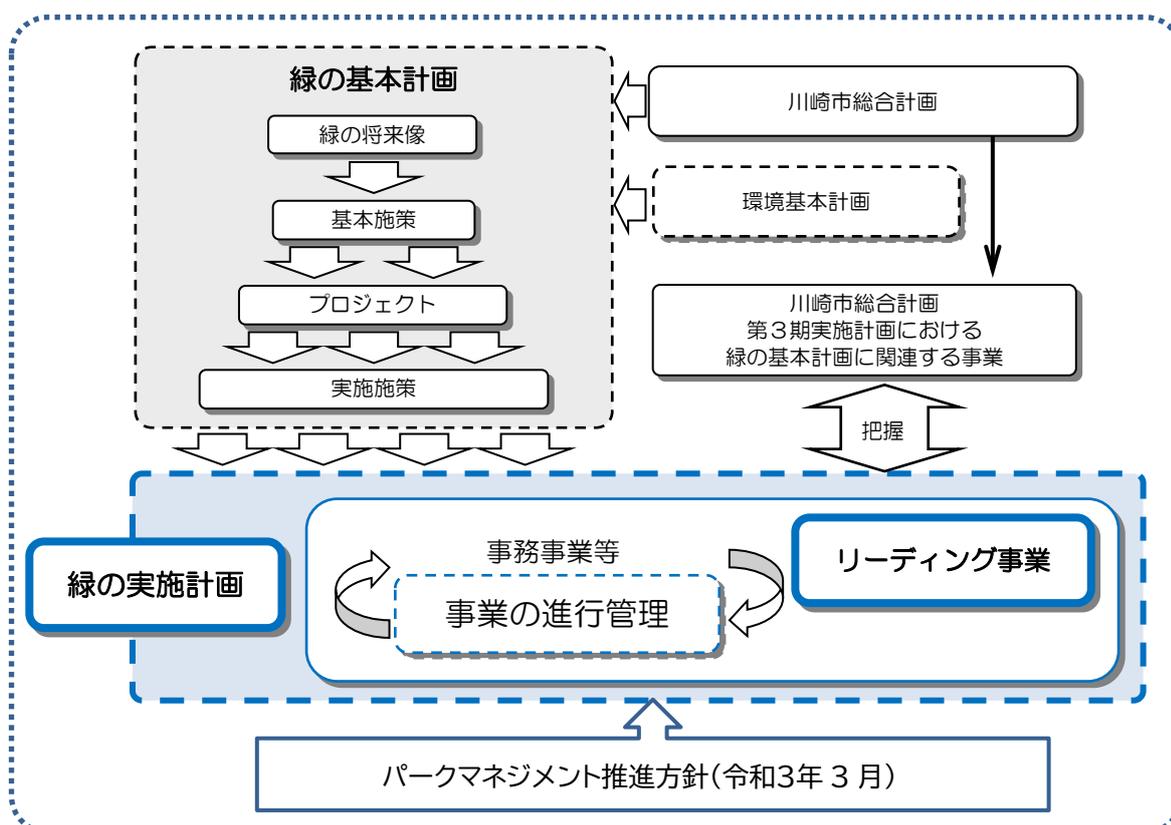
4. 施策目標の考え方

緑の基本計画に定めた施策目標のうち、緑の総量の目標（量的指標）については、実施計画期間において毎年度、調査等を行い集計します。緑ある暮らしを実現するための目標（質的指標）については、実施計画期間毎に、調査等を行い集計します。

5. 事業実施にあたって

実施計画の対象事業は所管局が多岐にわたっているため、局間の連携を密にしながら事業を推進していくとともに、事業内容等については川崎市総合計画第3期実施計画の内容を踏まえ調整します。

◆緑の基本計画と緑の実施計画の関係図



序－4 進行管理

1. 進行管理の考え方

緑の条例第9条では、緑の保全及び緑化の推進のための実施計画の策定と併せて、その進行状況を毎年度環境審議会に報告し、必要な助言を得ることとしています。これに基づき、施策の推進状況を明らかにします。

進行管理にあたっては、計画（PLAN）・実行（DO）・評価（CHECK）・公表（PUBLICATION）・市民意見の把握（LEARN）・改善（ACTION）の6つの視点を適切に運用します。

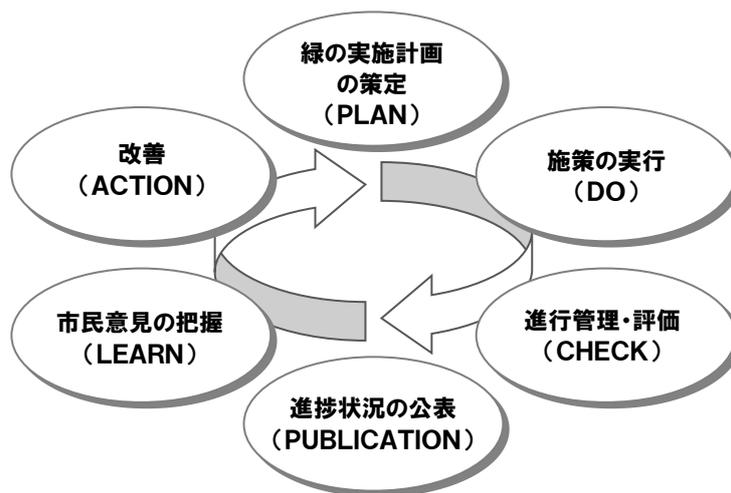


図 6つの視点（P D C P L A）に基づく進行管理のイメージ

2. 実施状況の評価と公表の仕組み

◆緑の実施計画の策定（PLAN）

- ・緑の基本計画を基に、実施計画を策定します。
- ・実施計画の内容は、川崎市総合計画及び実施計画との整合を図ります。

◆施策の実行（DO）

- ・実施計画に基づき、具体施策（事業）の推進を行います。

◆進行管理・評価（CHECK）

- ・実施計画の進行状況（緑の施策目標含む）は、毎年度、環境審議会に報告します。
- ・緑の基本計画に関連する庁内関係局からなる「川崎市緑の基本計画庁内推進会議」により、実施計画に掲げられた事業等の進行状況や情報の共有化等を図ります。
- ・実施計画の計画期間に取組の総括を行い、環境審議会に報告し助言を受けます。

◆進捗状況の公表（PUBLICATION）

- ・実施計画の進行や環境審議会での報告内容は、市ホームページにおいて公表します。また、環境情報等の広報媒体を活用し、公表状況の案内を行います。
- ・環境基本計画年次報告書に「緑の施策目標」に対する進行状況を示します。

◆市民意見の把握（LEARN）

- ・環境審議会での助言や環境基本計画に寄せられる市民意見は、実施計画の進行にあたり、大切な評価として参考にします。
- ・実施計画策定の機会を活用し、広く市民意識等の把握に努め、次期実施計画の策定の参考とします。

◆改善（ACTION）

- ・環境審議会での助言を参考として、実施計画の計画期間最終年度に取組の効果を点検します。
 - ・取組の効果を点検により、必要に応じてリーディング事業や施策の見直しを実施します。
- ※緑政事業に関する報告事項や専門家への報告、助言等の必要に応じ、「緑と公園懇談会」を立ち上げ活用します。

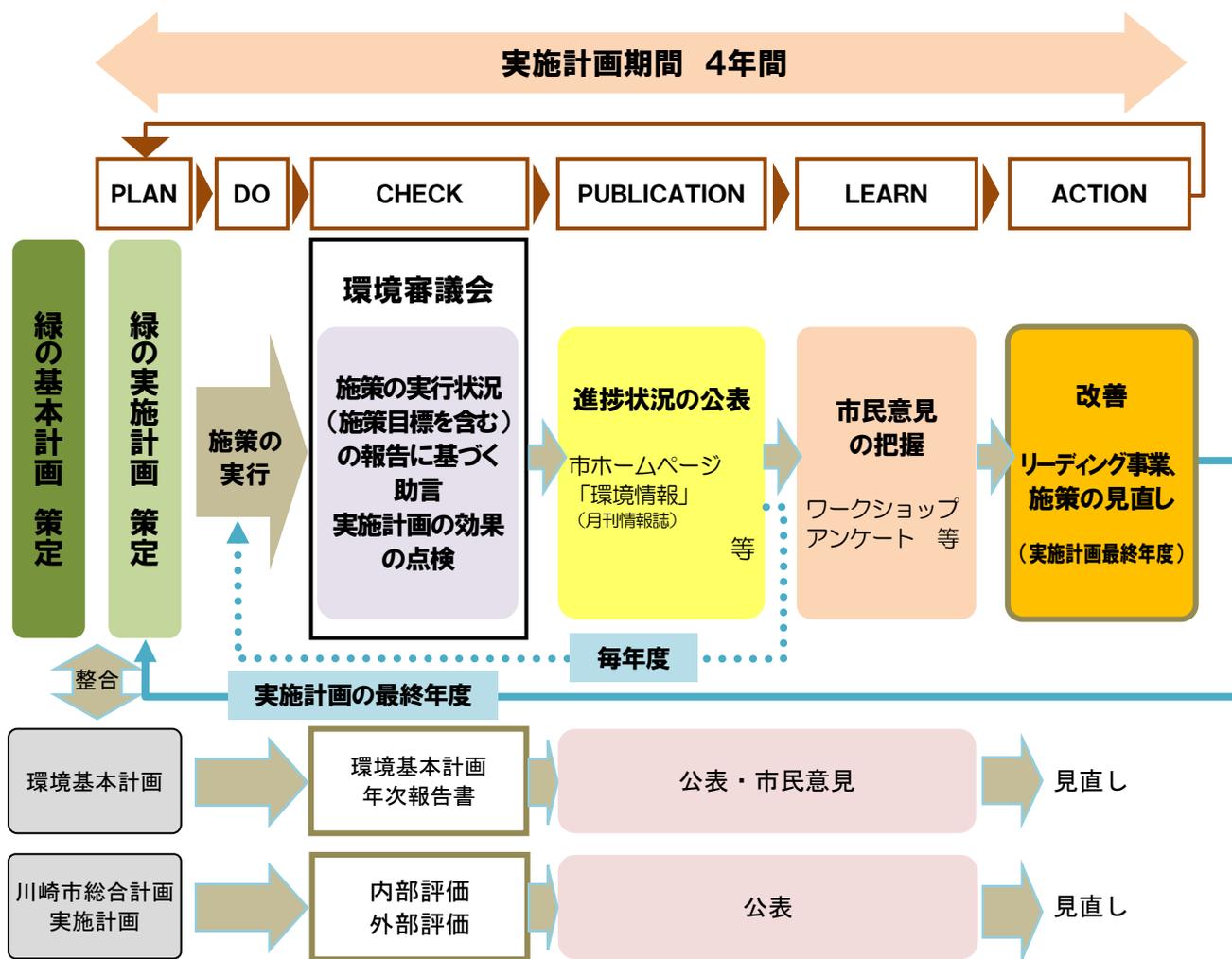


図 施策の実施状況の評価と公表の仕組み

序－５ 関連計画との関係

本実施計画と国の動きや本市の関連計画・施策との関係は下図のとおりです。

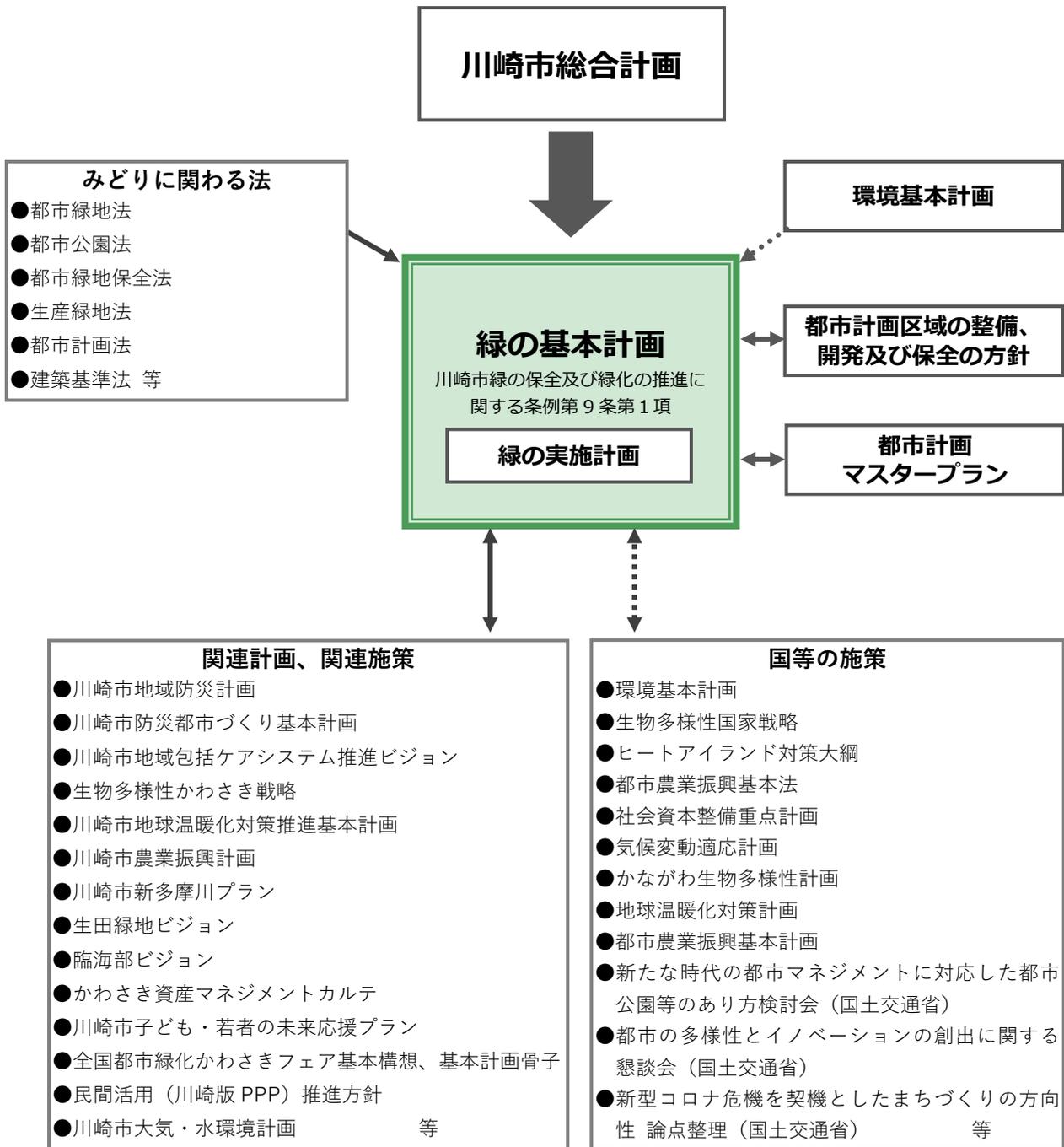
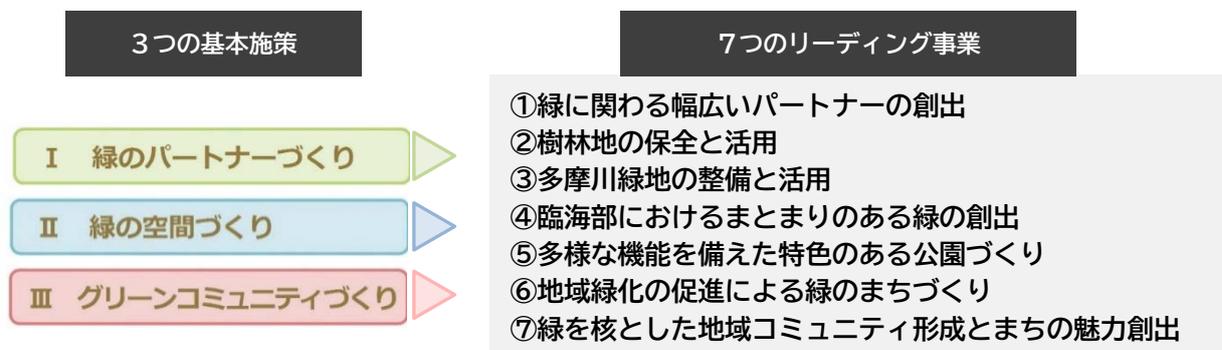


図 本実施計画と関連計画・施策との関係

序－6 第1期緑の実施計画の取組と進捗状況

1. これまでの取組と成果

第1期実施計画では、緑の基本計画を推進する足がかりとしての基盤づくりに寄与する事業を抽出し、緑の基本計画の施策目標の達成に向けて、実施計画に位置づけられた各実施施策（事業）の進行状況について、毎年度、環境審議会への報告及び実施計画の効果の点検を行い、リーディング事業を推進してきました。



◆7つのリーディング事業の主な構成施策と成果

①緑に関わる幅広いパートナーの創出（keyword：多世代への緑のアプローチ）

実施施策1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進

- ・近隣保育園と連携した花壇づくりや美化活動の実施（H30、R1）
- ・管理運営協議会（H30_562団体、R1_562団体、R2_577団体）
- ・公園緑地愛護会（H30_329団体、R1_332団体、R2_343団体）
- ・街路樹愛護会（H30_1186団体、R1_1190団体、R2_1115団体）
- ・緑の活動団体（H30_253団体、R1_269団体、R2_268団体）



こども黄緑クラブ

実施施策4 緑の人材育成と活用

- ・里山ボランティア育成講座、花と緑のまちづくり講座、花壇ボランティア実践講座等を開催（H30～R3）
- ・緑の人材バンク登録者（H30_193団体、R1_201団体、R2_206団体）を公園緑地等の保全活動イベントに活用
- ・地域環境リーダー育成講座修了生数（累計372人 R3時点）

実施施策7 環境学習における「緑育」の充実

- ・自然体験教室「こども黄緑クラブ」の実施（H30_全9回・301名、R1_全7回・214名、R2_全6回・99名、R3_全4回・100名）
- ・「たかつ生きもの探検隊」、「たかつ水と緑の探検隊」（H30～R3）
- ・早野梅ヶ谷特別緑地保全地区での東京農業大学との連携による小学生への環境教育の実施（H30～R3）
- ・生田緑地を活用した、どろんこ教室、科学館の自然観察、里山クラブでの市民活動などの実施（H30～R3）

②樹林地の保全と活用（keyword：緑地保全協定締結の推進、里山の利活用）

実施施策10 多様な機能を発揮する樹林地の保全

- ・特別緑地保全地区の指定、緑地保全協定の締結、緑の保全地域の指定、企業等との協働による保全管理活動の実施（H30～R3）

実施施策13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組

- ・保全活動団体等とのワークショップによる保全管理計画等の策定・改定（高石特別緑地保全地区・東生田緑の保全地域・小沢城址特別緑地保全地区・岡上丸山特別緑地保全地区・王禅寺四ツ田特別緑地保全地区）（H30～R3）



保全緑地の利活用に向けた取組

実施施策21 多様な機能を有する都市農地の保全・活用

- ・特定生産緑地の指定、JA セレサ川崎と連携した市民防災農地の登録（R3）

実施施策37 地域連携による里地・里山の保全と利活用

- ・黒川地域「緑と道の美術展 in 黒川」の開催支援（H30～R3）
- ・多摩三浦丘陵「ウォーキングラリー」「里地里山文化プログラム」の実施（H30～R3）

③多摩川緑地の整備と活用 (keyword: **水辺空間の活用を進めるための基盤の充実**)

実施施策 15 多摩川緑地施設の利便性向上

- ・多摩川ピクニック橋の整備 (R1)
- ・ふれあいロードの延長・拡幅整備 (H30~R3)
- ・水辺の魅力向上に向けたイベントの実施 (H30~R3)

実施施策 38 多摩川の利活用による地域活性化

- ・水たまキッズにおける多摩川上流体験の実施 (H30~R3)



水辺の賑わい創出の取組

④臨海部におけるまとまりのある緑の創出 (keyword: **共通緑地の創出に向けた検討**)

実施施策 18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進

- ・港湾緑地 (旧塩浜物揚場) PPP プラットフォーム意見交換会における対話の実施 (R2、R3)

実施施策 39 多様な主体との連携による風の道の形成

- ・川崎臨海部を対象に複数の敷地外緑地等を集約して憩いの空間の創出を目指す「共通緑地ガイドライン」を策定 (R1)
- ・東扇島地区における植栽帯の更新 (H30~R3)

実施施策 40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

- ・川崎みなと祭りの開催 (H30、R3)、東扇島東公園 10 周年イベントの開催 (H30)
- ・ニュースレターの発行 (H30~R1_3 回 R2_拡大号 1 回)、PR 動画の作成、各種メディアへ公開



制度概要リーフレット

⑤多様な機能を備えた特色のある公園づくり (keyword: **大規模公園緑地等の魅力創出**)

実施施策 17 公園緑地の防災機能整備推進

- ・「等々力緑地再編整備実施計画」において防災機能の強化について検討 (R2~R3)

実施施策 18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進

- ・等々力緑地、夢見ヶ崎公園でのマーケットサウンディングの実施、富士見公園での芝生広場等の整備 (H30)
- ・等々力緑地「再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」の策定、民間活力導入に向けた検討 (R1~R3)

実施施策 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備

- ・「等々力緑地再編整備実施計画」において整備検討 (R2~R3)

実施施策 33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進

- ・生田緑地マネジメント会議の取組 (H30~R3)
- ・御幸公園での梅林の復活、植樹の推進 (H30~R3)
- ・夢見ヶ崎動物公園でのサポーター制度の活用 (H30~R3)



生田緑地マネジメント会議

⑥地域緑化の促進による緑のまちづくり (keyword: 150万人市民による持続的な緑化の推進)

実施施策 3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発

- ・累計植樹本数 100 万本の達成 (R1)
- ・植樹祭の開催 (殿町第 2 公園・中原平和公園・夢見ヶ崎公園・橘公園)
(H30~R3)

実施施策 23 地球環境に配慮した緑化活動の推進

- ・各区での各種の緑化事業の推進 (H30~R3)

実施施策 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理

- ・「川崎市街路樹管理計画」に基づき、街路樹の効果が最大限発揮できるように、適正な維持管理を実施 (H30~R3)

実施施策 28 公共空間の緑化推進

- ・川崎駅駅前広場、市役所通りにおける花の街かど事業の実施 (H30~R3)
- ・公共施設などにおける「緑のカーテン」の設置 (H30~R3)

実施施策 29 事業所による緑化の促進

- ・特定工場の緑化推進、効果的な緑地の整備 (H30~R3)

実施施策 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用

- ・地区まちづくり組織・地区まちづくり構想の認定 (R2)



フローラかわさきの方々による植付け

⑦緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出 (keyword: 公園の有効活用に向けた手法の確立)

実施施策 30 地域コミュニティ形成の推進

- ・公園でのルール作りのガイドラインの策定 (H30)
- ・ボール遊び禁止看板の表記変更 (R2)

実施施策 35 公園の柔軟な管理運営による魅力の向上

- ・市内全公園を対象にサウンディング型市場調査を実施 (R1)
- ・パークマネジメント推進方針の策定 (R2)
- ・王禅寺ふるさと公園、夢見ヶ崎公園での民間活力導入を促すイベントの実施 (H30)
- ・橘公園_民間活力導入に向けた社会実験の公募実施、こすぎコアパーク_民間企業との協定締結、王禅寺四ツ田緑地_地域団体との連携に基づく野外活動体験イベントの実施 (R2)
- ・梶橋水江町線沿道及び池上新町南緑道_公募開始、橘公園_実証実験の実施、こすぎコアパーク_飲食施設を設置しリニューアルオープン、王禅寺四ツ田緑地_地域団体との連携に基づく野外活動体験イベントの実施 (R3)



王禅寺ふるさと公園でのイベント

第 1 期実施計画では、リーディング事業を中心に、各実施施策を推進し、成果を挙げてきました。特に、公園緑地や多摩川及び臨海部など本市の特色である多様な緑を活用し、各地域の特色を生かした賑わい創出の取組を数多く開催し、既存空間の有効活用への基盤づくりに努めました。

2. 目標の進捗状況

緑の基本計画においては、さまざまな効能を発揮する緑の空間の質的な維持を図るため、施策展開を行う緑の総量について目標を設定し、取組を進めています。

令和9（2027）年度末で市域面積の30%以上に相当する施策の展開を目指しています。

【緑の総量の目標】 目標面積合計 4,532ha は、市域面積の 31.4% に相当

保全、創出、育成及び活用する緑の要素	内容	実績値			目標値	令和2年度時点の達成率	
		平成28年度(2016)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和9年度(2027)		
緑地	樹林地	市街地に残る貴重な樹林地や農地については、法律・条例等に基づき区域指定を行うことで、保全・活用を進めていきます。	241ha	247ha	251ha	300ha	83.7%
	農地		368ha	361ha	357ha	343ha	—
公園	公園や港湾緑地等については、多様な利用機能の発揮や、うるおいのある生活環境の創出に向けた整備を進めていきます。	776ha	791ha	790ha	830ha	95.2%	
緑化地	市街地における緑化地の確保を、市民・民間企業・行政の協働により進めていきます。	957ha	976ha	977ha	1,082ha	90.3%	
水辺地空間	水辺地空間については、親水利用や景観活用などを進めています。	1,977ha	1,977ha	1,977ha	1,977ha	100.0%	
合計		4,319ha	4,352ha	4,352ha	4,532ha	96.0%	

【緑ある暮らしを実現するための目標】 指標②は当初目標（100万本）は達成、①、③は低下傾向

内容	実績値			目標値	令和2年度時点の達成率
	平成28年度(2016)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和9年度(2027)	
指標①：市民の緑の満足度	48.7%	—	42.2%	50%以上	84.4%
指標②：市民植樹運動による累計植樹本数	80万本	100万本	110.5万本	150万本	73.7%
指標③：緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合	85%	—	63.1%	90%以上	70.1%

※指標①は、川崎市総合計画に関する市民アンケート結果から

※指標②の当初目標値は100万本、令和2(2020)年度に150万本に見直し(上方修正)

※指標③の当初実績値は平成27(2015)年度の値

緑の基本計画の施策目標の達成に向けて、緑の量的な確保については、令和 9（2027）年度の達成に向けて概ね順調に進展していますが、市民満足度については、緑の満足度や緑に関する活動への参加の意向が減少しています。

その要因として、コロナ禍の拡大により、人々の接触を前提とする学習・交流・イベント等が大幅に制限された影響や、みどりの担い手となる対象者への情報発信不足などが考えられます。

「第 1 期実施計画の取組と進捗状況」を踏まえ、今後取り入れたい工夫

- ・ 参加のハードルを下げ、みどりに関心がない人も参加したくなる工夫
- ・ 自宅時間が増加した若い世代のみどりへの関心を高め、関わり手として呼び込む工夫
- ・ みどりへの感度が高まる中、みどりの環境づくりの気運の醸成と、主体的な取組を促す工夫
- ・ みどりの管理、情報発信、参加等のさまざまな面でデジタル技術の活用を促進していく工夫
- ・ これまでの密着や接触を前提としていた参加・交流・体験等のあり方を見直す工夫
- ・ 取組参画による社会貢献としての一面だけでなく、関係機関の利益につながる工夫
- ・ 自宅や民間の空間も一体となって、地域全体のみどり環境を充実させる・つなげる工夫
- ・ 積極的に事業間の連携を行い、横断的に課題解決に取り組む工夫

令和 2（2020）年度第 1 回かわさき市民アンケート調査（市の緑について抜粋）

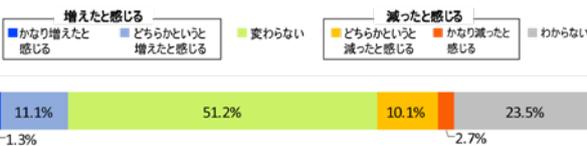
「緑ある暮らしを実現するための目標」

指標①市民の満足度（Q11 今の量を保てばよい+減少してもやむを得ない=42.2%）

指標③緑に関する活動への参加の意向を示す市民の割合（Q13 全体一緑の活動には興味がない=63.1%）

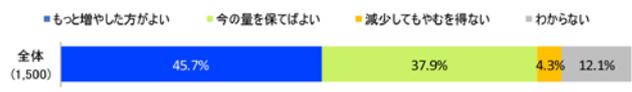
Q10. 平成 20(2008)年から現在までの川崎市の緑の変化についてどのように感じていますか。

平成 20(2008)年から現在までの川崎市の緑の変化



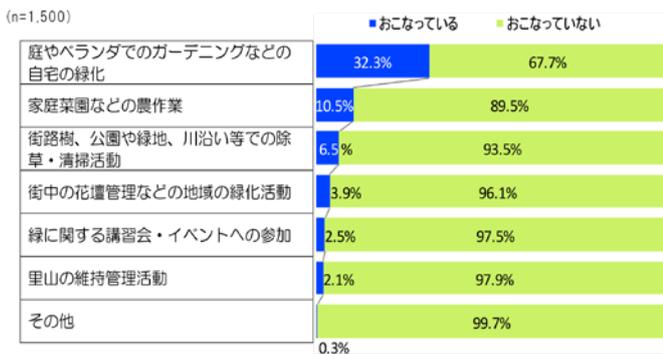
Q11. あなたは、これからの川崎市の緑についてどのように考えますか。

これからの川崎市の緑について



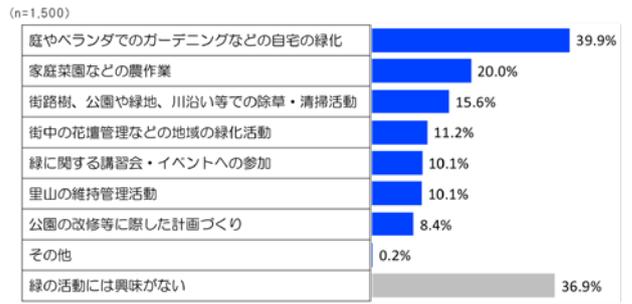
Q12. あなたは、現在、川崎市の緑に関して、次のことをおこなっていますか。

現在おこなっている川崎市の緑に関する活動



Q13. あなたは、今後、川崎市の緑について、どのようなことに取り組んでみたいですか。（複数回答）

取り組んでみたい川崎市の緑に関する活動（複数回答）



序－7 本市みどりを取り巻く社会状況

1. 本市の公園緑地の現状

市内の公園緑地の設置か所数は、人口増加に合わせ、各区の基幹的な公園・緑地及び暮らしの身近にある公園の整備や事業等による公園の提供等により、直近の約14年間（平成18年度→令和2年度）で、約138か所（1,133か所→1,271か所）の公園緑地が増えており、令和3（2021）年4月1日時点では、1,271か所、758.22haが整備されています。

市域全体の市民1人当たりの公園面積は、市営公園等を合わせた全公園緑地面積は4.92㎡、都市公園に限ると3.96㎡（令和3年3月）まで充足が進みました。都市公園法施行令が規定する5㎡以上には届きませんが、市内の公共空地等を含めると、より多くの緑の空間が存在している状況となっています。

緑政部門の予算推移としては、各年の公園建設費増減は、等々力緑地等の大規模施設整備の影響を受けています。また、令和元年東日本台風の影響を受け、翌年の令和2（2020）年度に施設補修費等の公園管理費が増加したほか、令和4（2022）年度予算としては、主に街路樹更新費の増額や老朽化した照明塔など公園施設の長寿命化工事が始まることから公園管理費が増加しています。

人口減少・少子高齢化の進展や都市構造の変化等も見据えながら、公園緑地に対する地域住民のニーズが変化していることを踏まえ、これまでの量的な充足を目指しつつ、適切な予算確保とともに、公園緑地のグリーンインフラとしての多様な機能の発揮など、質の向上を意識した、整備及び管理の適正化に取り組んでいく必要があります。

図 公園緑地面積と人口の推移

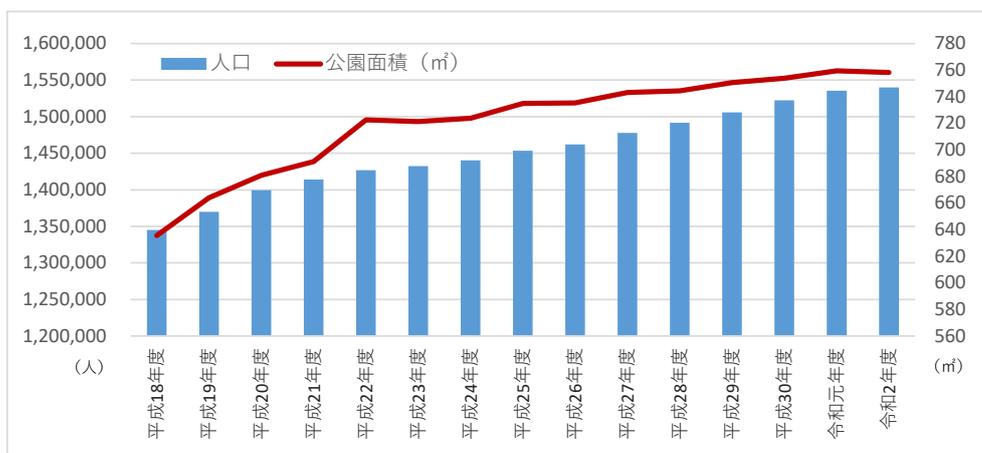
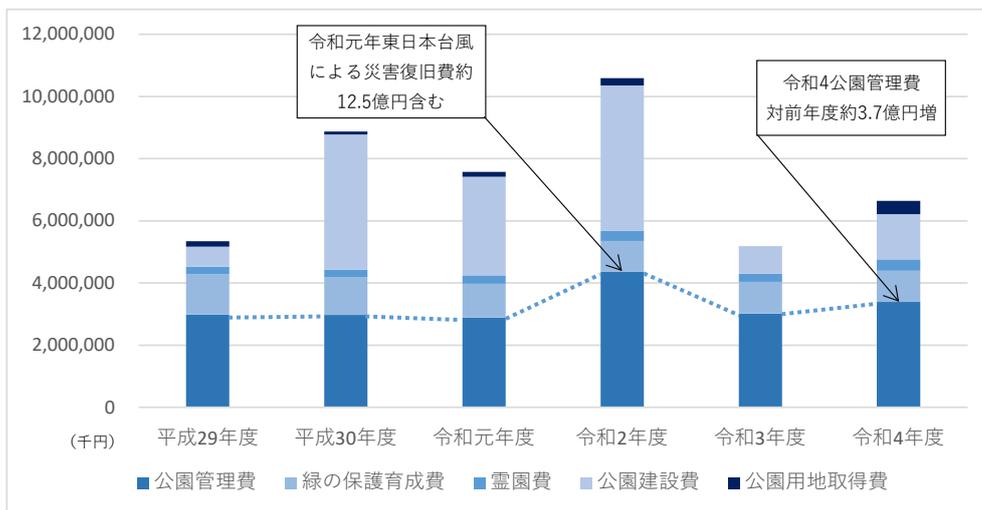


図 建設緑政局（緑政部門の予算推移）



2. 人口減少と少子高齢化

本市の人口は、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、当面は増加傾向を示すことが想定されていますが、令和12(2030)年頃に約160.5万人をピークとして、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定されています。また、中長期的には、子育て世代が次第に減少し、出生数が低下していくなど、本市の人口構成が大きく変化していくことが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されます。

公園緑地の場を活用し、子育て支援や次代を担う子ども・若者の育成、高齢者や障害者など誰もが社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通した生きがいつくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成を進めていく必要があります。

〔本市の将来人口推計のポイント〕

- 令和2(2020)年以降… 「年少人口が減少」
- 令和7(2025)年頃… これまでの間に「超高齢社会が到来」「生産年齢人口が減少へ」
- 令和12(2030)年頃… 「本市の人口のピーク」「本市の人口が減少へ」
- 令和27(2045)年頃… 「現役世代2人で1人の高齢者を支える社会」

出典：川崎市総合計画 第3期実施計画

3. 社会資本の老朽化

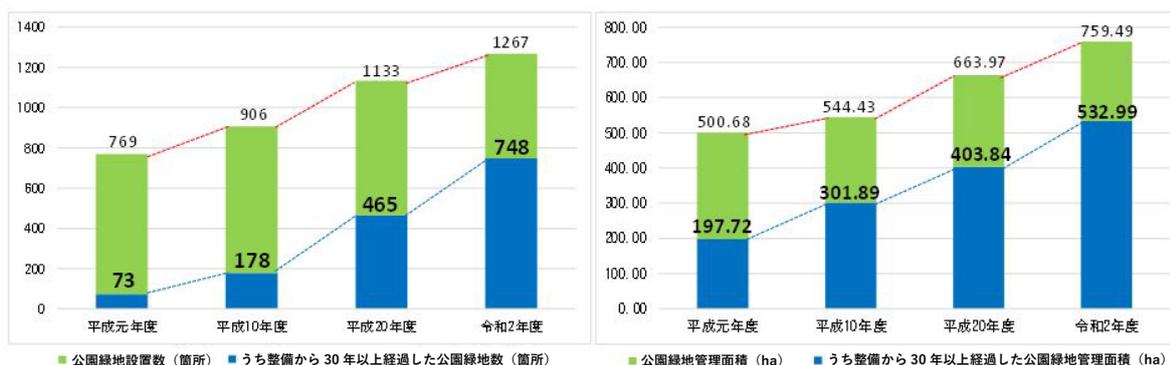
本市では、学校施設や市営住宅などの公共建築物、道路・橋りょうなどのインフラ施設を保有しており、これらの施設の最適な維持管理や活用に向け、「かわさき資産マネジメントカルテ」を平成26(2014)年に策定し、3つの戦略(「戦略1 施設の長寿命化」、「戦略2 資産保有の最適化」、「戦略3 財産の有効活用」)に基づき、資産マネジメントの取組を進めています。

公共建築物(借受及び企業会計分を除く)については、現時点で築30年以上のものが約5割を占め、10年後には7割を超える見通しです。インフラ施設についても、同様に施設の老朽化が進んでおり、老朽化に伴う施設機能の低下や修繕費用の増大などの問題が懸念されています。

公園緑地については、平成元(1989)年度からの30年間で、開設から30年以上が経過した公園緑地は、か所数で約10倍(73か所→748か所)、面積では約3倍(197.72ha→532.99ha)になっています。また、平成28(2016)年に策定した「川崎市公園施設長寿命化計画」の策定時に、国の安全基準等に基づき点検した結果、約27,000施設ある遊具や運動施設などの公園施設のうち3,362施設(全公園施設の約12.5%)が老朽化し、補修・更新が必要となっています。

今後も多くの公園緑地の再整備や公園施設の更新時期が到来することに加え、年数を経て大径木化した樹木の管理など、公園緑地の適正な維持管理に係る財政負担は、年々大きくなっています。

図 整備後30年以上が経過した公園緑地の設置か所数・面積の推移



出典：パークマネジメント推進方針

4. さまざまな主体と連携した協働の取組

(1) 愛護会・管理運営協議会の設置状況

愛護会・管理運営協議会の団体数は、公園緑地設置数の増加に伴って年々増加していますが、公園緑地の設置数に占める愛護会・管理運営協議会の設置率は、ほぼ横ばいとなっています。各年度の新規設立数・解散数は、地域との協働の取組の推進により、公園緑地の新設などの機会を捉えて、働きかけを行っていることから、毎年一定程度の団体の設立がある一方、高齢化や担い手の不足等により活動の継続が困難などの理由から、愛護会・管理運営協議会の解散が発生している課題も抱えています。

表 愛護会・管理運営協議会の団体数と設置率の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
管理運営協議会	537 団体	541 団体	549 団体	562 団体	562 団体	577 団体
公園緑地愛護会	337 団体	340 団体	332 団体	329 団体	332 団体	343 団体
公園緑地設置数	1,239 か所	1,246 か所	1,258 か所	1,264 か所	1,267 か所	1,271 か所
公園緑地の設置数に占める愛護会・管理運営協議会の設置率	70.54%	70.71%	70.03%	70.49%	70.56%	72.38%

(2) 保全管理計画の作成

特別緑地保全地区及び緑の保全地域に指定した緑地は、良好な里地・里山環境として維持、再生していくために、樹林地の将来像を設定し、それに向けた管理を持続的に進める必要があります。こうしたことから、動植物の調査等を踏まえた管理のあり方について、地域住民、民間企業及び教育機関等との協働により、31 か所の保全地区において保全管理計画を作成し、保全緑地の適切な維持管理に努めています。

(3) 大学連携による緑地管理手法の構築

自然環境の保全・育成や生物多様性についての研究に取り組んでいる玉川大学農学部、明治大学農学部、東京農業大学地域環境科学部の3校と協力し、保全された緑地の多様な自然環境の維持・再生について研究を進めています。

表 モデル地区の設定と担当する大学・研究内容等

モデル地区	大学名	研究テーマ
岡上杉山下特別緑地保全地区	玉川大学	・ 択伐による雑木林の生産力及び多様化の変化について
西黒川特別緑地保全地区	明治大学	・ 保全緑地の植生管理及び生物多様性の基礎調査・研究 ・ 地域の文化や技術の継承方法の検証
早野梅ヶ谷特別緑地保全地区	東京農業大学	・ 人為的関わりによる植生動態の研究 ・ 近隣小学校と連携した環境学習機会の創出

(4) かわさき里山コラボ事業

多様なステークホルダーに支えられた里山保全の推進を目指すため、企業・教育機関等の参加協力を得て、保安全管理活動を主とした実践的な里山の保安全管理を行っています。

保安全管理活動に先立ち、その里山の緑の将来像や管理のあり方等について、ワークショップで検討した保安全管理計画を策定し、計画に基づいた里山の保安全管理を行うための覚書、協定を締結し、企業・教育機関等との協働による継続的な里山保安全管理を実施しています。

表 かわさき里山コラボ参加企業・教育機関等

保安全管理活動地区	企業・教育機関等
栗木山王山特別緑地保全地区	富士通株式会社川崎工場
久末東特別緑地保全地区	NECプラットフォームズ株式会社・久末ふれあいの森を育てる会
岡上丸山特別緑地保全地区	岡上小学校・和光大学 地域流域共生フォーラム
王禅寺東特別緑地保全地区	川崎信用金庫
久末イノ木特別緑地保全地区	日本ロレアル株式会社

(5) みどりの事業所の緑化

市街地の中に事業所の敷地の占める割合が大きい本市にとって、事業所の緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしています。また、事業所の緑地は、地域住民や通行人にうるおいを与えるだけでなく、実のなる木や花の咲く木等さまざまな樹種を植栽することで、野鳥や昆虫等、生物の生息環境に配慮した緑化に貢献しています。

昭和 47 (1972) 年には、緑化面積 38.35ha、緑化率 3.6%でしたが、このような事業所での積極的な取組によって、令和 2 (2020) 年度末には、緑化面積約 147.27ha、緑化率 10.7%の緑を創出しています。

序－８ みどりに関する新たな視点

1. 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

世界的に温室効果ガス削減に向けた動きが急速に進んでいます。本市においても、令和 32 (2050) 年の CO2 排出実質ゼロを目指す「脱炭素戦略(かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050)(令和 2(2020)年 11 月策定)」に基づき取組を推進していますが、脱炭素戦略及び国内外の急激な社会変化等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた施策を一層強化するため、令和 4 (2022) 年 3 月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定しました。今後、各種施策・事務事業においても脱炭素化に向けた取組を更に加速・強化していく必要があります。

具体的には、大規模公園等の再整備の機会を捉えた、公園内の休憩施設の木質化や太陽光パネルの設置、LED 照明、空調設備等の効率化、市建築物に関する環境配慮技術の積極的な導入や公園緑地を活用した環境教育等を通じて脱炭素の取組発信を進めていきます。

既存施設に対しても、太陽光パネルの設置に向けた、初期費用や維持管理の負担を軽減する仕組みの活用検討や再生可能エネルギーの導入検討を進めていきます。



出典：川崎市地球温暖化対策推進基本計画

◆地球環境への貢献

「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本施策及び基本的方向を示したもので、8つの基本的方向の中で、特に緑の基本計画と関わりが深いものとしては「VII 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち」や「VIII 多様なみどりが市民をつなぐまち」が該当し、以下の基本的方向や取組の方向性が示されています。

[VII 気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち]

◆基本的方向：気候変動適応策の推進

◆取組の方向性 *特にみどりに関する取組のみ抜粋

1. 将来起こり得る自然災害への対応の計画的な推進
2. 暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進

[VIII 多様なみどりが市民をつなぐまち]

◆基本的方向：緑地の保全・緑化等の推進

◆取組の方向性

1. 全国都市緑化かわさきフェアを契機としたみどりのまちづくりに向けた取組の推進
2. 樹林地・農地の保全と緑化の推進
3. 公園緑地の整備の推進
4. 水辺空間の活用の推進

2. 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえたみどりの取組

本市では、「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を平成31（2019）年2月に策定し、この方針において、住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策などSDGsが掲げる目標は、本市が総合計画に掲げる目指す都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」と同様の方向性であることから、総合計画を推進することを基本に、全庁をあげてSDGsの達成に寄与する考え方を決めました。

また、「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」は、総合計画第3期実施計画と統合し、総合計画に掲げる5つの基本政策と23の政策についてSDGsの各ゴール、ターゲットとの関係を整理しています。

今後、SDGsの推進に向けた姿勢として、職員一人ひとりが持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないこと、多様なステークホルダーとの連携など、SDGsの趣旨を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら各施策・事務事業を進める必要があります。

表 SDGs ゴールと緑の実施計画（主にリーディング事業）との関連

SDGs ゴール（開発目標）の内容	緑の実施計画との対応	SDGs ゴール（開発目標）の内容	緑の実施計画との対応
 <p>【食料・栄養】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>○地域農業の多面的機能の発揮（都市環境保全への寄与）、地産地消の推進。 →市民の「農」に触れる機会の創出 →生産緑地や特定生産緑地の指定 →福祉施設や教育機関と連携した都市農地の活用促進</p>	 <p>【資源・環境】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>	<p>○持続可能な開発、自然と調和したライフスタイルの推進。 →官民連携プラットフォームによる取組の推進（社会貢献+利益の仕組みづくり） →民間活力の更なる活用、新たな財源確保 →日常にみどりをとり入れる仕掛けづくり</p>
 <p>【水・衛生】 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>○河川等の水質の保全、良好な水環境の創出、水域の生態系の保全。 →多摩川や臨海部の水辺軸を活かした環境コリドールの形成 →緑と水のネットワーク形成</p>	 <p>【陸上資源・生態系】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>○樹林地等の緑の保全・創出、陸域の生物多様性の保護、生態系の保全。 →良好な樹林地の恒久的な保全（緑地保全制度に基づく保全・活用） →里山資源の適切な活用 →総合的な生物多様性の取組の推進</p>
 <p>【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>○利用しやすい緑地・公共スペースの整備、災害に強いまちづくりによる持続的な都市の実現。 →緑地や都市農地が有する雨水浸透貯留機能の活用 →公園の防災機能・避難機能の向上 →かわさきフェアを契機とした多様な緑の活用の推進</p>	 <p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<p>○市民協働の推進により、地域に即した取組の推進。 →グリーンコミュニティの形成 →ICT等を活用した巻き込み機会の創出 →コロナ禍の新しい生活様式に対応したイベントや環境学習の推進 →パークマネジメントの推進（公園利用ニーズの多様化への対応）</p>

3. 都市公園法等の改正による新たな制度

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを主な目的として、平成 29（2017）年 6 月に、都市公園の再生・活性化（都市公園法等）、緑地・広場の創出（都市緑地法）、都市農地の保全・活用（生産緑地法等）に係る法改正が行われ、これらの新たな制度に対応したみどりの施策展開が必要となっています。

また、公園緑地にも係る新たな制度として、令和 2（2020）年 9 月には、都市再生特別措置法等が一部改正され、居住エリアの環境向上等による魅力的なまちづくりの推進を図ることを目指し、街路、広場、公園、民間空地等の官民の公共空間を、まちづくり全体の中で一体として捉え、官民連携による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出の取組に対する支援の充実が図られ、本市でも活用した取組が始まっています。



都市再生整備計画に基づく再整備
（こすぎコアパーク）

表 都市公園法等の改正の主な内容

都市公園法	・ Park-PFI 制度の創設、民間活力の導入にかかる制度の拡充 など
都市緑地法	・ 民間主体の緑地保全・緑化推進制度の拡充、緑の基本計画の記載事項の拡充 など
生産緑地法	・ 生産緑地指定の面積要件の引き下げが可能、生産緑地地区内の建築規制の緩和 など

表 都市再生特別措置法等の一部改正の概要

<p>魅力的なまちづくり 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出</p> <p>都市再生特別措置法 都市計画法等</p>	<p>○ 「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出</p> <p>⇒ 都市再生整備計画に記載することで利用可能となる官民連携まちづくり支援制度</p> <p>① 公共空間をオープンに活用する規制緩和制度 道路占用許可の特例（H23～）、河川誘致占用許可（H16～）、都市公園占用許可の特例（H28～）などの制度を活用した「官民連携まちづくりの取組」が可能</p> <p>② 公共空間、民地を有効活用して、賑わい創出を促す協定制度 まちの利便性を高める施設の整備を円滑に進めるための都市利便増進協定（H23～） 地域住民等の発意に基づき、まちの賑わいや交流の創出に資する各種施設（道路、広場、ベンチなど）をイベント等も実施しながら一体的に整備・管理していくための協定制度</p> <p>③ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出するための支援制度（R2～） 都市再生整備計画の中で滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）を指定することで、以下の制度が利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市が実施する事業区域に隣接又は近接する区域において、区域内の民間事業者が市事業と一体的に交流滞在空間を創出できる一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォークアブル事業） ● 地域の催し情報を提供する看板等の設置について一定の要件を満たせば占用許可を受けことができ、収益を事業費用に充てることができる都市公園法の特例 ● まちなかウォークアブル区域内の都市公園において、公園管理者との協定に基づきカフェ等の設置・管理を行う場合、都市公園法の特例である、設置管理許可期間の特例（10年→20年）、建蔽率の特例（2%→12%）、占用物件の特例（自転車駐輪場などの設置が可能）などの支援が利用できる公園施設設置管理協定制度 <p>○ まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進</p> <p>⇒ 都市再生推進法人のコーディネートによる道路・公園の占用手続きの円滑化など イベント出店者が道路、公園等の使用許可の申請時に、市が指定する都市再生指定法人を経由して占用許可等の申請書の提出が可能</p>
---	---

4. パークマネジメント推進方針

本市では、質の高い公園緑地サービスを持続可能なかたちで提供し続けるために、行政側のこれまでの利活用や管理運営に対する硬直的な考えを見直すとともに、これまで進めてきた多様な主体との連携による取組をさらに一歩進めていく必要があるという認識のもと、令和3（2021）年に策定した「パークマネジメント推進方針」を本実施計画と統合し、多様な主体との共有を図りながら、これまで以上に柔軟かつ多様な公園緑地の利活用を進めていきます。

パークマネジメント推進方針の3つの視点

【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化

- ・運用基準の緩和等による柔軟かつ多様な目的での利活用のより一層の促進
- ・多様な利活用ニーズに対応した公園緑地等の機能の拡大
- ・地域住民が快適に利用できる公園緑地の日常的な利用の仕組みの構築

【視点2】利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営

- ・新たな協働の担い手となる活動主体の確保・育成
- ・多様な管理運営手法の活用・導入による持続可能な管理運営の仕組みの構築
- ・公園緑地における収益性の確保・向上と収益還元による維持管理水準の維持・向上

【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり

- ・民間事業者等がもつ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした特色のある魅力的な公園づくり
- ・適正な維持管理を考慮した公園づくり

表 パークマネジメント推進方針と緑の基本計画・緑の実施計画の対応関係

緑の基本計画・緑の実施計画		パークマネジメント推進方針
プロジェクト	実施施策	取組の方向性
1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト	1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の推進	#5 市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大
11 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト	30 地域コミュニティ形成の推進	#4 さまざまな機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進
		#7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上①
12 活力ある緑のまちプロジェクト	35 公園の柔軟な運営による魅力向上	#1 民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大
		#3 多様な分野の取組と連携した利活用の促進
		#6 包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用
		#7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上②
		#8 公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減
13 広域的な緑の魅力向上プロジェクト	37 地域連携による里地・里山の保全と利活用	#9 民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進
		#2 保全緑地における利活用と保全の好循環の創出

出典：パークマネジメント推進方針

5. 新型コロナウイルス感染症と公園需要

新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。これらの状況を踏まえた必要な取組を、スピード感を持って進める必要があります。

そのような状況の中、国が有識者に行ったヒアリング調査「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（国土交通省）では、今後の都市のあり方が整理されました。

表 緑とオープンスペースの今後のあり方と新しい政策の方向性

新型コロナ危機を契機とした変化	<ul style="list-style-type: none"> i 緑とオープンスペースの重要性の再認識 ii 緑とオープンスペースの利用形態の多様化 iii 緑とオープンスペースの柔軟な活用に対するニーズの高まり
変化を踏まえた今後の都市政策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> i グリーンインフラとしての緑とオープンスペースの戦略的活用・充足 ii まちなかのさまざまな緑とオープンスペースの総合的な活用 iii 地域の関係者の連携による緑とオープンスペースの柔軟かつ多様な活用
都市政策の方向性に向かうために今後検討を深めるべき点	<ul style="list-style-type: none"> i 多様な緑とオープンスペースの価値の向上と多様な活用の実現方策 ii 緑とオープンスペースが具体的に備えるべき機能の掘り下げと実現方策 iii 緑とオープンスペースの柔軟な活用に向けた担い手の育成・社会実験のあり方

出典：新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性 論点整理（国土交通省）

本市においても、新型コロナ危機を契機とした屋外のオープンスペースの柔軟な活用や、「新しい生活様式」を取り入れた協働の取組など、みどりの新たなニーズを的確に捉えた取組を推進していく必要があります。

表 新型コロナ危機を契機とした本市が捉えるみどりの新たなニーズ

屋外のオープンスペースの柔軟な活用	芝生広場など利用者ニーズに合わせて柔軟に活用できる空間整備
	公共空間・民間空間のグリーンインフラとしての創出・活用
	コワーキングスペースの提供（公衆無線LANの提供や、可動式のベンチの貸出し等）
	民間活力導入やプラットフォームを活用する仕組みづくり、人材育成、ノウハウの展開
	民間事業者による恒常的なイベント開催などまちの賑わいの創出
	イベント等の感染症対策への対応（ソーシャルディスタンスの確保、非接触型イベントの開催、人数制限等を考慮した企画、運営）
「新しい生活様式」を取り入れた協働の取組	自粛や集まりづらさに対応した活動の見直し・再開
	情報発信のデジタル化（SNSやアプリなどICT技術の活用）
	身近な自然資源を活用した緑化活動の提供、日常に緑を取り入れる仕掛けづくり

6. 自然災害の頻発化・激甚化

近年、大規模自然災害のリスクが増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。また、甚大な人的・物的被害が予想される南海トラフ地震及び首都直下地震については、今後30年以内の地震発生確率が、南海トラフ地震は70%～80%、首都直下地震は70%程度と非常に高い確率で予想されています。従前から取り組んできた地震対策に加えて、激甚化・頻発化する風水害に対しても、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用して、地域の持続可能性と魅力の向上を図るというグリーンインフラの視点に基づき、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。



令和元年東日本台風による大規模公園の状況

「川崎市地域防災計画」において、公園緑地は災害時における一時避難場所に指定されており、主に発災直後の緊急避難、応急仮設住宅の建設用地や片付けごみ等の災害廃棄物の仮保管場所、道路啓開によって除去した障害物の仮保管場所、地域による避難活動の場などとして位置づけられています。また、地震災害及びそれに伴う大規模な火災等により、広い範囲にわたって大きな被害が予測される場合、その被害から逃れるために指定されている公園、緑地、河川敷、グラウンド等を広域避難場所として指定しています。

表 広域避難場所一覧

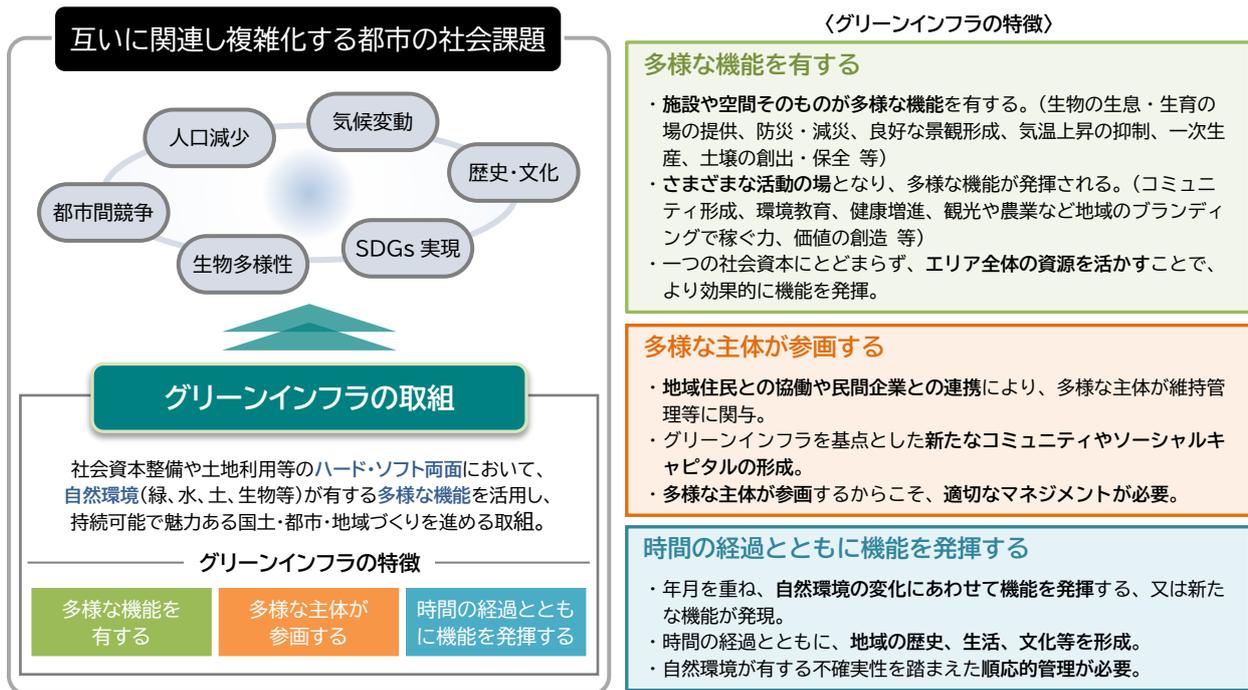
区	広域避難場所	33 か所
川崎区	富士見公園、大師公園、小田公園	3
幸区	多摩川河川敷（小向町、小向仲野町、古市場）、御幸公園	4
中原区	等々力緑地、川崎市中原平和公園、多摩川河川敷（上平間、上丸子山王町、上丸子天神町、下沼部、等々力、中丸子、丸子橋、宮内）	10
高津区	緑ヶ丘霊園、多摩川河川敷（宇奈根、北見方、久地、下野毛、諏訪、瀬田、二子・久地、二子）	9
宮前区	東高根森林公園	1
多摩区	生田緑地、多摩川河川敷（菅）、稻田公園、西菅公園、菅馬場公園	5
麻生区	王禅寺ふるさと公園	1

7. グリーンインフラ推進に向けた取組

令和元（2019）年7月に国土交通省から公表された「グリーンインフラ推進戦略」において、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面に、自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める解決手法の一つとして、官民連携・分野横断により、持続可能で成長力の高い都市の形成や地方創成を実現することが求められています。また、緑の基本計画にグリーンインフラを体系的に組み込めるよう市町村をサポートする旨の記載の追加が行われ、地方自治体が作成する緑の基本計画への反映が期待されています。

なお、具体的な法整備として令和3（2021）年に流域治水関連法の一部が施行され、都市部の緑地を水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用できるよう、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定要件に「雨水貯留浸透地帯」が追加され、令和3（2021）年に都市緑地法運用指針が改正されました。

図 グリーンインフラの考え方



出典：グリーンインフラ推進戦略（国土交通省）

表 グリーンインフラの活用を推進すべき場面

(1) 気候変動への対応	・雨水貯留浸透施設等の整備による治水対策、植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策 など
(2) 投資や人材を呼び込む都市空間の形成	・都市内の緑と水面をつないだ快適な移動空間の形成、自然環境と調和したオフィス街区の形成 など
(3) 自然環境と調和したオフィス空間等の形成	・オフィス空間や連続する都市空間等と自然環境が調和するオフィス街区の形成 など
(4) 持続可能な国土利用・管理	・土地の管理コストの低減、過去に損なわれた自然環境の再生 など
(5) 人口減少等に伴う低未利用地の活用と地方創生	・段階的な農的な土地利用の推進や自然環境の回復、今ある緑地・農地等の保存、二地域居住・就業の促進 など
(6) 都市空間の快適な利活用	・個別の建築・開発行為を合わせた緑と水のネットワークの形成 など
(7) 生態系ネットワークの形成	・多自然川づくり、湿原や干潟等の湿地の再生、緑地・農地の保全・形成による緑と水のネットワークの構築 など
(8) 豊かな生活空間の形成	・自然空間の運営への多様な主体の参加、環境教育・健康増進・レクリエーション等の多様な活動の展開 など

出典：グリーンインフラ推進戦略（国土交通省）

本市では、緑の基本計画において「さまざまな主体の協働」、「つながりのある緑」、「地域の核となる緑」、「緑と水のネットワーク」、「緑の活用の仕組み」の骨格を総称して「グリーンインフラ」として捉えています。

公園や樹林地などの緑の空間のみならず、それを支えるさまざまな協働の主体と、暮らしを支え高める緑の活用の仕組みもグリーンインフラに含め取組を進めていますが、近年の社会変容により屋外のオープンスペースの重要性が認識される中、その機能をなお一層活用し、激甚化する自然災害、

人と生物の共生、健康的で持続可能な地域づくりなど、グリーンインフラの有する多様な効果への理解を深めながら、さまざまな地域課題への対応を進めていく必要があります。

本実施計画においては、グリーンインフラに対する国の基本的な考え方（環境、防災・減災、地域振興の効果の視点）を踏まえつつ、本市の多様なみどりの特性やこれまでの取組を踏まえ、本市が捉えるみどりの持つ主な機能を「自然環境保全」、「生態系保全」、「都市環境改善」、「景観形成」、「防災」、「生産基盤」、「レクリエーション・文化」、「参加・交流」に整理し、それぞれの取組に応じて、機能の発揮を図っていきます。

図 本市が捉えるみどりの持つ主な機能の整理

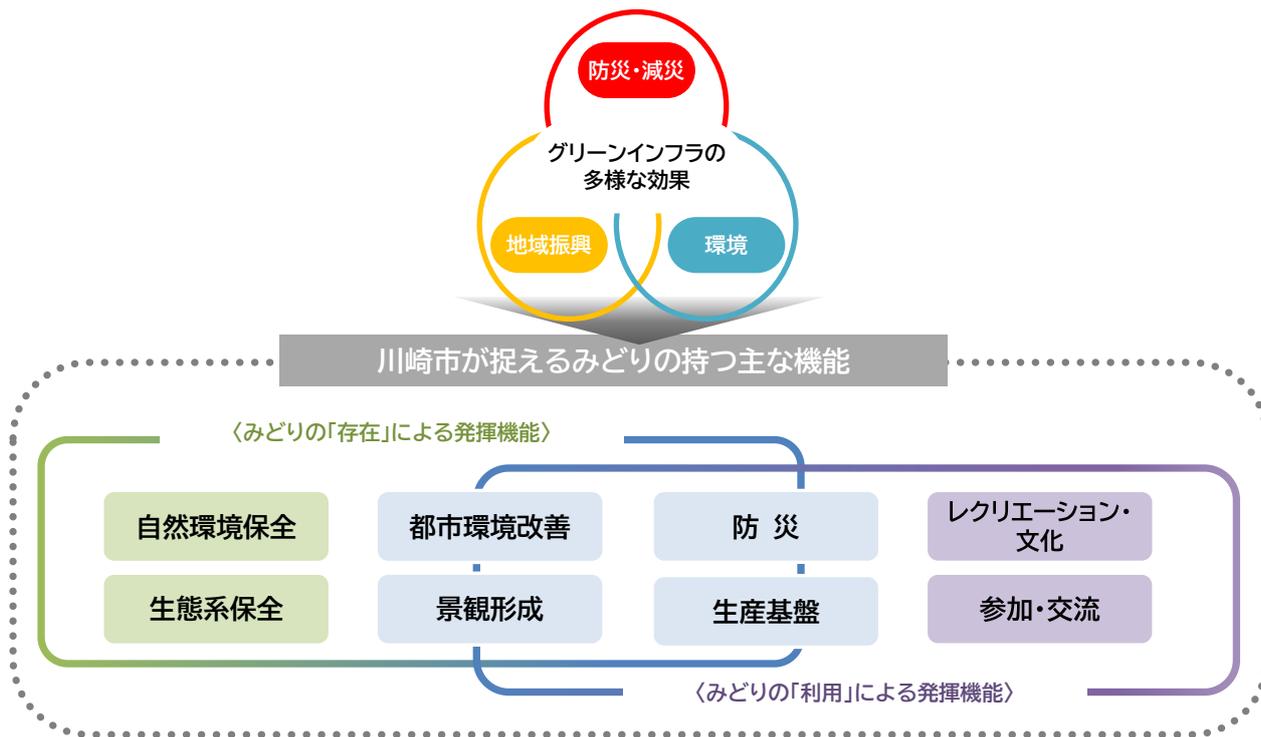


表 本市が捉えるグリーンインフラの主な機能とリーディング事業との対応

	自然環境 保全	生態系 保全	都市環境 改善	景観 形成	防災	生産 基盤	レクリエ ーション・ 文化	参加・ 交流
①緑に関わる幅広いパートナーの創出			●	●				●
②樹林地と都市内農地の保全と活用	●	●				●	●	●
③多摩川緑地の整備・活用と臨海部のまとまりのある緑の創出			●				●	●
④多様な機能を備えた特色のある公園づくり			●		●		●	
⑤地域緑化の促進による緑のまちづくり				●			●	●
⑥緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出			●		●			●
⑦地域課題の解決につながるみどりをツールとした仕組みづくり	●		●					●

8. 全国都市緑化かわさきフェア

全国都市緑化フェアは、都市緑化の意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな潤いある都市づくりに寄与することを目的として、昭和 58（1983）年から全国の各都市で開催されています。

本市では、これまでの 100 年を振り返り、次の 100 年に、より豊かな環境をつないでいくきっかけとなり、全国へ川崎の緑を発信するため、市制 100 周年を迎える令和 6（2024）年度に「全国都市緑化かわさきフェア」（以下、「かわさきフェア」という。）を開催します。

本実施計画の各施策・事業の推進においては、開催を大きな契機と捉え、広く市民等と協働しながら、基本的な考え方に示している「かわさきフェア後も見据えたみどりのムーブメントの推進」を意識し、取組を進めていく必要があります。

図 全市的な展開イメージ



出典：全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子

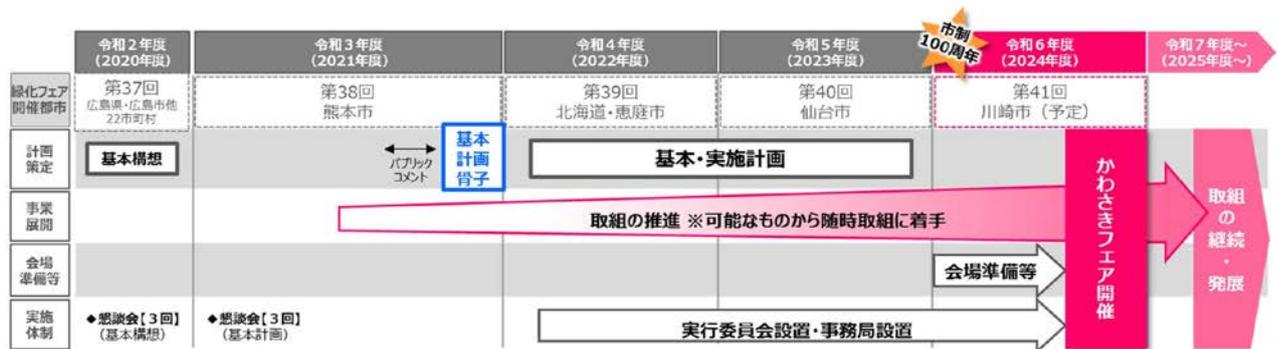
表 かわさきフェアの基本的事項

名称	第 41 回全国都市緑化かわさきフェア
主催者	川崎市、公益財団法人都市緑化機構
実施主体	かわさきフェアの実行組織として実行委員会を設立
開催期間	令和 6（2024）年 10 月中旬～11 月上旬（20 日間程度） 令和 7（2025）年 3 月上旬～3 月下旬（30 日間程度）
コア会場	富士見公園、等々力緑地、生田緑地
協賛・連携会場等	駅、商業施設、民有空地、区役所、緑化推進重点地区、公園緑地、パ・チャル会場など

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> I かわさきフェアは、「みどりが持つ力を、未来の川崎に向けて、みんなが暮らしの中で上手に活用する取組」を推進します。 II 川崎の多様な人・暮らし・みどりを結びつけることで、フェア終了後も続く「みどりのムーブメント」を推進します。 III かわさきフェアのレガシーとなる地域愛を持った市民が、次の 100 年に向けて、川崎らしくより豊かな環境をつないでいきます。
コンセプト	<p>Green For All! でみどりのムーブメントを起こします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりは、すべての人に等しく存在し、まちづくりや暮らしのすべての場面で多様な効果を発揮します。
フィールド	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎の多様なみどりを知り、活かす取組を全市的に展開します。

出典：全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子

表 今後のスケジュール



出典：全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子

「本市みどりを取り巻く社会状況と新たな視点」に伴う課題認識

- ・ かわさきフェアを契機として、市の緑のまちづくりの展開を、新たなステージへと引き上げ・発展させていくことが重要である。
- ・ 行政側のこれまでの利活用や管理運営に対する硬直的な考え方を見直すとともに、今後取り組むべき方向性を多様な主体と共有していくことが必要である。
- ・ 緑への感度の高まりを着実に捉え、ICT 技術等の活用を図り、若い世代へ担い手の拡充を図る手法が必要である。
- ・ 多様な利活用のニーズ、脱炭素、グリーンインフラ、防災、防犯等のさまざまな社会課題の解決に取り組む場が必要である。
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、SDGsの趣旨を発信する場として、公園緑地等を活用し、多様なステークホルダーと連携し取組を浸透させる必要がある。
- ・ 人口減少、少子高齢社会を見据えて、公園緑地の質的向上、維持管理・運営（マネジメント）の手法を具体化していく必要がある。

第1章 施策体系及び主な取組

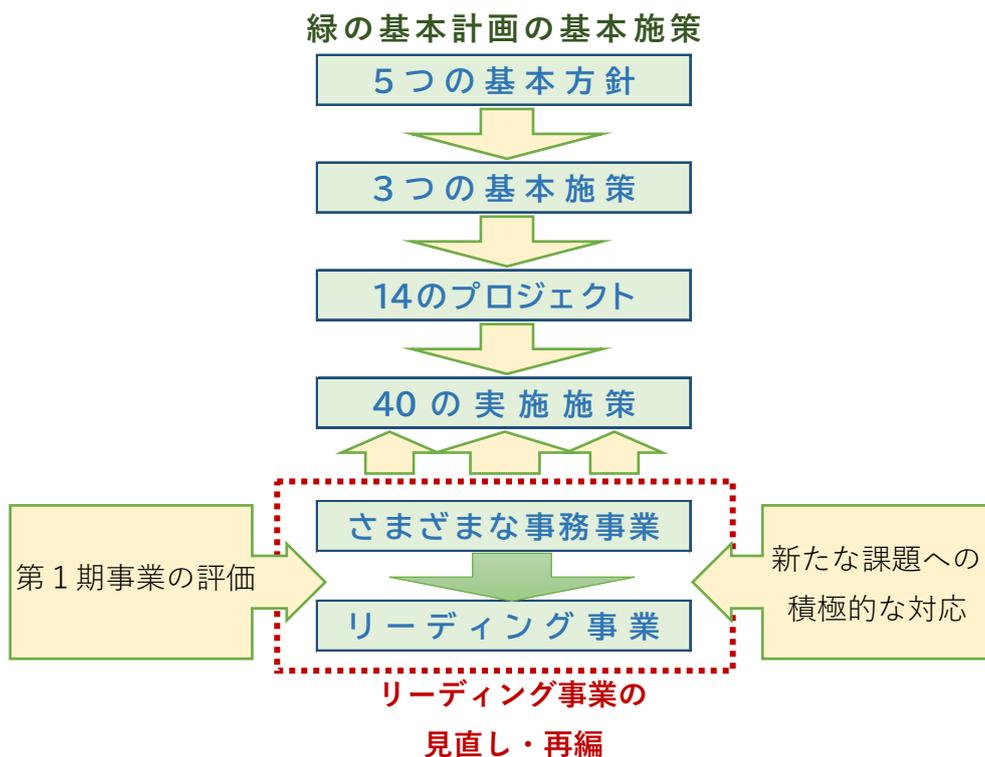
1-1 第2期緑の実施計画の策定背景

第2期目となる本実施計画では、継続的な課題への対応とともに、本市を取り巻く環境の急激な変化を的確に捉えた取組を推進する必要があることから、緑のまちづくりの新たなステージへのステップアップにつながるリーディング事業を位置づけ、それらを着実に実現することを目指します。

本実施計画に位置づけるリーディング事業

緑のまちづくりの新たなステージへのステップアップ事業

図 第2期緑の実施計画でのリーディング事業の見直しイメージ



1-2 第2期緑の実施計画における基本的な考え方

本市のみどりを取り巻く社会状況やみどりに関する新たな視点を踏まえ、第2期実施計画では、次の3つの前提に基づき基本的な考え方を設定しました。

◆基本的な考え方の設定における前提

- 実施施策の全てにおいて、緑の視点から「SDGsの達成」及び「脱炭素社会の実現」に積極的に寄与します。
- 公園緑地（公的な緑の空間）の維持管理・活用に係る施策・事業については、「パークマネジメント推進方針」での方向性を考慮した上で、推進を図ります。
- 積極的に事業間の連携を行い、分野横断的に「緑の多機能性の発揮（グリーンインフラの整備促進）」の具体的な展開手法の検討を図ります。

第2期緑の実施計画における基本的な考え方

1. まちの価値を高める質の高いみどりの空間づくり

かわさきフェアを契機とした市民や企業、行政が連携したプラットフォームの構築により、公園緑地や駅・駅前広場など公共空間等における質の高いみどりの空間づくりを推進します。

2. 地域みんなで創る身近な公園と里山づくり

これまでの協働の取組を更に発展させるため、リーダー育成の仕組みを創設し、新たな担い手を発掘・育成すると共に、グリーンコミュニティの形成を図り、地域住民が主体となった誰もが利用しやすい公園や手入れが行き届いた里山づくりを推進します。

3. 多様なニーズや社会課題の解決に資する機能を有した公園づくり

社会変容により、屋外のオープンスペースの重要性が再認識される中、地域の多様な利活用ニーズや施設の老朽化への対応、脱炭素・グリーンインフラ・防災・防犯等、社会課題の解決に資する、公園整備を推進します。

4. 持続可能な公園緑地サービスの提供を目指した仕組みづくり

増加する公園緑地や老朽化する施設、植栽などをより効果的・効率的に管理し、持続可能な公園緑地サービスを提供する為、新技術や管理手法の導入検討など民間活力の更なる活用を図り、新たな財源確保にむけた仕組みづくりを推進します。



4つの基本的な考え方を踏まえて、次のとおりリーディング事業の見直しを行いました。

第2期緑の実施計画のリーディング事業テーマ

- 拡張** ①緑に関わる幅広いパートナーの創出
- 拡張** ②樹林地と都市内農地の保全と活用
- 統合** ③多摩川緑地の整備・活用と臨海部のまとまりのある緑の創出
- 拡張** ④多様な機能を備えた特色のある公園づくり
- 拡張** ⑤地域緑化の促進による緑のまちづくり
- 拡張** ⑥緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出
- 新** ⑦地域課題の解決につながるみどりをツールとした仕組みづくり

1-3 緑の基本計画及び緑の実施計画の施策体系

基本方針	基本施策	プロジェクト
<p>1 多様な主体の参画による持続可能な協働の仕組みの発展</p>	<p>I 緑のパートナーづくり</p> <p>これまでの協働の取組により全市的に緑のパートナーが広がってきたことを踏まえ、協働プログラムのさらなる推進と参画する緑のパートナーの育成・支援を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの健全な成育と、パートナーの活動を支える情報発信を推進する</p>	<p>1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト</p> <p>2 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト</p> <p>3 緑を大切にする心を育む「緑育」プロジェクト</p> <p>4 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト</p>
<p>2 つながりのあるみどり軸によるふるさと景観の継承と自然環境との共生</p>	<p>II 緑の空間づくり</p> <p>生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑について、川崎市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出、育成する</p>	<p>5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト</p> <p>6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト</p> <p>7 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト</p> <p>8 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト</p> <p>9 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト</p> <p>10 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト</p>
<p>3 多様な機能を備えたみどり拠点による活き活きとした都市の形成</p>	<p>III グリーンコミュニティづくり</p> <p>これまでに育まれてきた地域の多様な主体の連携のもと、公園緑地を、「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の5つの視点で活用することにより、緑を取り巻く多様な人材の参画を生み、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指す</p>	<p>11 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト</p> <p>12 活力ある緑のまちづくりプロジェクト</p> <p>13 広域的な緑の魅力向上プロジェクト</p> <p>14 「臨海のもり」づくり推進プロジェクト</p>
<p>4 身近な緑の創出と育成による緑と水のネットワークの充実</p>		
<p>5 質の高い緑ある暮らしを実現するグリーンコミュニティの形成～まちの価値を高める緑のマネジメントの実行～</p>		

プロジェクトを支える実施施策

- 1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進
- 2 民間企業・教育機関等の参画促進
- 3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発

- 4 緑の人材育成と活用
- 5 緑の活動に対する支援の充実
- 6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚

- 7 環境学習における「緑育」の充実

- 8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進
- 9 人材の交流、連携の推進

- 10 多様な機能を発揮する樹林地の保全
- 11 地域に残された身近な緑の継承
- 12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出
- 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組
- 14 緑と調和した都市景観の形成

- 15 多摩川緑地施設の利便性向上
- 16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組

- 17 公園緑地の防災機能整備推進

- 18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進
- 19 身近な公園の整備推進
- 20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

- 21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用
- 22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

- 23 地球環境に配慮した緑化活動の推進
- 24 緑化助成制度の普及と充実
- 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備
- 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理
- 27 河川等の水辺地の保全
- 28 公共空間の緑化推進
- 29 事業所による緑化の促進

- 30 地域コミュニティ形成の推進
- 31 緑を通じた防災力の向上
- 32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進

- 33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進
- 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用
- 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上

- 36 緑と一体となった地域資源の保全・活用
- 37 地域連携による里地・里山の保全と利活用
- 38 多摩川の利活用による地域活性化

- 39 多様な主体との連携による風の道の形成
- 40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

【リーディング事業のテーマ】

- ① 緑に関わる幅広いパートナーの創出

関連実施施策：1、4、7

- ② 樹林地と都市内農地の保全と活用

関連実施施策：10、11、13、21、37

- ③ 多摩川緑地の整備・活用と臨海部のまとまりのある緑の創出

関連実施施策：15、38、39、40

- ④ 多様な機能を備えた特色のある公園づくり

関連実施施策：17、18、25、33

- ⑤ 地域緑化の促進による緑のまちづくり

関連実施施策：3、23、28、29、34

- ⑥ 緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出

関連実施施策：19、30、31、32

- ⑦ 地域課題の解決につながるみどりをツールとした仕組みづくり

関連実施施策：2、5、8、9、35

事務事業等

1-4 リーディング事業

緑の基本計画に示した3つの基本施策を推進するためにリーディング事業を位置づけ、本実施計画の計画期間において、次に掲げる各テーマのもと、重点的に施策を展開します。

1

テーマ：緑に関わる幅広いパートナーの創出

事業のキーワード【多世代への緑のアプローチ+多様な主体の参画】

【リーディング事業の概要】

地域それぞれの公園緑地の課題を解決するとともに、市民が身近な生活環境で緑を実感できるよう、「管理運営協議会」や「緑の活動団体」など、さまざまな主体と連携、協働しながら、公園緑地の保全を進めています。

今後、かわさきフェアへ向けた取組を契機に、これまでの地域で培われてきた管理手法に加えて、緑の保全や創出、人材育成、活用を学ぶプログラムを策定し、公園緑地の新たな担い手の育成、住民に利用され愛される質の高い公園緑地空間を創出するとともに、緑があふれる暮らし・街並みの実現に向けた取組を推進します。さらに、企業、地域の団体等を巻き込み、かわさきフェア開催以降に繋がる新たな協働、共創による仕組みの構築につなげていきます。

■主に対応するグリーンインフラの機能
都市環境改善 景観形成 参加交流



こども黄緑クラブ（セミの羽化観察会）



どろんこ教室（生田緑地）

【これまでの取組と成果】

構成実施施策と取組目標	第1期の実績
1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進 ●管理運営協議会等の設立促進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣保育園と連携した花壇づくりや美化活動の実施（H30、R1） ・管理運営協議会（H30_562団体、R1_562団体、R2_577団体） ・公園緑地愛護会（H30_329団体、R1_332団体、R2_343団体） ・街路樹愛護会（H30_1186団体、R1_1190団体、R2_1115団体） ・緑の活動団体（H30_253 団体、R1_269 団体、R2_268 団体）
4 緑の人材育成と活用 ●緑の人材バンクの充実と活用 ●ボランティアの育成推進	<ul style="list-style-type: none"> ・里山ボランティア育成講座、花と緑のまちづくり講座、花壇ボランティア実践講座等を開催（H30～R3） ・緑の人材バンク登録者（H30_193 団体、R1_201 団体、R2_206 団体）を公園緑地等の保全活動イベントに活用 ・地域環境リーダー育成講座修了生数（累計 372 人 R3 時点）
7 環境学習における「緑育」の充実 ●自然環境を知る機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験教室「こども黄緑クラブ」の実施（H30_全9回・301名、R1_全7回・214名、R2_全6回・99名、R3_全4回・100名） ・「たかつ生きもの探検隊」、「たかつ水と緑の探検隊」（H30～R3） ・早野梅ヶ谷特別緑地保全地区での東京農業大学との連携による小学生への環境教育の実施（H30～R3） ・生田緑地を活用した、どろんこ教室、科学館の自然観察、里山倶楽部での市民活動などの実施（H30～R3）

【主な対応課題】

- 多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成へ向けて、緑の保全や創出、人材育成、活用を学ぶプログラムを策定する必要があります。
- 若い世代を取り込むことを意識し、さまざまな手法を活用した誰でもいつでも参加できる機会の創出を進めていく必要があります。
- 「たべる」「つくる」「あそぶ」など好奇心を刺激することで、みどりへの興味が少ない人も、参加したくなる工夫を進めていく必要があります。
- 緑のボランティアの育成、活動支援、交流等が効果的に進むよう、既存事業の精査、新規事業の検討等、主体的な取組を促す工夫を進めていく必要があります。
- 公園利用活性化イベントや環境学習については、非接触型イベントの開催など新しい生活様式に対応した効果的な開催方法等について、検討を進めていく必要があります。

【リーディング事業の展開の基本方向】

関連実施施策：1、4、7

●多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進（総合計画 3-3-1）

【第2期の主な取組】

リーディング事業に関連する事務事業等一覧は p43～46 に掲載 担当課の記載内容は、令和4年4月時点

主な取組①	○管理運営協議会、公園緑地愛護会、街路樹愛護会等緑に係る活動に対する支援の充実 ○公開性の高い場所での緑化推進や保全活動を行う「緑の活動団体」の認定登録、支援
指標と目標値	○公園緑地等ボランティア活動か所数（累計か所）*1
対応する主な事務事業	○グリーンコミュニティ形成事業（実施施策1）
担当課	建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課
主な取組②	○緑のボランティアの人材の育成・活用、活動支援
指標と目標値	○里山ボランティア育成講座、花と緑のまちづくり講座等開催数（開催/年）
対応する主な事務事業	○グリーンコミュニティ形成事業（実施施策4）
担当課	建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課
主な取組③	○地域・職場で率先して環境保全活動や環境配慮行動を行う人材の育成、啓発の強化
指標と目標値	○地域環境リーダー数（累計人数）*1
対応する主な事務事業	○環境教育推進事業（実施施策4）
担当課	環境局総務部企画課

*1：総合計画実施計画と緑の実施計画の両方で設定されている成果指標

事業のキーワード【緑地保全協定締結の推進、里山の利活用＋都市内農地の保全・活用】

【リーディング事業の概要】

市内に残された貴重な緑地、樹林地、都市公園内の良好な樹林地は、生物多様性の保全や市域を特徴づける景観形成などを進める上で大切な環境資源であることから、「特別緑地保全地区の指定」などの緑地保全制度を活用した取組を進めています。また、健全な緑地を保つため、間伐などの樹林地の再整備、企業・教育機関等と連携した保全地区内での里山の保管理活動・環境教育、市民協働の手法を取り入れた植生管理や安全管理など効果的な維持管理の取組を進めています。

また、王禅寺四ツ田緑地を「四ツ田わんぱくの森」として、一般開放するなど、保全緑地における利活用と保全の好循環の創出に向けた取組を進めています。

今後、特別緑地保全地区や農の空間などにおいて、持続性を高める管理手法の導入とともに身近な自然環境とふれあう子ども達の遊び場、学ぶ場などを創出するなど、多様な利活用に向けた取組を一層推進していきます。

■主に対応するグリーンインフラの機能
自然環境保全 生態系保全 生産基盤
レクリエーション・文化 参加交流



緑地の利活用（王禅寺四ツ田緑地）



市民防災農地の確保

【これまでの取組と成果】

構成実施施策と取組目標	第1期の実績
10 多様な機能を発揮する樹林地の保全 ●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進	・特別緑地保全地区の指定、緑地保全協定の締結、緑の保全地域の指定、企業等との協働による保管理活動の実施（H30～R3）
11 地域に残された身近な緑の継承 ●保存樹林等の協定の締結、まちの樹の維持保全	・保存樹木の継承（813本）、保存樹林の継承（52,065㎡）、まちの樹の継承（44本）、保存生垣の継承（36か所）（R2末時点）
13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組 ●保全緑地の樹木等の維持管理、老朽化施設等の補修・更新	・保全活動団体等とのワークショップによる保管理計画等の策定・改定（高石特別緑地保全地区・東生田緑の保全地域・小沢城址特別緑地保全地区・岡上丸山特別緑地保全地区・王禅寺四ツ田特別緑地保全地区）（H30～R3）
21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用 ●生産緑地地区の指定の推進、市民防災農地の確保	・特定生産緑地の指定 671か所、JAセレサ川崎と連携した市民防災農地の登録 17か所（R3）
37 地域連携による里地・里山の保全と利活用 ●多摩・三浦丘陵の魅力発信するイベントの開催	・黒川地域「緑と道の美術展 in 黒川」の開催支援（H30～R3） ・多摩三浦丘陵「ウォーキングラリー」「里地里山文化プログラム」の実施（H30～R3） ・多摩・三浦丘陵の市民と緑をつなぐシンポジウム開催（R3）

【主な対応課題】

- 良好な樹林地の恒久的な保全を目指し、地権者への保全制度の理解促進やさまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進を進めていく必要があります。
- 市民等による緑地・里山の保全や、保有する緑を活用した子ども達の遊び場、学ぶ場などの多様な利活用の創出に向けた取組を一層推進する必要があります。
- グリーンインフラの観点から、緑地や都市農地の保全による雨水貯留浸透機能の確保に取り組んでいく必要があります。
- 森林環境税等を活用し、近年被害が増大しているナラ枯れに対応した森林整備や、緑地で活動する担い手の育成・確保に向けた森林整備方針を策定する必要があります。
- 都市農地の保全・活用に向けては、生産緑地や特定生産緑地の指定、市民防災農地の登録等を促進していく必要があります。また、市民の農に触れる機会の充実を図る必要があります。
- 地産地消を一層推進するため、出張販売やマルシェ等、公園緑地空間と連携した取組を進めていく必要があります。
- 脱炭素化に貢献する里山環境の維持・再生に向けて、モノづくり体験やイベント開催等を通じ、里山資源の適切な活用とさまざまな手法を活用した取組の発信に取り組んでいく必要があります。
- 福祉施設や教育機関と連携した取組を一層推進し、樹林地や都市農地の活用を進める必要があります。
- 多摩・三浦丘陵においては、広域での連携と民間等も加えた多様な主体の参画により、継続的に緑地保全に取り組み、官民連携のプラットフォームの設立を進めていく必要があります。

【リーディング事業の展開の基本方向】

関連実施施策：10、11、13、21、37

- 市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進（総合計画 3-3-3）
- 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進（総合計画 3-3-4）

【第2期の主な取組】

リーディング事業に関連する事務事業等一覧は p43～46 に掲載

担当課の記載内容は、令和4年4月時点

主な取組①	<ul style="list-style-type: none"> ○特別緑地保全地区や緑の保全地域、緑地保全協定などの緑地保全制度に基づく、緑地保全施策の推進 ○緑地保全制度で保全された良好な樹林地の、散策などによる市民の活用を促進 												
指標と目標値	<ul style="list-style-type: none"> ○緑地保全面積 (ha) *1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1期当初 (H30)</td> <td>第1期目標/実績 (R3)</td> <td>第2期目標 (R7)</td> </tr> <tr> <td>実績 244</td> <td>目標 285 実績 251</td> <td>目標 300ha 以上</td> </tr> </table> ○市民が利用できる緑地のか所数 (累計か所) *1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1期当初 (H30)</td> <td>第1期目標/実績 (R3)</td> <td>第2期目標 (R7)</td> </tr> <tr> <td>実績 26</td> <td>目標 27 実績 30</td> <td>目標 32 か所以上</td> </tr> </table> 	第1期当初 (H30)	第1期目標/実績 (R3)	第2期目標 (R7)	実績 244	目標 285 実績 251	目標 300ha 以上	第1期当初 (H30)	第1期目標/実績 (R3)	第2期目標 (R7)	実績 26	目標 27 実績 30	目標 32 か所以上
第1期当初 (H30)	第1期目標/実績 (R3)	第2期目標 (R7)											
実績 244	目標 285 実績 251	目標 300ha 以上											
第1期当初 (H30)	第1期目標/実績 (R3)	第2期目標 (R7)											
実績 26	目標 27 実績 30	目標 32 か所以上											
対応する主な事務事業	○緑地保全管理事業（実施施策 10）												
担当課	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課												
主な取組②	○関係機関との連携のもと、都市の防災機能の向上に資する防災農地の登録を促進												
指標と目標値	<ul style="list-style-type: none"> ○市民防災農地の新規登録数 (か所/年) *1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1期当初 (H30)</td> <td>第1期目標/実績 (R3)</td> <td>第2期目標 (R7)</td> </tr> <tr> <td>実績 28</td> <td>目標 8 実績 17</td> <td>目標 8 か所以上/年</td> </tr> </table> 	第1期当初 (H30)	第1期目標/実績 (R3)	第2期目標 (R7)	実績 28	目標 8 実績 17	目標 8 か所以上/年						
第1期当初 (H30)	第1期目標/実績 (R3)	第2期目標 (R7)											
実績 28	目標 8 実績 17	目標 8 か所以上/年											
対応する主な事務事業	○農環境保全・活用事業（実施施策 21）												
担当課	経済労働局都市農業振興センター農地課												

*1：総合計画実施計画と緑の実施計画の両方で設定されている成果指標

事業のキーワード【水辺空間の整備・活用、水辺軸を活かした環境コリドー形成の推進】

【リーディング事業の概要】

多摩川の広大な空間や魅力的なロケーションを活かすため、「新多摩川プラン」に基づき、かわさき多摩川ふれあいロード拡幅等の安全対策や、市民との協働や流域自治体との連携による環境学習や体験活動など、多摩川の魅力向上に向けた取組を進めています。

また、パークボール場やバーベキュー広場の適正管理や多摩川の魅力を広く発信できるようなイベントの開催など、集客を生み、賑わいを創出する取組を、民間活力の導入を含めて検討を進めています。

臨海部地域では、公園を活用したイベント開催や民間事業者と連携したモデル事業を実施するなど、港湾緑地における民間活力の導入を図り、港湾関係企業の就労環境の充実や市民が魅力を感じる空間形成に取り組んでいます。

今後、これまでの市民や流域自治体との連携に加え、民間事業者との連携など、多摩川や港湾緑地の更なる魅力や利活用に向けた取組を引き続き進め、多摩川から臨海部へつながる水辺軸や大規模な公園緑地の拠点を活かしながら、環境コリドーの形成を進めます。

■主に対応するグリーンインフラの機能
都市環境改善 レクリエーション・文化
参加交流



キャンドルスケープ（多摩川河川敷）



港湾緑地（東公園）

【これまでの取組と成果】

構成実施施策と取組目標	第1期の実績
15 多摩川緑地施設の利便性向上 ●多摩川河川敷の運動施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川ピクニック橋の整備（R1） ふれあいロードの延長・拡幅整備（H30～R3） 水辺の魅力向上に向けたイベントの実施（H30～R3）
18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進 ●川崎港緑化基本計画の基本方針に基づく 港湾緑地整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 港湾緑地（旧塩浜物揚場）PPPプラットフォーム意見交換会における対話の実施（R2、R3）
38 多摩川の利活用による地域活性化 ●多摩川の魅力を活かす取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 水たまキッズにおける多摩川上流体験の実施（H30～R3）
39 多様な主体との連携による風の道の形成 ●空間活用による実感できる緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> 川崎臨海部を対象に複数の敷地外緑地等を集約して憩いの空間の創出を目指す「共通緑地ガイドライン」を策定（R1） 東扇島地区における植栽帯の更新（H30～R3）
40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出 ●臨海部の自然・景観・オープンスペースを活用したレジャー機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> 川崎みなと祭りの開催（H30、R3）、東扇島東公園10周年イベントの開催（H30） ニュースレターの発行（H30～R1_3回 R2_拡大号1回）PR動画の作成、各種メディアへ公開

【主な対応課題】

- 水辺の賑わい創出に向けた、民間活力の導入等、河川敷だけでなく水上も活用した多摩川が持つポテンシャルを最大限に活用する取組を推進する必要があります。
- 河川敷の特性を活かし、若者や子どもが楽しく賑やかに遊べる空間づくりやスポーツ施設整備を進める必要があります。
- 市民や流域自治体等との連携による多摩川の魅力向上に向けた取組を推進していく必要があります。
- 多摩川や臨海部の水辺軸や大規模な公園緑地の拠点のつながりを意識し、各取組のイベントや事業連携等において、グリーンインフラや環境コリドールの重要性を分かりやすく伝える必要があります。
- 生物多様性かわさき戦略に基づき、「つなげる」をキーワードに、さまざまな主体と連携しながら、生物多様性の保全に向けたプロジェクトを総合的に推進していく必要があります。
- 臨海部での新たな賑わい創出に向けて、新たな民間活力の導入について検討を進める必要があります。
- 運動施設の設備改修、かわさき多摩川ふれあいロードの拡幅整備など、利用者の利便性や安全性を高める施設更新を進めていく必要があります。
- 環境学習や体験活動に関しては、感染症対策を徹底し、安心して参加できる環境整備を図るとともに、オンラインでの環境学習等ICT技術の活用を進めていく必要があります。

【リーディング事業の展開の基本方向】

関連実施施策：15、38、39、40

●民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進（総合計画 3-3-5）

●川崎港の魅力向上に向けた、港湾緑地の特徴を活かした利用促進や効率的な管理運営（総合計画 4-4-3）

【第2期の主な取組】

リーディング事業に関連する事務事業等一覧は p43～46 に掲載

担当課の記載内容は、令和4年4月時点

主な取組①	○河川敷内の野球場やサッカー場等のスポーツ・レクリエーション施設の整備を推進
指標と目標値	<p>○運動施設の補修・改修（か所/年）</p> <p>第1期当初 (H30) 第1期目標/実績 (R3) 第2期目標 (R7)</p> <p>実績 4 目標 3 / 実績 3 目標 3 か所以上/年</p>
対応する主な事務事業	○多摩川プラン推進事業（実施施策 15）
担当課	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課

主な取組②	○多摩川の魅力を活かす取組の推進
指標と目標値	<p>○賑わい創出に向けた民間活力導入による取組数（か所/年）</p> <p>第1期当初 (H30) 第1期目標/実績 (R3) 第2期目標 (R7)</p> <p>— 実績 2 目標 4 か所以上/年</p> <p>○イベント等による魅力向上に向けた開催数（回/年）</p> <p>第1期当初 (H30) 第1期目標/実績 (R3) 第2期目標 (R7)</p> <p>— 実績 4 目標 8 回以上/年</p>
対応する主な事務事業	○多摩川プラン推進事業（実施施策 15、38）
担当課	建設緑政局緑政部みどりの事業調整課、みどり・多摩川協働推進課

事業のキーワード【大規模公園緑地等の魅力創出】

【リーディング事業の概要】

公園緑地は、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や地域コミュニティ活動の場のほか、災害発生時の避難地、救援活動拠点など重要な役割を果たしていることから、身近な公園については、地域の実情に応じて計画的に整備するとともに、多様な主体が活動している生田緑地などの大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備に取り組んでいます。

今後、民間活力の更なる活用を図るとともに、新たな技術や管理手法の導入検討、クラウドファンディングなどの新たな財源確保に努め、持続可能な公園緑地サービスの提供により、公園利用者の利便性の向上を図っていきます。

■主に対応するグリーンインフラの機能

都市環境改善 防災
レクリエーション・文化



富士見公園 エントランス広場イメージ

【主要な公園の方向性】

- ・ **富士見公園**：富士見公園再編整備基本計画に基づき、「憩い、活動できる空間を創出」「緑の拠点にふさわしい魅力と活気のある景観の形成」「安全かつ円滑な回遊性の高い歩行空間等の確保」「安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出」「公園を中心としたライフスタイルの創造と、あらゆる人がともに活動できる空間活用」等の整備を進めます。
- ・ **等々力緑地**：等々力緑地再編整備実施計画に基づき、「防災機能の強化」、「『新たな日常』を踏まえた役割の実現」、「陸上競技場の最適化（球技専用化）」等を進めます。
- ・ **生田緑地**：緑地を東地区2か所、中央地区1か所、南地区2か所の3地区5ゾーンに分け、民間活力も活用し、各ゾーンの特色を活かした整備と各地区間の回遊性を高める散策路の整備を進めます。
- ・ **夢見ヶ崎公園**：夢見ヶ崎動物公園基本計画に基づき、サポーター制度を活用した管理運営手法の検討や、老朽化等により魅力が低下している施設のリニューアルに向けた取組を進めます。

【これまでの取組と成果】

構成実施施策と取組目標	第1期の実績
17 公園緑地の防災機能整備推進 ●防災機能導入の検討	・「等々力緑地再編整備実施計画」において防災機能の強化について検討（R2～R3）
18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進 ●公園の再整備等による特色ある公園づくりの推進	・等々力緑地、夢見ヶ崎公園でのマーケットサウンディングの実施、富士見公園での芝生広場等の整備（H30） ・等々力緑地「再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」の策定、民間活力導入に向けた検討（R1～R3）
25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備 ●生物多様性に配慮した施設整備の推進	・「等々力緑地再編整備実施計画」において整備検討（R2～R3）
33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進 ●多様な主体との連携手法の検討	・生田緑地マネジメント会議の取組（H30～R3） ・御幸公園での梅林の復活、植樹の推進（H30～R3） ・夢見ヶ崎公園でのサポーター制度の活用（H30～R3）

【主な対応課題】

- 大規模公園の特性を活かし、若者や子どもが楽しく賑やかに遊べる空間づくりや立地特性、地域ニーズ等を踏まえた魅力ある空間づくりを進める必要があります。
- まちの賑わい向上に向け、より一層の民間活力導入を行い、柔軟かつ多様な利活用や持続可能な管理運営に向けたパークマネジメントの推進を検討する必要があります。
- 園路・広場、トイレ等の公園施設において、予防保全型の取組による公園施設の点検と適切な維持管理及び公園の防災機能や避難機能の向上に留意した整備を進めていく必要があります。
- 施設の老朽化及び脱炭素、グリーンインフラ、防災、防犯等、社会課題の解決に資するさまざまな機能を有した空間づくりを検討する必要があります。
- かわさきフェアのコア会場となる、富士見公園、等々力緑地、生田緑地の3つの公園は、フェアの取組と連動し、周辺地域の特色や資源を活かした個性的な取組を進める必要があります。
- 富士見公園については、民間活力の効果的な導入を行い、かわさきフェアの公式行事等の開催時の会場として準備を進める必要があります。
- 等々力緑地については、民間提案の検証、自然災害リスクに応じた緑地の役割の再検討に加え、各種スポーツが楽しめる、休日も平日も賑わう空間づくりを進めていく必要があります。
- 生田緑地については、改定の時期を迎えた、生田緑地ビジョンの見直しとともに、未利用地の利活用に向けた検討を進める必要があります。また、令和5（2023）年度からの次期指定管理者導入に向けた準備調整を進める必要があります。
- 夢見ヶ崎公園については、来園者の利便性向上のための施設整備の実施と共に、体験型プログラムの充実、指定管理者制度の導入、動物公園の規模適正化に向けた検討をする必要があります。

【リーディング事業の展開の基本方向】

関連実施施策：17、18、25、33

●公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進（総合計画 3-3-2）

【第2期の主な取組】

リーディング事業に関連する事務事業等一覧は p43～46 に掲載

担当課の記載内容は、令和4年4月時点

主な取組①	○公園施設の脱炭素に向けた取組
指標と目標値	○脱炭素などの環境に貢献する施設（木造、木質化、太陽光パネル等環境配慮技術の導入）整備数（か所/年） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1期当初 (H30)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1期目標/実績 (R3)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2期目標 (R7)</div> </div>
対応する主な事務事業	○富士見公園整備事業、等々力緑地再編施設整備事業、生田緑地整備事業、夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業、魅力的な公園整備事業など（実施施策 18）
担当課	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課ほか
主な取組②	○夢見ヶ崎公園のにぎわい創出に向け協働の取組を推進
指標と目標値	○サポーター制度による取組の実施数（回/年） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1期当初 (H30)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1期目標/実績 (R3)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2期目標 (R7)</div> </div>
対応する主な事務事業	○夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業（実施施策 33）
担当課	建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園

事業のキーワード【150万市民による持続的な緑化の推進＋緑と水のネットワーク形成】

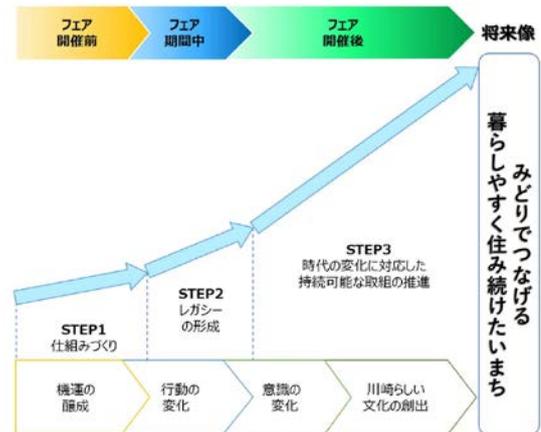
【リーディング事業の概要】

地域緑化の促進に向け、法令等の緑化制度を活用し、民有地緑化の推進及び公共公益施設の緑化等、市民、民間企業及び行政等の協働により緑と水のネットワークを充実させ、都市部における生物多様性の保全や都市環境の向上を進めています。

今後、かわさきフェアを契機に、みどりの持つ多面的な効果をわかりやすく普及啓発し、市民一人ひとりが、意識的に各家庭や職場などの身近な空間に、みどりを取り入れ、その効果を実感できる展開を行います。

また、150万人を超えた市民への緑化意識の普及啓発に努め、地域緑化推進地区計画の認定や緑化推進重点地区計画の改定、150万本植樹運動などを通じて、市民自らが取り組みやすい緑化メニューの提供を進めます。

■主に対応するグリーンインフラの機能
景観形成 **レクリエーション・文化**
参加交流



目指すべき将来の実現に向けた展開イメージ
 出典：全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子

【これまでの取組と成果】

構成実施施策と取組目標	第1期の実績
3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発 ●市民150万本植樹運動の推進	・累計植樹本数100万本の達成(R1) ・植樹祭の開催(殿町第2公園・中原平和公園・夢見ヶ崎公園・橘公園)(H30~R3)
23 地球環境に配慮した地域ぐるみの緑化活動の推進 ●区の木・花の植樹 ●地域への愛着を深める広報イベントの実施	・各区での各種の緑化事業の推進(H30~R3)
26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理 ●街路樹の適正な維持管理の実施	・「川崎市街路樹管理計画」に基づき、街路樹の効果が最大限発揮できるよう、適正な維持管理を実施(H30~R3)
28 公共空間の緑化推進 ●川崎駅前広場、市役所通りにおける花の街かど事業の実施 ●「緑のカーテン」の公共施設への設置、市民への普及啓発	・川崎駅前広場、市役所通りにおける花の街かど事業の実施(H30~R3) ・公共施設などにおける「緑のカーテン」の設置(H30~R3)
29 事業所による緑化の促進 ●事業所緑化の推進・支援	・特定工場の緑化推進、効果的な緑地の整備(H30~R3)
34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用 ●「地区まちづくり育成条例」に基づく取組の推進	・地区まちづくり組織・地区まちづくり構想の認定件数3件(R2)

【主な対応課題】

- みどりの多様な効果をできる限り見える化し、緑の価値をわかりやすく普及啓発することでみどりを大切にする豊かな心を育む取組を行っていく必要があります。
- 人々が多く集まる公園・緑地、民間空地等の広場、街路空間、水辺空間、都市農地などが持つグリーンインフラとしての機能をわかりやすく伝える工夫が必要です。
- 「川崎市街路樹管理計画」に基づく取組の検証を行い、対象樹種又は路線の拡大等について検討する必要があります。
- 当初の植樹目標本数の100万本を達成し、令和6（2024）年度までの目標を150万本と上方修正したことから、より一層の事業推進に向け、さまざまな手法を活用した市民が気軽に参加できる取組の検討、また、今後の植樹のあり方についても検討を行っていく必要があります。
- 地域緑化推進地区の指定、緑のボランティア団体等への活動支援、道路・公園等の整備などのさまざまな方法を通じて、都市緑化を推進していく必要があります。地域緑化推進地区については、新規地区認定に係る公募の方法や広報活動、事務手続きの見直し等を進める必要があります。
- 日常にみどりを取り入れる仕掛けづくり（バイオフィリックデザインの導入など）を行っていく必要があります。
- 緑が豊かな良好な街並みの形成に向けて、「川崎市景観計画」に基づき、適切な指導・誘導を行っていく必要があります。

【リーディング事業の展開の基本方向】

関連実施施策：3、23、28、29、34

●緑化フェアを契機とした多様なみどりを活用した安心で心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進
(総合計画 3-3-1)

【第2期の主な取組】

リーディング事業に関連する事務事業等一覧は p43～46 に掲載

担当課の記載内容は、令和4年4月時点

主な取組①	○市認定制度による地域緑化の普及促進を図る (春と秋の年2回、認定地区に花苗等を提供)
指標と目標値	○地域緑化推進地区認定数(累計か所)
対応する主な事務事業	○都市緑化推進事業(実施施策23)
担当課	建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課

主な取組②	○まちの顔となる公共施設への緑化
指標と目標値	○川崎駅前広場、市役所通りにおける花の街かど事業実施数(か所/年)
対応する主な事務事業	○都市緑化推進事業(実施施策28)
担当課	建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課

事業のキーワード【公園の有効活用に向けた手法の確立＋パークマネジメントの推進】

【リーディング事業の概要】

身近な緑（街区公園等）を活用した地域の多様な主体の連携や多世代交流を進め、住民同士の顔の見える関係づくりを促進し、地域防災力の向上、子育て環境の向上、高齢者の健康増進等を図っています。また、住民に利用され愛される質の高い公園緑地空間を創出することを目指し、多様なニーズに対応した公園利用のルールづくりなど、公園を柔軟に利活用するパークマネジメントの取組を進めています。

今後、地域と連携した空間活用の促進や、改正都市公園法に位置づけられた Park-PFI（公募設置管理制度）など、民間活力の導入の検討も含めて、都市拠点の賑わい創出に向けた、より柔軟な公園活用の取組を推進していきます。

■主に対応するグリーンインフラの機能
都市環境改善 防災 参加交流



ルールづくりに向けたワークショップの様子



【これまでの取組と成果】

構成実施施策と取組目標	第1期の実績
19 身近な公園の整備推進 ●身近な公園の整備の推進	・法令等に基づく協議・指導の継続（H30～R3） ・整備の実施 神明町公園（R1）中野島第3公園（R3）
30 地域コミュニティ形成の推進 ●身近な公園緑地の管理運営の推進	・公園でのルール作りのガイドラインの策定（H30） ・ボール遊び禁止看板の表記変更（R2）
31 緑を通じた防災力の向上 ●身近な公園の防災機能向上の取組の推進	・防災空地の整備（H30～R1） ・自主防災組織等への支援の実施（H30～R3）
32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進 ●子育て環境づくりとしての公園の活用	・子育て支援者養成講座：9回（連続講座）、親子ひろば：6回、住民主体の外遊びイベント：2回（R2） ・高津公園体操マップ作成：10,000部（R2）
35 公園の柔軟な運営による魅力の向上 ●公園緑地等の管理運営の推進	・王禅寺ふるさと公園、夢見ヶ崎公園での民間活力導入を促すイベントの実施（H30） ・市内全公園を対象にサウンディング型市場調査を実施（R1） ・パークマネジメント推進方針の策定（R2） ・橘公園_民間活力導入に向けた社会実験の公募実施、こすぎコアパーク_民間企業との協定締結、王禅寺四ツ田緑地_地域団体との連携に基づく野外活動体験イベントの実施（R2） ・梶橋水江町線沿道及び池上新町南緑道_公募開始、橘公園_実証実験の実施、こすぎコアパーク_飲食施設を設置しリニューアルオープン、王禅寺四ツ田緑地_地域団体との連携に基づく野外活動体験イベントの実施（R3）

【主な対応課題】

- 住民に利用され愛される質の高い公園緑地空間の創出に向けて、地域ニーズを把握しながら、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用の推進及び持続可能な管理運営の仕組みの構築に取り組んでいく必要があります。
- 緑のまちづくりへの幅広い参画を得ていくため、ICT技術等を活用した情報発信等、今まで情報が届いていなかった世代の参加促進を図る必要があります。
- 持続可能な管理運営に向けて、維持管理等への貢献に対する一定のメリットを得られる運用基準の構築に向けた検討を進めていく必要があります。
- 地域課題の解決に向けた新たな技術の活用等、安全安心の空間づくりを進めていく必要があります。
- 公園でのルール作りのガイドラインを活用し、住民等が主体となった公園緑地の柔軟な使い方を促進し、気軽に公園の課題を共有できる仕組みや、ワークショップ以外の意見交換の手法やイベント開催等に関する告知支援等について、検討を進めていく必要があります。
- 各種自然体験プログラムなどの企画・実施に関しては、一部に類似事業が増えるなどの状況も見られることから、プログラムに特色を持たせ、効果的な実施に向けた調整を図っていく必要があります。
- イベント開催については、新たな生活様式を意識した安全で効果的な開催方法を進めていく必要があります。

【リーディング事業の展開の基本方向】

関連実施施策：19、30、31、32

●公園緑地の柔軟かつ多様な利活用や持続可能な管理運営に向けたパークマネジメントの推進 (総合計画 3-3-2)

【第2期の主な取組】

リーディング事業に関連する事務事業等一覧は p43～46 に掲載

担当課の記載内容は、令和4年4月時点

主な取組①	○公園の魅力を発信し、利用を活性化するためのイベントの開催
指標と目標値	○公園利用活性化イベント開催数（回/年）
対応する主な事務事業	○グリーンコミュニティ形成事業（実施施策 30）
担当課	建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課
主な取組②	○地域の特色に合わせた魅力ある公園づくりの推進
指標と目標値	○公園設計、整備（か所/年）
対応する主な事務事業	○魅力的な公園整備事業（実施施策 18）
担当課	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課
主な取組③	○防災性の向上や身近な地域住民の交流スペースとなる防災空地の整備・活用を推進
指標と目標値	○防災空地の整備・活用に向けた取組（か所/年）
対応する主な事務事業	○防災市街地整備促進事業（実施施策 31）
担当課	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課

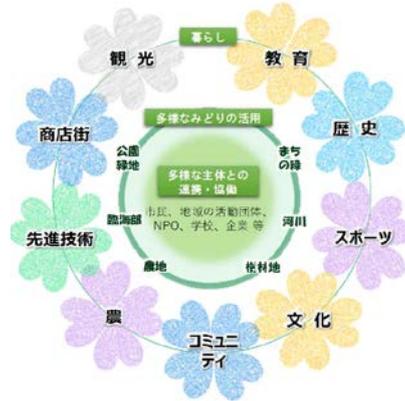
事業のキーワード【官民連携によるプロジェクトの促進】

【リーディング事業の概要】

かわさきフェアを契機とし、公園や駅、駅前広場など公共施設等における質の高いみどりの空間づくりを目指し、市民や企業、行政等が連携したプラットフォームづくりを推進し、緑を取り巻く多様な人材の参画を、さまざまな分野及び機会の中で促進していきます。

特に、参加のしやすさ、つながりの広がりをもつICT技術等を活用した情報インフラの活用を図り、全事業で展開するパークマネジメントの情報発信や交流の強化に特化した取組を官民協働で進めていきます。

■主に対応するグリーンインフラの機能
自然環境保全 **都市環境改善** **参加交流**



かわさきフェアにおける協働・共創の取組イメージ
 出典：全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子

みどりが有する多様な機能

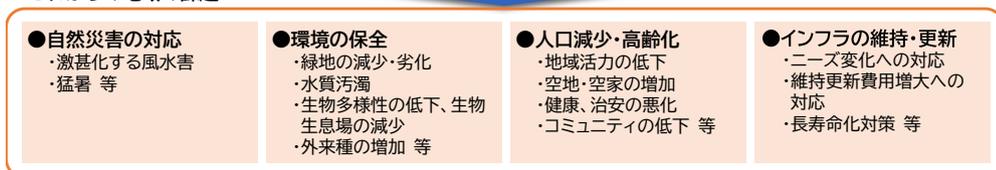


連携プラットフォーム



これからの地域の課題

解決・実現



地域課題の解決につながるみどりをツールとした仕組みづくりのイメージ

【これまでの取組と成果】

構成実施施策と取組目標	第1期の実績
2 民間企業・教育機関等の参画促進 ●民間企業や教育機関との協働による緑の保全・活用の取組	・事業者、大学、研究機関等と連携した環境技術に関する共同研究事業を実施（H30～R3） ・「かわさき里山コラボ」事業の推進（H30～R3）
5 緑の活動に対する支援の充実 ●緑のボランティアの活動支援 （助成金の交付、情報提供、器具貸し出し等）	・紙媒体（緑のボランティア通信発行年5回）、電子媒体（HP やフェイスブック）を用いた情報発信（H30～R3）
8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進 ●生物多様性の保全に関する普及啓発・体験学習の実施 ●多様な地域主体と協働・連携した地域資源の魅力発信	・「生物多様性かわさき戦略」に基づく事業の推進（H30～R3） ・観光ガイドブック等の更新：年1回、区民によるガイドツアーの実施：7回（R1）
9 人材の交流、連携の推進 ●緑のボランティア交流イベントの開催	・活動団体交流イベント（花壇編、里山編）の実施：（H30_260人、R1_275人、R2_中止）

【主な対応課題】

- 市民、企業等それぞれの持つ独自の技術や柔軟なアイデア、ノウハウ、知識などを組み合わせた質の高い空間づくりを目指し、多様な主体と連携した協働・共創の取組を進める必要があります。
- 協働への取組参画が、社会貢献だけでなく、SDGsの達成や脱炭素社会の実現へ向けた、関係機関のメリットにもつながる手法を提案する必要があります。
- 緑の活動に関する情報発信や交流の強化に向けて、SNS やアプリなどを活用した、市民、地域の活動団体、商店街、民間企業、教育機関、行政などが容易にアクセスでき、かわさきフェア終了後も継続できる、各種媒体の活用及びコンテンツの充実を進めていく必要があります。
- 個人や家庭、グループ等が気軽に参加できる機会の創出を行い、地域の課題や活動実態、市民ニーズに即した、継続できる多様な主体との連携・協働の体制づくりについて検討し、フェア開催後のレガシーの形成に向けた持続可能な取組を推進していく必要があります。
- 企業、教育機関等の協働の取組は、連携情報を一元化するなど伝わりやすい広報手段について事業間で連携していく必要があります。

【リーディング事業の展開の基本方向】

関連実施施策：2、5、8、9、35

●多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進（総合計画 3-3-1）

【第2期の主な取組】

リーディング事業に関連する事務事業等一覧は p43～46 に掲載

担当課の記載内容は、令和4年4月時点

主な取組①	○かわさきフェアを契機とした緑の価値の創出に向けた多様な主体と連携した取組
指標と目標値	○企業等の多様な主体と連携した協働・共創の取組実施（回/年）
対応する主な事務事業	○全国都市緑化フェア事業（実施施策8）
担当課	建設緑政局緑政部緑化フェア推進室
主な取組②	○特別緑地保全地区等での企業・教育機関等との協働による保全活動の推進（「かわさき里山コラボ」事業の推進）
指標と目標値	○企業・教育機関等の参加による保全活動数（か所/年）
対応する主な事務事業	○協働による里山管理事業（実施施策2）
担当課	建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課
主な取組③	○多様な主体による公園緑地等の管理運営の仕組みの構築
指標と目標値	○民間活力の導入の実施（か所/年）
対応する主な事務事業	○公園緑地公民連携推進事業（実施施策35）
担当課	建設緑政局緑政部みどりの事業調整課

【リーディング事業に関連する事務事業等一覧】 担当課の記載内容は、令和4年4月時点

リーディング	実施策名	事務事業名	担当課	
1 緑に関わる幅広いパートナーの創出	1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進	グリーンコミュニティ形成事業	建)みどり・多摩川協働推進課 建)みどりの事業調整課	
		河川・水路維持補修事業	建)河川課	
		水辺の愛護活動事業	多摩区)地域振興課	
		公園等を活用したイベント推進*	建)みどり・多摩川協働推進課 経)農業振興課、各区役所ほか	
	4 緑の人材育成と活用	グリーンコミュニティ形成事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
		環境教育推進事業	環)企画課	
		生田緑地整備事業 (生田緑地内ばら苑維持管理事業)	建)みどりの管理課	
		援農ボランティア育成・活用事業	経)農業技術支援センター	
	7 環境学習における「緑育」の充実	グリーンコミュニティ形成事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
		夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	建)夢見ヶ崎動物公園	
		生田緑地整備事業	建)生田緑地整備事務所	
		「エコシティたかつ」推進事業 (学校流域プロジェクト)	高津区)企画課	
		青少年教育施設の管理運営事業	こ)青少年支援室	
		環境教育推進事業	環)企画課	
		協働による里山管理事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
		多摩川市民協働推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
	多摩川環境啓発展示事業	多摩区)地域振興課		
	2 樹林地と都市内農地の保全と活用	10 多様な機能を発揮する樹林地の保全	緑地保全管理事業	建)みどりの保全整備課
		11 地域に残された身近な緑の継承	緑地保全管理事業	建)みどりの保全整備課 建)みどり・多摩川協働推進課
13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組		協働による里山管理事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
		緑地保全管理事業	建)みどりの保全整備課 建)みどり・多摩川協働推進課	
21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用		農環境保全・活用事業	経)農地課	
37 地域連携による里地・里山の保全と利活用		緑地保全管理事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
		協働による里山管理事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
		麻生里地・里山保全推進事業	麻生区)生涯学習支援課	
	農と環境を活かした連携事業	麻生区)企画課		
	担い手育成・多様な連携推進事業	経)農業振興課		
生田緑地整備事業	建)生田緑地整備事務所			

※リーディング事業の中でも、牽引役となる主な事業については太字

※総合計画第3期実施計画に位置づけのない事業、課をまたがる取組は*印

リーディング	実施施策名	事務事業名	担当課
3 臨海部のまとまりのある緑の創出 多摩川緑地の整備・活用と	15	多摩川緑地施設の利便性向上	多摩川プラン推進事業 建)みどりの保全整備課 建)みどりの事業調整課
	38	多摩川の利活用による地域活性化	多摩川市民協働推進事業 建)みどり・多摩川協働推進課
			多摩川プラン推進事業 建)みどり・多摩川協働推進課 建)みどりの事業推進課
	39	多様な主体との連携による風の道の形成	都市緑化推進事業 建)みどり・多摩川協働推進課
			港湾緑地整備事業 港)経営企画課
	40	臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出	港湾振興事業 港)誘致振興課
			港湾緑地維持管理事業 港)川崎港管理センター港営課
	4 多様な機能を備えた特色のある公園づくり	17	公園緑地の防災機能整備推進
富士見公園整備事業 建)みどりの保全整備課			
等々力緑地再編整備事業 建)等々力緑地再編整備室			
生田緑地整備事業 建)みどりの保全整備課 建)生田緑地整備事務所			
魅力的な公園整備事業 建)みどりの保全整備課			
街路樹適正管理事業 建)みどりの保全整備課			
18		地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進	公園施設の脱炭素に向けた取組* 建)みどりの保全整備課ほか
			富士見公園整備事業 建)みどりの保全整備課
			等々力緑地再編整備事業 建)等々力緑地再編整備室
			生田緑地整備事業 建)みどりの事業調整課 建)みどりの保全整備課 建)生田緑地整備事務所
			魅力的な公園整備事業 建)みどりの保全整備課 建)みどりの事業調整課
			菅生緑地整備事業 建)みどりの保全整備課
			市営霊園の整備 建)霊園事務所
			夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 建)みどりの保全整備課 建)夢見ヶ崎動物公園
			港湾緑地整備事業 港)経営企画課
25		生物多様性に配慮した公園緑地の整備	富士見公園整備事業 建)みどりの保全整備課
			等々力緑地再編整備事業 建)等々力緑地再編整備室
			生田緑地整備事業 建)みどりの保全整備課
			魅力的な公園整備事業 建)みどりの保全整備課
33		大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進	富士見公園整備事業 建)みどりの保全整備課
			等々力緑地再編整備事業 建)等々力緑地再編整備室
			生田緑地整備事業 建)生田緑地整備事務所
			夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 建)夢見ヶ崎動物公園
			御幸公園梅香事業 幸区)道路公園センター整備課

※リーディング事業の中でも、牽引役となる主な事業については太字

※総合計画第3期実施計画に位置づけのない事業、課をまたがる取組は*印

リーディング	実施施策名	事務事業名	担当課	
5 地域緑化の促進による緑のまちづくり	3	市民や民間企業等の緑化意識の啓発	市民 150 万本植樹運動事業 建)みどり・多摩川協働推進課	
	23	地球環境に配慮した緑化活動の推進	緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課
			都市緑化推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課
			区の花・区の木等緑化推進事業	川崎区)企画課
			花と緑のさいわい事業	幸区)地域振興課
			区民の手で花いっぱい中原事業	中原区)地域振興課
			花と緑のたかつ推進事業*	高津区)道路公園センター整備課
			花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業	宮前区)地域振興課
			ヤマユリ植栽普及促進事業	麻生区)地域振興課
			あさお花いっぱい推進事業	麻生区)地域振興課
			街路樹適正管理事業	建)みどりの保全整備課
	28	公共空間の緑化推進	都市緑化推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課
			市営住宅等ストック活用事業	ま)市営住宅建替推進課
	29	事業所による緑化の促進	都市緑化推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課
			川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく効果的な緑地整備の推進*	経)経営支援課
	34	市街地における緑とオープンスペースの確保と活用	緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課
			地区まちづくり推進事業	ま)景観・地区まちづくり支援担当
			景観形成誘導推進事業	ま)景観・地区まちづくり支援担当
			地域地区等計画策定・推進事業	ま)都市計画課
			公開空地の誘導*	ま)建築指導課

※リーディング事業の中でも、牽引役となる主な事業については太字

※総合計画第3期実施計画に位置づけのない事業、課をまたがる取組は*印

リーディング	実施施策名	事務事業名	担当課	
6 緑を核とした地域コミュニティ形成とまちの魅力創出	19 身近な公園の整備推進	魅力的な公園整備事業	建)みどりの保全整備課	
		緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
	30 地域コミュニティ形成の推進	グリーンコミュニティ形成事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
		小杉駅周辺の新たなコミュニティ推進事業	中原区)地域振興課	
		たかつランドマーク保全活用推進事業	高津区)企画課	
		みんなの道路公園事業	宮前区)道路公園センター整備課	
		公園緑地の適正管理運営	建)みどりの管理課	
	31 緑を通じた防災力の向上	公園防災機能向上事業	建)みどりの保全整備課	
		地域防災推進事業	総)危機管理室	
		防災市街地整備促進事業	ま)防災まちづくり推進課	
	32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進	公園緑地維持管理事業	建)みどりの保全整備課	
		外遊び活動支援事業	宮前区)地域ケア推進課	
		多摩区こども総合支援推進事業	多摩区)地域ケア推進課	
		健康長寿のまちづくり推進事業	高津区)地域支援課	
		公園を拠点にした健康づくり推進事業*	麻生区)地域支援課	
		スポーツのまち麻生推進事業	麻生区)地域振興課	
	7 地域課題の解決につながるみどりをツールとした仕組みづくり	2 民間企業・教育機関等の参画促進	都市緑化推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課
			協働による里山管理事業	建)みどり・多摩川協働推進課
産学公民連携事業			環)環境総合研究所都市環境担当	
5 緑の活動に対する支援の充実		グリーンコミュニティ形成事業	建)みどり・多摩川協働推進課	
8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進		多様な手法による情報発信*	建)みどり・多摩川協働推進課 <small>ほか</small>	
		全国都市緑化フェア事業	建)緑化フェア推進室	
		生物多様性推進事業	環)企画課	
		緑地保全管理事業	建)みどりの保全整備課	
		都市環境研究事業	環)環境総合研究所都市環境担当	
		御幸公園梅香事業	幸区)道路公園センター整備課	
		観光振興・タウンプロモーション推進事業	多摩区)地域振興課	
		あさお観光資源の魅力紹介事業	麻生区)地域振興課	
麻生区 SDGs 推進事業		麻生区)企画課 麻生区)地域振興課		
9 人材の交流、連携の推進	グリーンコミュニティ形成事業	建)みどり・多摩川協働推進課		
35 公園の柔軟な運営による魅力の向上	公園緑地公民連携推進事業	建)みどりの事業調整課		

※リーディング事業の中でも、牽引役となる主な事業については太字

※総合計画第3期実施計画に位置づけのない事業、課をまたがる取組は*印

1-5 事務事業等の概要

14のプロジェクトを支える40の実施策毎に、主要な事業及び個別事業の概要とその進行計画を示します。

なお、緑の保全・創出・育成等を主目的としない事業であっても、緑の取組に間接的に関わる事業については、実施施策を支える事業として位置づけています。

基本施策Ⅰ 緑のパートナーづくり

プロジェクト1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト

実施施策1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進

リーディング1

緑の基本計画
(p119~120)

■さまざまな主体の参加促進

■さまざまなボランティア団体の設立・活動継続の促進

【リーディング事業の展開の基本方向】

●多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進（総合計画 3-3-1）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標			
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
リ1	○グリーンコミュニティ形成事業 (旧：身近な公園緑地等の管理運営事業)	建)みどり・多摩川協働推進課	管理運営協議会等の設立促進と活動支援を行い、市民等との協働による公園緑地等の適切な維持管理を進めます。	●管理運営協議会等の設立促進と活動支援 2,304か所 2,380か所 2,420か所 2,450か所 ●若い世代等、多様な主体の参画促進に向けた取組の検討と推進			
リ1	○グリーンコミュニティ形成事業 (旧：緑のボランティアセンター事業)	建)みどり・多摩川協働推進課	緑に関わる人材の育成や発掘、活用を通じて、緑の活動団体等の参画を促進します。	●緑の活動団体等の設立促進と活動支援 新たな登録：12団体 新たな登録：13団体 新たな登録：14団体 新たな登録：15団体			
リ1	○グリーンコミュニティ形成事業 (旧：緑のボランティアセンター事業)	建)みどりの事業調整課、みどり・多摩川協働推進課	人材育成、活用を学ぶプログラムを活用し、新たな緑の人材育成を進めます。	●新たな緑の人材の育成に向けた取組 プログラムの策定及び試行 プログラムを活用した多様な主体との協働の取組			
リ1	○河川・水路維持補修事業	建)河川課	市民との協働による河川及び水路の適切な維持管理を進めます。	●河川愛護活動への支援、参加団体との意見交換			
リ1	○水辺の愛護活動事業	多摩区)地域振興課	町内会・自治会等による二ヶ領用水の清掃・愛護活動を支援し、緑豊かな水辺空間づくりと、区民の環境愛護活動を推進します。	●区民による二ヶ領用水の清掃・愛護活動に対する支援・協力			
リ1	○公園等を活用したイベント推進	*建)みどり・多摩川協働推進課、(経)農業振興課、各区役所ほか	多様な主体が公園や緑に触れるきっかけとなるイベントを開催します。	●花と緑の市民フェア、ふれあい公園等の実施			

※総合計画第3期実施計画に位置づけのない事業、課をまたがる取組は*印

実施施策2 民間企業・教育機関等の参画促進

リーディング7

緑の基本計画
(p121~122)

- 民間企業や教育機関との協働による緑の保全・活用の取組の促進
- 民間企業による緑化の取組の促進

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進 (総合計画 3-3-1)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ7	○都市緑化推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	●事業所緑化協定の締結及びみどりの事業所推進協議会への加盟促進 情報発信：3回 情報発信：3回 情報発信：3回 情報発信：3回				3-3-1③
リ7	○協働による里山管理事業(旧：保全管理計画策定事業)	建)みどり・多摩川協働推進課	企業、教育機関などと協働して緑地保全計画を作成し、植生管理など保全緑地の適正な管理を進めます。	●企業、教育機関等の協働による緑地保全の取組「かわさき里山コラボ」事業の推進 活動か所：5か所 活動か所：5か所 活動か所：5か所 活動か所：5か所				3-3-3②
リ7	○産学公民連携事業	環)環境総合研究所都市環境担当	川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携により、地域の環境課題の解決や環境技術の市内集積などによる環境改善を目指した共同研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 共同研究：6件 共同研究：6件 共同研究：6件 共同研究：6件 ●共同研究事業に関する情報発信 情報発信：20回 情報発信：20回 情報発信：20回 情報発信：20回				3-1-1⑫

実施施策3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発

リーディング5

緑の基本計画
(p122)

- 市民、民間企業等との協働による植樹運動の推進

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 緑化フェアを契機とした多様なみどりを活用した安心で心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進 (総合計画 3-3-1)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ5	○市民150万本植樹運動事業	建)みどり・多摩川協働推進課	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市制100周年を迎える令和6(2024)年までに市民・事業者との協働により、100万本の植樹を目指して植樹運動を推進します。令和元(2019)年12月に植樹本数が100万本に到達したため、引続き150万本の植樹を目指して取組を継続します。	●市民150万本植樹運動の推進 ○協働の取組による植樹運動の推進(行政・事業者・個人の植樹の取組の推進の継続実施) ○イベント等による植樹運動の推進(市民150万本植樹運動植樹祭の開催の継続実施)				3-3-1④

プロジェクト2 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト

実施施策4 緑の人材育成と活用 リーディング1

緑の基本計画 (p123) ■緑の人材バンクの充実と活用
 ■ボランティアの育成推進

【リーディング事業の展開の基本方向】

●多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進（総合計画 3-3-1）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ1	○グリーンコミュニティ形成事業 (旧：緑のボランティアセンター事業)	建)みどり・多摩川協働推進課	緑に関わる人材の育成や発掘、活用を通じて、緑のボランティアの育成・活用を進めます。	●緑の人材バンク登録と樹林地の維持管理等への人材の活用（里山での活動に向けた基礎的知識や、枝打ち、竹林の管理法、観察会等のフィールド学習など） 新規登録者数：13名 活用量数：200名以上 新規登録者数：16名 活用量数：200名以上 新規登録者数：17名 活用量数：200名以上 新規登録者数：18名 活用量数：200名以上 ●里山ボランティア育成講座、花と緑のまちづくり講座等の開催 講座回数：20回以上 講座回数：20回以上 講座回数：20回以上 講座回数：20回以上				3-3-1⑥
リ1	○環境教育推進事業	環)企画課	持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けた人材育成のため、環境配慮行動を促す仕組みの基盤となる環境教育・学習の取組を地域全体で推進します。	●地域環境リーダー育成講座の開催 地域環境リーダー数：384人以上 地域環境リーダー数：396人以上 地域環境リーダー数：408人以上 地域環境リーダー数：420人以上				3-1-1⑤
リ1	○生田緑地整備事業 (生田緑地内ばら苑維持管理事業)	建)みどりの管理課	ばら苑の開催に向けて、市民ボランティアと協働した適正な維持管理を行います。	●生田緑地ばら苑ボランティアの活用の推進、ボランティアのスキル向上のための講習会の開催 講習会開催：年30回以上 講習会開催：年32回以上 講習会開催：年34回以上 講習会開催：年36回以上				3-3-2③
	○担い手育成・多様な連携推進事業	経)農業振興課	今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者（担い手）の育成・確保を目的として、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図るとともに、研修会の開催や認定農業者等の経営改善計画の達成に向けた支援を実施します。また、多様な主体との共創による新たな農業価値の創造を図ります。	●女性農業者及び青年農業者組織の活動支援 ○農業者間の情報共有、経営能力の向上、市民の農業理解の促進への支援の推進 支援回数：15回以上 支援回数：15回以上 支援回数：15回以上 支援回数：15回以上				4-1-4①
リ1	○援農ボランティア育成・活用事業	経)農業技術支援センター	都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するため、市民ボランティアの育成・活用を推進します。	●援農ボランティアの育成 ○育成事業の推進 ボランティア数：累計156人以上 ボランティア数：累計156人以上 ボランティア数：累計176人以上 ボランティア数：累計176人以上 ●講座修了後の援農ボランティアの活用促進に向けた支援				4-1-4④

実施施策5 緑の活動に対する支援の充実 **リーディング7**

緑の基本計画
(p124)

■緑のボランティアセンターを通じた支援の充実

【リーディング事業の展開の基本方向】

●多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進（総合計画 3-3-1）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
R7	○グリーンコミュニティ形成事業 (旧：緑のボランティアセンター事業)	建)みどり・多摩川協働推進課	緑のボランティアの人材の育成・活用、活動支援、交流促進を進めます。	●緑のボランティアの活動支援（助成金の交付、情報提供、器具貸し出し等） 出前講座実施回数：60回				3-3-1⑥

実施施策6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚

緑の基本計画
(p124)

■緑の取組に対する表彰等の実施

■民間企業の環境配慮意識の向上

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○グリーンコミュニティ形成事業 (旧：緑のボランティアセンター事業)	建)みどり・多摩川協働推進課	優れた緑の景観等の表彰を進めます。	●「わがまち花と緑のコンクール」の開催				3-3-1⑥
	○環境功労者表彰事業	環)企画課	地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。	●環境功労者の表彰				3-1-1⑥
	○建築物環境配慮推進事業	ま)建築管理課	高い省エネ性能を有するなど環境への配慮に関する自主的な取組を促し、環境負荷の低減を図り、環境配慮建築物が評価される市場の形成を推進します。	●「建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）」の適正かつ効率的な運用 届出件数に占めるB+ランク以上の割合：57%以上				4-6-1⑯
				●説明会等による環境配慮建築物に関する普及・啓発 実施回数：4回以上				

プロジェクト3 緑を大切に作る心を育む「緑育」プロジェクト

実施施策7 環境学習における「緑育」の充実 リーディング1

- 緑の基本計画 (p124~125)
- 自然環境を知る機会の充実
 - 環境課題の解決に向けた取組の推進と理解の促進

【リーディング事業の展開の基本方向】

●多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進 (総合計画 3-3-1)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ1	○グリーンコミュニティ形成事業 (旧:緑のボランティアセンター事業)	建)みどり・多摩川協働推進課	川崎の緑を守り育てる子どもたちの応援を進めます。	●こども黄緑クラブの実施 (年4回)				3-3-1⑥
				実施回数: 4回以上	実施回数: 4回以上	実施回数: 4回以上	実施回数: 4回以上	
リ1	○夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	建)夢見ヶ崎動物公園	動物とのふれあいや環境学習の場の創出に向けた取組を進めます。	●公園や地域のにぎわい創出に向けた取組の推進				3-3-2⑨
				○魅力向上に向けた取組の推進 (動物園まつりの実施)				
				実施回数: 2回	実施回数: 2回	実施回数: 2回	実施回数: 2回	
				○魅力向上に向けた取組の推進 (飼育の日イベントの実施回数)				
				実施回数: 1回	実施回数: 1回	実施回数: 1回	実施回数: 1回	
				○魅力向上に向けた取組の推進 (サマースクールによる飼育体験を通じての環境教育)				
				実施回数: 1回	実施回数: 1回	実施回数: 1回	実施回数: 1回	
				○魅力向上に向けた取組の推進 (自然保護に関する学習の場の提供)				
				実施回数: 2回	実施回数: 2回	実施回数: 2回	実施回数: 2回	
リ1	○生田緑地整備事業	建)生田緑地整備事務所	生田緑地の自然を活用した環境学習の場の創出に向けた取組を進めます。	●公園や地域のにぎわい創出に向けた取組の推進				3-3-2③
				○魅力向上に向けた取組の推進				
				実施回数: 5回	実施回数: 5回	実施回数: 5回	実施回数: 5回	
リ1	○「エコシティたかつ」推進事業 (学校流域プロジェクト)	高津区)企画課	地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会(エコシティ)の形成を目指します。	●区内小学校・中央支援学校のビオトープ等を活用した環境学習の推進 (「学校流域プロジェクト」事業手法・内容の検討・実施)				区計画
				ビオトープを活用した環境学習の支援の実施: 年1回以上	ビオトープを活用した環境学習の支援の実施: 年1回以上	ビオトープを活用した環境学習の支援の実施: 年1回以上	ビオトープを活用した環境学習の支援の実施: 年1回以上	
				●生物多様性・保水力向上を図る市民協働の実践的取組「たかつの自然の賑わいづくり事業」の実施				
				実施回数: 1回	実施回数: 1回	実施回数: 1回	実施回数: 1回	
				●地球温暖化適応策・生物多様性保全に関する意識啓発及び「エコシティたかつ」の理解促進				
				実施回数: 1回	実施回数: 1回	実施回数: 1回	実施回数: 1回	
リ1	○青少年教育施設の管理運営事業	こ)青少年支援室	団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。	●ハケ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施				2-1-3⑥
				利用人数: 96,000人以上	利用人数: 96,000人以上	利用人数: 96,000人以上	利用人数: 96,000人以上	
				●黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施				
				利用人数: 31,000人以上	利用人数: 31,000人以上	利用人数: 31,000人以上	利用人数: 31,000人以上	
				●子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施				
				利用人数: 92,000人以上	利用人数: 92,000人以上	利用人数: 92,000人以上	利用人数: 92,000人以上	
				●青少年の家における団体宿泊活動等の実施				
				利用人数: 34,000人以上	利用人数: 34,000人以上	利用人数: 34,000人以上	利用人数: 34,000人以上	
リ1	○環境教育推進事業	環)企画課	持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けた人材育成のため、環境配慮行動を促す仕組みの基盤となる環境教育・学習の取組を地域全体で推進します。	●「環境教育・学習アクションプログラム」に基づく環境教育の総合的な推進				3-1-1⑤
				●学校等と連携した環境教育・学習の推進				

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ1	○ 協働による里山管理事業（旧：里山再生事業）	建)みどり・多摩川協働推進課	緑の基本計画において「緑と農の3大拠点」として位置付けている黒川、早野、岡上地区において、緑や農に触れる機会の充実に図ります。	●黒川、早野、岡上地区の市民、大学、小学校との連携による保全活動・環境教育の取組の推進				3-3-3②
				開催数 : 2回以上	開催数 : 2回以上	開催数 : 2回以上	開催数 : 2回以上	
リ1	○ 多摩川市民協働推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	市民との協働により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信します。	●水辺の楽校の活動支援（活動支援の継続実施）				3-3-5②
				開催数 : 30回以上	開催数 : 30回以上	開催数 : 30回以上	開催数 : 30回以上	
				●ニヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる情報発信拠点の取組の推進（情報発信の継続実施）				3-2-1⑤
				来園者数 : 40,000人以上	来園者数 : 40,000人以上	来園者数 : 40,000人以上	来園者数 : 40,000人以上	
	○ 地域環境計画・共創推進事業	環)地域環境共創課	より良い環境を目指すため、市民が河川などの水辺に親しむ機会を創出することで、水環境への配慮意識の向上を図ります。	●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進				3-2-1⑤
				○市民による「水辺の親しみやすさ調査」の実施及び調査結果の情報発信				
				実施回数 : 6回以上	実施回数 : 6回以上	実施回数 : 6回以上	実施回数 : 6回以上	
リ1	○ 多摩川環境啓発展示事業	多摩区)地域振興課	多摩川に生息する淡水魚等を多摩区総合庁舎アトリウムで飼育展示し、多摩川への愛着を深め、環境意識の啓発を図ります。	●季節に応じた魚類の展示及びパネルの掲出				区計画
				●水槽の維持管理				

プロジェクト4 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト

実施施策8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進

リーディング7

緑の基本計画
(p125~126)

- 効果的な緑の情報発信の推進
- 「緑豊かな川崎」のイメージPRの充実
- 緑の実態調査の実施

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進（総合計画 3-3-1）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ7	○多様な手法による情報発信	* 建) みどり・多摩川協働推進課ほか	多様な媒体・ステークホルダーとの協働による情報発信を推進します。	●情報発信手法の検討、推進				
リ7	○全国都市緑化フェア事業	建) 緑化フェア推進室	令和6(2024)年度に開催する全国都市緑化フェアを契機とした、都市の中の「緑の価値」の創出に向けた取組や、フェア開催後のレガシーの形成に向けた取組を推進します。	●かわさきフェアを契機とした緑の価値の創出に向けた多様な主体と連携した取組の推進				3-3-1①
	○緑の基本計画推進事業	建) 企画課	川崎の緑の分布を調査し、経年変化等の把握を図ります。	●自然的環境分布の調査(*5年に1回実施、次回R8予定)				3-3-1②
リ7	○生物多様性推進事業	環) 企画課	生物多様性基本法に基づく地域戦略である「生物多様性かわさき戦略」に基づき、生物多様性への配慮意識の向上や、地域に息づく生き物の生息生育環境の保全、生き物などの情報収集・発信の取組を推進します。	●「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進				3-3-1⑦
				●生物多様性の保全に関する普及啓発の実施				
				「かわさき生き物マップ」の投稿件数 : 2,000件以上	「かわさき生き物マップ」の投稿件数 : 2,000件以上	「かわさき生き物マップ」の投稿件数 : 2,000件以上	「かわさき生き物マップ」の投稿件数 : 2,000件以上	
				●各種イベントでのパネル展示やリーフレットの配布				
リ7	○緑地保全管理事業	建) みどりの保全整備課	緑地の実態調査を行い、緑地の現状の把握に努めます。	●緑地の実態調査、緑地保全カルテの更新				3-3-3①
				緑地保全カルテ 随時更新、保存	5年に1回緑地保全カルテの更新	5年に1回緑地保全カルテの更新	緑地保全カルテ 随時更新	
リ7	○都市環境研究事業	環) 環境総合研究所都市環境担当	地球温暖化対策及びヒートアイランド現象に関するデータの収集・解析・研究等を行います。	●地球温暖化及びヒートアイランド現象に関する調査・解析				3-1-1⑩
				調査研究 : 5件	調査研究 : 5件	調査研究 : 5件	調査研究 : 5件	
				●気候変動影響・適応に関する情報発信				
				情報発信 : 40回	情報発信 : 60回	情報発信 : 60回	情報発信 : 60回	
リ7	○御幸公園梅香事業	幸区) 道路公園センター整備課	梅林の復活と地域コミュニティの活性化に向けた取組を「御幸公園梅香(うめかおる)事業推進計画」に基づき区民との協働で実施し、市制100周年に向けて、区の魅力向上を図ります。	●御幸の歴史・文化の伝承に向けた取組の推進				区計画
				○歴史文化に関する講演会の実施				
				○梅の花や祭りの風景など梅に因んだ写真展の開催				

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ7	○ 観光振興・タウンプロモーション推進事業	多摩区) 地域振興課	自然や文化施設といった豊富な地域資源を活用し、多様な主体との協働により、区の魅力を内外に積極的に発信し、区への関心を深めて、誘客及び地域の活性化につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な地域主体と協働・連携した地域資源の魅力発信 ○観光ガイドブック、ガイドマップの作成(年1回更新・発行) ○ホームページによる、情報発信(随時情報更新) ○区民によるガイドツアーの実施(新規ルート作成含む) 開催回数: 8回 開催回数: 8回 開催回数: 8回 開催回数: 8回 ○地域(多摩区観光協会)が主体となった地域周遊イベントの実施 開催回数: 1回 開催回数: 1回 開催回数: 1回 開催回数: 1回 ○地域観光の活性化に向けた支援 ●「ピクニックタウン多摩区」をキーワードとしたまちの賑わいとタウンイメージの向上を図る取組の推進 ○地域資源を活用した「ピクニックタウン多摩区」のPR・イメージ醸成につながるイベントの開催 開催回数: 1回 開催回数: 1回 開催回数: 1回 開催回数: 1回 ○区の地域資源を活用した、新聞、WEBメディア、テレビ等のメディアへのアプローチ ○インフルエンサーの活用を含めた各種SNSによる多摩区の魅力情報の発信 ●地域観光の活性化に向けた支援(地域行事・イベントの広報支援の継続実施) ●地域が主体となった都市間交流の実施 	区計画			
リ7	○ あさお観光資源の魅力紹介事業	麻生区) 地域振興課	観光ガイドブックの改訂、観光写真コンクール及び禅寺丸柿のPRなどにより、区の魅力を発信し、区のイメージアップや地域の活性化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●区の観光資源の魅力発信(観光ガイドブックの改訂・発行) 発行なし 5,000部発行 発行なし 5,000部発行 ●区の観光資源の魅力発信(観光写真コンクールの開催)隔年開催の事業 応募作品250点 開催なし 応募作品250点 開催なし ●「禅寺丸柿の日」イベントの開催 ○麻生観光協会との協働による柿もぎ体験等のイベントの開催 開催回数: 2回 開催回数: 2回 開催回数: 2回 開催回数: 2回 ●麻生観光協会等と連携した区の花「ヤマユリ」の広報活動の実施(HP等を活用したPR) 発信: 1回以上 発信: 1回以上 発信: 1回以上 発信: 1回以上 	区計画			
リ7	○ 麻生区SDGs推進事業	麻生区) 企画課、地域振興課	麻生区のローカルプラットフォームの創設に向けた取組を推進し、持続可能なまちづくりをめざすとともに、自然エネルギーの活用など地球温暖化等に関する普及啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地球環境保全に関する普及啓発の推進 ○市民活動団体等による各種イベント等の開催 普及啓発: 4回以上 普及啓発: 4回以上 普及啓発: 4回以上 普及啓発: 4回以上 	区計画			

実施施策9 人材の交流、連携の推進 リーディング7

緑の基本計画 ■活動団体の交流促進
(p126~120)

【リーディング事業の展開の基本方向】

●多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進(総合計画 3-3-1)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ7	○ グリーンコミュニティ形成事業(旧: 緑のボランティアセンター事業)	建) みどり・多摩川協働推進課	緑のボランティアの交流促進を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●緑のボランティア交流イベントの開催 開催数: 1回以上 開催数: 1回以上 開催数: 1回以上 開催数: 1回以上 	3-3-1⑥			

基本施策Ⅱ 緑の空間づくり

プロジェクト5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト

実施施策10 多様な機能を発揮する樹林地の保全 リーディング2

- 緑の基本計画 (p127~129)
- 特別緑地保全地区の指定拡大
 - 緑の保全地域の指定拡大
 - 緑地保全協定の締結拡大
 - ふれあいの森（市民緑地）の保存契約の推進
 - 樹林地保全における協働の取組の拡大

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進（総合計画 3-3-3）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ2	○緑地保全管理事業	建)みどりの保全整備課	緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図ります。また、散策路やベンチなどを設けて自然とふれあえる憩いの場として整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進（現状等調査、地権者交渉） 新規協定：2件 新規協定：2件 新規協定：2件 新規協定：2件 ●特別緑地保全地区における買入れ申出に伴う土地の取得（土地取得の継続実施） ●市民利用のための施設整備（施設整備の検討） 整備：1か所以上 設計：1か所以上 整備：1か所以上 ●「ふれあいの森」の設置、利便施設等の整備 				3-3-3①

実施施策11 地域に残された身近な緑の継承 リーディング2

- 緑の基本計画 (p130)
- 保存樹木・樹林・生垣の指定
 - まちなぎの保全

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進（総合計画 3-3-3）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ2	○緑地保全管理事業	建)みどりの保全整備課、みどり・多摩川協働推進課	地域に残る貴重な樹木・樹林等の維持、保全を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●保存樹木や保存樹林、まちなぎの維持保全 保存樹木の面積：52,000㎡以上 保存樹木の面積：52,000㎡以上 保存樹木の面積：52,000㎡以上 保存樹木の面積：52,000㎡以上 				3-3-3①

実施施策 1 2 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出

緑の基本計画
(p130)

■自然的環境保全配慮書に関する助言指導の推進

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○ 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建) みどり・多摩川協働推進課	自然的環境保全配慮書は、事業者が対象事業区域内の自然的環境を把握し、その保全等に関する考え方を示し、具体的な事業計画の立案に反映させることにより、緑豊かなまちづくりを目指します。	● 自然的環境の保全に関する配慮の方針への保全、回復、創出に関する助言指導の実施				3-3-1⑧

実施施策 1 3 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組

リーディング 2

緑の基本計画
(p131)

■保安全管理計画の作成及び適切な運用

■緑地環境の健全性確保

【リーディング事業の展開の基本方向】

●市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進（総合計画 3-3-3）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
R2	○ 協働による里山管理事業（旧：保安全管理計画策定事業）	建) みどり・多摩川協働推進課	市民等との協働により緑地保全計画を作成し、植生管理など保全緑地の適正な管理を進めます。	● 市民等とのワークショップによる保安全管理計画書の策定及び計画書の適宜見直し 策定及び改定 : 1か所				3-3-3②
R2	○ 緑地保安全管理事業	建) みどりの保全整備課	公有地化した保全緑地の安全性確保に向けた取組を進めます。	● 斜面地の安全対策などの設計・整備 設計・整備 : 1か所以上				3-3-3①
R2	○ 緑地保安全管理事業	建) みどりの保全整備課、みどり・多摩川協働推進課	保全緑地や樹林地などについて、市民協働の手法を取り入れながら、植生管理や安全管理など適正な管理を進めます。	● 保全緑地の老朽化施設等の補修・更新 3か所以上				3-3-3①
				● 保全緑地の樹木等の維持管理				

実施施策 1 4 緑と調和した都市景観の形成

緑の基本計画
(p132)

■緑を活かした良好な街並みづくりの支援

■景観資源としての樹木の保存

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○ 都市景観形成推進事業	ま) 景観・地区まちづくり支援担当	景観法に基づく「景観計画特定地区」の指定や、「都市景観条例」に基づく「都市景観形成地区」等により、個性と魅力にあふれた良好な街並み形成を推進します。	● 「都市景観形成地区」における市民による地域特性に応じた良好な街並みづくりの促進（市民への支援の継続実施）				4-6-2①
				● 景観施策の情報提供・啓発活動の実施（景観まちづくり意識普及イベントの開催）				
				● 「景観計画」の改定及び計画に基づく取組の推進（計画に基づく取組の推進）				

プロジェクト6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト

実施施策15 多摩川緑地施設の利便性向上 リーディング3

緑の基本計画
(p132~133)

- 多摩川における施設整備の推進
- 民間活力による多摩川のポテンシャルの活用促進

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進（総合計画 3-3-5）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ3	○多摩川プラン推進事業	建)みどりの保全整備課、みどりの事業調整課	多摩川河川敷の運動施設や利便施設の再整備、利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めるとともに、多摩川を活かしたレクリエーションやイベント等の取組を進めます。	●多摩川河川敷の運動施設等の整備 ○施設の再整備 3か所以上 3か所以上 3か所以上 3か所以上 ○かわさき多摩川ふれあいロード（サイクリングコース）の延伸整備 1.0km 令和5(2023)年度以降国が行う堤防工事に合わせて整備予定 ●多摩川の魅力を活かす取組の推進 ○民間活力導入による取組の推進（多摩川緑地パーベキュー広場（二子橋）の適正な運営、賑わい創出に向けた取組の推進、利用環境向上に向けた取組の推進） 民間活力導入 民間活力導入 民間活力導入 民間活力導入 : 2か所以上 : 2か所以上 : 3か所以上 : 4か所以上 ○イベント等（川崎国際多摩川マラソン、水辺の安全教室、シンポジウム、渡し祭りなど）による魅力向上に向けた取組の推進 開催：5回以上 開催：6回以上 開催：7回以上 開催：8回以上 ○若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備				3-3-5①

実施施策16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組

緑の基本計画
(p134)

- 多摩川緑地の維持管理の充実
- 都市景観と調和した河原風景の保全

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○多摩川緑地維持管理事業	建)みどりの保全整備課	多摩川河川敷を快適に利用できるよう、施設の補修や清掃など、良好な維持管理を進めます。	●多摩川河川敷の維持管理 ○多摩川河川敷の公園施設の整備 ●サイクリング・マラソンコースの走路周辺の草刈や舗装等の補修				3-3-5③
	○多摩川プラン推進事業	建)みどりの事業調整課	多摩川河川敷の緑化や美化活動を進め、多摩川の優れた景観の保全・創出を図ります。	●稲田堤、ニヶ領用水、等々力、大師橋、殿町周辺地区などの桜並木の保全・復活 ●多摩川景観形成ガイドラインによる景観の誘導 ●殿町3丁目地区まちづくりガイドラインによる景観の誘導 ●多摩川美化活動の推進				3-3-5①

プロジェクト7 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト

実施施策17 公園緑地の防災機能整備推進 リーディング4

緑の基本計画
(p135~136)

- 大規模公園における防災機能の強化
- 帰宅困難者対策に資する公園機能の向上
- 身近な公園における防災機能の検証
- 防災に資する緑のネットワークの形成

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進
(総合計画 3-3-2)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ4	○公園防災機能向上事業	建)みどりの保全整備課	広域避難場所や、出入口の整備などを実施し防災機能の向上を図ります。	●身近な公園防災に向けた設計・整備の推進				1-1-1⑥
				整備:1か所	設計:1か所	設計:1か所	整備:1か所	
リ4	○富士見公園整備事業	建)みどりの保全整備課	富士見公園の施設の再編整備時に、防災機能の導入に向けた取組を推進します。	●防災機能導入の検討				3-3-2①
リ4	○等々力緑地再編整備事業	建)等々力緑地再編整備室	等々力緑地における防災機能の導入に向けた取組を推進します。	●防災機能導入の検討				3-3-2②
				民間事業者の公募・選定	施設の設計等及び整備に向けた手続の実施	施設の設計等及び整備に向けた手続の実施	施設の設計等及び整備に向けた手続の実施	
リ4	○生田緑地整備事業	建)みどりの保全整備課、生田緑地整備事務所	生田緑地の整備において、防災機能の導入に向けた取組を推進します。	●防災機能導入の検討				3-3-2③
				設計・整備:1か所	設計:1か所	設計:1か所	整備:1か所	
リ4	○魅力的な公園整備事業	建)みどりの保全整備課	公園の再整備時に、防災機能の導入に向けた取組を推進します。	●防災機能導入の検討				3-3-2④
				整備:1か所	設計:1か所	設計:1か所	整備:1か所	
リ4	○街路樹適正管理事業	建)みどりの保全整備課	幹線道路等の街路樹の健全性を保ち、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。	●街路樹の適正な維持管理の実施				3-3-2⑬

プロジェクト8 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト

実施施策18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進

リーディング4

緑の基本計画
(p136~137)

- 大規模公園等の整備推進
- 霊園の整備推進
- 港湾緑地の整備推進
- 地域特性・個性に応じた公園の整備推進
- 都市計画公園のあり方の検討

【リーディング事業の展開の基本方向】

●公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進
(総合計画 3-3-2)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ4	○公園施設の脱炭素に向けた取組	建)みどりの保全整備課ほか	脱炭素などの環境に貢献する施設を整備します。	●脱炭素の取組に資する施設整備の実施 設計・整備 : 1か所				
リ4	○富士見公園整備事業	建)みどりの保全整備課	都心における総合公園である富士見公園の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。	●富士見公園再編整備に向けた取組の推進 PFI事業、照明塔モニュメント設置等				3-3-2①
リ4	○等々力緑地再編整備事業	建)等々力緑地再編整備室	緑やスポーツ・レクリエーションの拠点である等々力緑地において、施設の再編整備を進めます。	●等々力緑地再編整備の推進 ○等々力緑地再編整備実施計画に基づく取組の推進 民間事業者の公募・選定				3-3-2②
リ4	○生田緑地整備事業	建)みどりの事業調整課、みどりの保全整備課、生田緑地整備事務所	本市最大の緑の拠点である生田緑地を、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。	●「生田ビジョン」に基づく取組の推進 ビジョンの改定 ●「生田緑地整備の考え方」に基づく取組の推進 設計・整備 : 約1400㎡、1か所(ばら苑園路整備)				3-3-2③
リ4	○魅力的な公園整備事業	建)みどりの保全整備課、みどりの事業調整課	老朽化の進んだ公園の再整備の取組により、特色ある公園の整備を進めます。	●地域の特色に合わせた魅力ある公園づくりの推進 設計 : 1か所				3-3-2④
リ4	○菅生緑地整備事業	建)みどりの保全整備課	宮前区市民健康の森である菅生緑地の園路や広場等の施設整備を進め、緑地内の自然環境の保全等を図ります。	●整備及び緑地内の自然環境の保全等に向けた取組の推進				3-3-2⑩

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ4	市営霊園の整備	建) 霊園事務所	市営霊園において、安定した墓所供給や適切な管理運営を進めます。	●市営霊園整備に向けた取組の推進(個別墓所の整備)				3-3-2⑤
				●無縁改葬の推進と墓所再募集の取組の推進				
リ4	夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	建) みどりの保全整備課、夢見ヶ崎動物公園	夢見ヶ崎動物公園基本計画に基づき、公園の魅力創出に向けた取組を進めます。	●公園や地域のにぎわい創出に向けた取組の推進				3-3-2⑨
				○施設整備に向けた取組の推進(検討結果を踏まえた取組の推進)				
	長期未整備公園緑地の見直し事業	建) みどりの事業調整課	都市計画決定後、長期間未整備の公園緑地について、事業計画の見直しや区域の変更などの検討を進めます。	●都市計画変更等による事業計画の見直し				3-3-2⑧
リ4	港湾緑地整備事業(旧:川崎港緑化推進事業)	港) 経営企画課	市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくため、景観の向上等のほか、魅力ある港湾空間の形成を目指して、港湾緑地整備を推進します。	●川崎港緑化基本計画に基づく港湾緑地整備の推進				4-4-3③
				○港湾緑地(旧塩浜物揚場)整備の推進				
				○港湾緑地(水江町)整備の推進				

実施施策 19 身近な公園の整備推進 リーディング6

緑の基本計画
(p138)

■歩いて行ける身近な公園の整備推進

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 公園緑地の柔軟かつ多様な利活用や持続可能な管理運営に向けたパークマネジメントの推進
(総合計画 3-3-2)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ6	魅力的な公園整備事業	建) みどりの保全整備課	歩いて行ける範囲に、街区公園などの身近な公園の整備を進めます。	●身近な公園の整備の実施(身近な公園の整備の推進)				3-3-2④
				設計: 1か所	整備: 1か所	設計: 1か所	整備: 1か所	
リ6	緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建) みどり・多摩川協働推進課	都市計画法等関係法令に基づき設置される公園等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりを進めます。	●都市計画法に基づく開発行為や建築及び開発行為に関する総合調整条例等に基づき設置される公園等に関する協議を実施し、公園等の整備を推進				3-3-1⑧

実施施策 20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

緑の基本計画
(p139~140)

- 公園の維持管理の充実
- 公園内有料施設の適正管理
- 公園の機能回復
- 市民活動による緑の資源活用

【実施施策に位置つける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○公園緑地維持管理事業	建)みどりの保全整備課	市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、除草や清掃等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。	●樹木の剪定など公園緑地の維持管理 ●遊具など公園施設の補修・更新 ●公園灯など電気施設の維持管理				3-3-2①
	○公園施設長寿命化事業	建)みどりの保全整備課	長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の効果的な維持管理を進めます。	●長寿命化計画に基づく取組の推進(公園施設の設計・整備)				3-3-2⑥
	○魅力的な公園整備事業	建)みどりの保全整備課、みどりの管理課	公園のバリアフリー化などの取組により、安全安心な公園利用を促進します。	●バリアフリー整備の実施(バリアフリー化に向けた取組の推進)				3-3-2④
	○公園緑地の適正管理	建)みどりの管理課	公園緑地の適正管理に向けて、管理主体である各区役所道路公園センターと連携し、許認可業務、運動施設等の利用調整及び財産管理を適切に実施します。	●公園内有料施設の適正管理 ●不法占拠解消に向けた取組 ●許認可事務の適正執行				3-3-2⑫
	○緑の効果的なリサイクルの推進	*建)みどりの多摩川協働推進課、みどりの保全整備課ほか	公園で発生した資源を利用した生物多様性の確保の取組や、発生した緑を資源に活用する活動などを推進します。	●発生材を活かした取組の推進(保全管理活動で伐採した竹等を環境学習や夢見ヶ崎動物公園の動物の餌として活用)				
	○港湾緑地維持管理事業	港)川崎港管理センター港営課	港湾緑地の適正な維持管理を行い、良好な港湾環境の形成を図ります。	●港湾緑地の適正な維持管理と管理手法の検討 除草等業務実施回数：20回 清掃業務実施回数：200回				4-4-3⑦

プロジェクト9 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト

実施施策2.1 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用

リーディング2

緑の基本計画
(p140~141)

- 農地の保全
- 農地の活用

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進（総合計画 3-3-4）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
R2	○農環境保全・活用事業	経)農地課	良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な機能を有する農地の保全・活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全（特定生産緑地制度の周知及び指定の推進） 指定面積：12,000㎡以上 ●大震災時に一時避難所として利用される市民防災農地の確保（市民防災農地の登録の推進） 登録：8か所以上 ●里地里山用地の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 ●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進（ホームページ等による情報発信） 				3-3-4①

実施施策2.2 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

緑の基本計画
(p141)

- 「農」とふれあう機会の創出
- 「農」の担い手の育成

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○市民・「農」交流機会推進事業	経)農業振興課	「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えと共、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消協議会を主体とした各種「農」イベントや「花と緑の市民フェア」の開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が「農」にふれる場としてのイベントの開催 ○市内産農産物の品評会や即売会等により、都市農業への理解促進を目的としたイベントの開催 開催数：年1回 ●直売イベント等を通じた地産地消の推進 				3-3-4②
	○農業経営支援・研究事業	経)農業技術支援センター	農作物の生産技術の向上に向けた支援や、農業経営の効率化・安定化のための支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の栽培技術向上のための取組（各種試験研究、農産物等の実証栽培実施） ●生産者向け講習会・巡回等の実施 ○「環境保全型農業技術講習会」などの講習会等の開催 開催数：145回以上 ●経験の浅い農業者を主な対象とした講習会等の技術指導の実施 ○講習会等の開催 開催数：10回以上 ●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及推進（環境保全型農業の普及に向けた取組の推進） ●農業用施設の整備、農業機械等の共同購入に対する支援 				4-1-4②

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ												
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度													
	○ 市民・「農」交流機会推進事業	経) 農業振興課	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	<p>● 市民農園の地域交流農園への円滑な移行に向けた調整及び地域交流農園の普及支援</p> <p>○ 普及・運営支援及び利用者の募集</p> <table border="1"> <tr> <td>支援数：4農園</td> <td>支援数：5農園</td> <td>支援数：5農園</td> <td>支援数：6農園</td> </tr> </table> <p>● 農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援（市民ファーム農園や体験型農園の普及・運営支援）</p> <table border="1"> <tr> <td>市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園</td> <td>市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園</td> <td>市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園</td> <td>市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園</td> </tr> </table>				支援数：4農園	支援数：5農園	支援数：5農園	支援数：6農園	市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園	市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園	市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園	市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園	3-3-4②				
支援数：4農園	支援数：5農園	支援数：5農園	支援数：6農園																	
市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園	市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園	市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園	市民ファーム農園：年間2農園開設 体験型農園：11農園																	
	○ 「たちばな農のあるまちづくり」推進事業	* 高津区) 地域振興課	橘地区の農産物資源を活用した取組を区民主体で行うことにより、地域の活性化やふるさと意識の醸成を図ります。	<p>● 農業者と区民の協働による食と農の地域資源を発見する活動の推進</p> <p>○ 農産物直売所等を紹介する「おさんぼマップ」を活用した地域の魅力発信（「おさんぼマップ」年1回更新・発行）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>● 地産地消と子どもの食育を結び農のある風景と暮らしを次世代に伝える活動の推進</p> <p>○ 小学生や未就学児の親子等を対象とした農体験イベントの実施</p> <table border="1"> <tr> <td>実施回数：2回</td> <td>実施回数：2回</td> <td>実施回数：2回</td> <td>実施回数：2回</td> </tr> </table> <p>● 市民パワーによる地域資源の活性化・ネットワーク化の推進</p> <p>○ 地場農産物の販売を通じた農業者と区民との交流を図る「高津さんの市」の開催（効果的な開催方法等の検討・実施）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								実施回数：2回	実施回数：2回	実施回数：2回	実施回数：2回					
実施回数：2回	実施回数：2回	実施回数：2回	実施回数：2回																	
	○ 都市農業価値発信事業	経) 農業振興課	市民の農業理解が向上し、本市農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することを目指します。多様な主体との連携を図る中で、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図ります。	<p>● ホームページやメールマガジン等による「農」情報の発信</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>● 情報発信等による市民の農業理解促進に向けた取組の実施</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												3-3-4③				
	○ 健康給食推進事業	教) 健康給食推進室	中学校給食等において市内産農産物の活用を図るなど、学校給食を通じて、子どもたちに生産者等への感謝の心を育むとともに、地域の理解を深めることで、食育の一層の推進を図ります。	<p>● 川崎らしい特色ある「健康給食」の推進</p> <p>○ 食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供（給食提供の継続実施）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ JAセレサなど多様な主体と連携した食育の推進（「かわさきそだち」を使用した給食提供の継続実施）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>● 小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進（学校における食に関する指導のてびきに基づいた取組の推進）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																2-2-1⑫

プロジェクト10 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト

実施施策23 地球環境に配慮した緑化活動の推進

リーディング5

緑の基本計画
(p141~143)

- 多様な緑化活動の推進
- 緑化推進重点地区における持続的な緑化推進
- 地域緑化推進地区認定の推進
- 「川崎市緑化指針」による緑化の推進

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 緑化フェアを契機とした多様なみどりを活用した安心で心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進
(総合計画 3-3-1)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ5	○緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	共同住宅、事業所や公共施設等の建築の際は、地域、景観、生物多様性に配慮した緑化に努め、緑豊かなまちづくりを進めます。	●川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、共同住宅、事業所や公共施設等の建築の際に地域、景観、生物多様性に配慮した緑化に関する協議を実施				3-3-1⑧
リ5	○都市緑化推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	市民、事業者発意の緑化を促進し、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	●地域緑化推進地区の認定・支援(地区の認定(年 新規2地区)と花苗等支援) 認定 : 2地区以上 認定 : 2地区以上 認定 : 2地区以上 認定 : 2地区以上 ●緑化推進重点地区の取組の推進(新百合ヶ丘重点地区改定計画に基づく緑化の推進) 取組 : 8地区 取組 : 8地区 取組 : 8地区 取組 : 8地区				3-3-1③
リ5	○区の花・区の木等環境改善推進事業	川崎市)企画課	「区の花」「区の木」を活用し、富士見公園や支所のほか施設等における地域住民との緑化活動や、種子等の配布を通じて、区のイメージアップや環境改善に向けた意識の醸成を図ります。	●区の花「ピオラ」「ひまわり」、区の木「銀杏」「長十郎梨」を活用した取組(区制50周年を見据えた取組の検討) ピオラ苗配布 : 5,000株程度 ピオラ苗配布 : 5,000株程度 ピオラ苗配布 : 5,000株程度 ピオラ苗配布 : 5,000株程度 ひまわり種配布 : 600袋程度 ひまわり種配布 : 600袋程度 ひまわり種配布 : 600袋程度 ひまわり種配布 : 600袋程度 ●区の花「ピオラ」「ひまわり」、区の木「銀杏」「長十郎梨」を活用した取組(「区の花・区の木PRイベントの実施」の継続実施) イベント開催 : 2回以上 イベント開催 : 2回以上 イベント開催 : 2回以上 イベント開催 : 2回以上 ●区の花「ピオラ」「ひまわり」、区の木「銀杏」「長十郎梨」を活用した取組(「ロゴマークを活用した取組の推進」の継続実施)				区計画
	○区の木・花推進事業	*幸区)総務課	幸区誕生40周年を記念して制定した、区の木・区の花(ハナミズキ・ヤマブキ)を区民に広く周知します。	●地域への愛着を深める広報イベントの実施 ●区の木・花の植樹 ●啓発物品の作成				
リ5	○花と緑のさいわい事業	幸区)地域振興課	区内の緑化推進と区民の緑化意識の高揚を図るとともに、区民同士の交流を促進するため、花と緑のうおいあるまちづくりを推進します。	●区内の緑化推進 ○地域の緑化活動団体と連携した「区役所前花いっぱい事業」の実施 実施回数 : 2回 実施回数 : 2回 実施回数 : 2回 実施回数 : 2回 ○花苗の配布等を通じた緑化活動団体への支援の実施(花苗の配布の実施) ●公共花壇等の花植活動の推進 ○緑化活動団体と連携した花植活動及び維持管理の実施(花壇等の維持管理の実施) 月1回 月1回 月1回 月1回				区計画

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ5	○ 区民の手で花いっぱい中原事業	中原区) 地域振興課	花や緑を活用し住み続けたいと思うまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●区民ボランティアとの協働による公共花壇の植栽管理や花壇を活用したまちの景観や環境意識の向上に資する活動の推進(花壇(5か所)の維持管理の継続実施等) 				区計画
				週1回	週1回	週1回	週1回	
リ5	○ 花と緑のたかつ推進事業	*高津区) 道路公園センター整備課	区内各所に設置した花壇・コンテナ等の維持管理を区民と協働で実施し、うるおいのあるまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●区民協働による花と緑のまちづくりの推進(「区民ミニガーデン」連絡会との協働による花壇・コンテナ等の維持管理の継続実施) ●キラリデッキ円筒広場花壇の維持管理及び緑化の推進に向けた普及啓発(花壇植栽体験を通じた緑化推進に向けた普及啓発の継続実施) 				
リ5	○ 花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業	宮前区) 地域振興課	区民自身による花壇管理、整備を推進し、区のイメージアップと、緑化活動団体の交流促進・技術向上等、地域の活性化と人材育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共用地での花壇づくりを契機とした地域コミュニティの形成支援 ○公園等を活用した花壇づくりのための緑化活動団体に対する花苗の提供 				区計画
				提供回数: 1回	提供回数: 1回	提供回数: 1回	提供回数: 1回	
				<ul style="list-style-type: none"> ●緑化活動団体の活性化に向けた技術支援 ○講座、交流会の開催等による花壇づくりの技術支援 				
				開催回数: 1回	開催回数: 1回	開催回数: 1回	開催回数: 1回	
				<ul style="list-style-type: none"> ●東名川崎インターチェンジ前における花壇づくりの実施による市・区のイメージアップ ○緑化活動団体、事業者との協働による花壇づくり 				
				活動回数: 2回	活動回数: 2回	活動回数: 2回	活動回数: 2回	
リ5	○ ヤマユリ植栽普及促進事業	麻生区) 地域振興課	地域の団体と連携しながら消えつつある区の花ヤマユリの植栽活動を促進・支援し、植栽のノウハウの蓄積・普及を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ヤマユリ植栽地の観察・管理活動の実施 				区計画
				実施: 40回以上	実施: 40回以上	実施: 40回以上	実施: 40回以上	
				<ul style="list-style-type: none"> ●ヤマユリ普及のための育苗講習会や広報活動の実施 				
				実施: 3回以上	実施: 3回以上	実施: 3回以上	実施: 3回以上	
リ5	○ あさお花いっぱい推進事業	麻生区) 地域振興課	美化活動団体への支援を通じて、区民との協働による地域の環境美化及び地域コミュニティの推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●公共的空間にある花壇等を自主的・継続的に管理している団体への花苗等の提供 				区計画
				実施: 36団体以上	実施: 36団体以上	実施: 36団体以上	実施: 36団体以上	
リ5	○ 街路樹適正管理事業	建) みどりの保全整備課	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●街路樹の適正な維持管理の実施 				3-3-2⑬
				<ul style="list-style-type: none"> ●樹木診断及び樹木更新の実施 				
				樹木診断<サクラ>(B3樹木・B2樹木(川崎区~高津区)、樹木更新(川崎区・多摩区))	樹木診断<サクラ>(B3樹木・B2樹木(宮前区・多摩区)、樹木更新(中原区・麻生区))	樹木診断<サクラ>(B3樹木・B2樹木(麻生区)、樹木更新(中原区・麻生区))	樹木診断<サクラ>(B3樹木~高津区)、樹木更新(幸区)	
				<ul style="list-style-type: none"> ●街路樹植栽の実施 				

実施施策 2.4 緑化助成制度の普及と充実

緑の基本計画
(p143)

■緑化助成制度の活用による緑化運動の促進

■川崎市緑化基金の効果的な活用

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○ 都市緑化推進事業	建) みどり・多摩川協働推進課	緑化基金の運用により緑化への適切な助成に努め、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●緑のボランティアなどへの活動支援 ●緑化助成制度を活用した取組の推進 ○助成制度の啓発活動及び支援の実施 				3-3-1⑬

実施施策 2 5 生物多様性に配慮した公園緑地の整備

リーディング4

緑の基本計画
(p144)

■公園における緑と水の空間の整備

【リーディング事業の展開の基本方向】

●民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進（総合計画 3-3-5）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ4	○ 富士見公園整備事業	建) みどりの保全整備課	富士見公園において、生物多様性の配慮に向けた取組を推進します。	●生物多様性に配慮した整備の検討				3-3-2①
リ4	○ 等々力緑地再編整備事業	建) 等々力緑地再編整備室	等々力緑地において、生物多様性の配慮に向けた取組を推進します。	●生物多様性に配慮した整備の検討				3-3-2②
リ4	○ 生田緑地整備事業	建) みどりの保全整備課	生田緑地において、生物多様性の配慮に向けた取組を推進します。	●生物多様性に配慮した整備の検討				3-3-2③
リ4	○ 魅力的な公園整備事業	建) みどりの保全整備課	公園の再整備時に、生物多様性の配慮に向けた取組を推進します。	●生物多様性に配慮した整備の検討				3-3-2④

実施施策 2 6 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理

緑の基本計画
(p144)

■街路樹整備による緑化推進

■街路樹の適正管理

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○ 道路計画調査事業	建) 企画課	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。	●「道路整備プログラム」に基づく取組の推進				4-7-2②
	○ 広域幹線道路整備促進事業	建) 広域道路整備室	首都圏全体の都市構造の形成や本市の交通機能強化を図るため、広域的な幹線道路網の整備を促進します。	●国直轄道路事業の促進（国道409号ほか4路線の整備等に向けた協議調整の継続実施）				4-7-1③
	○ 街路樹適正管理事業	建) みどりの保全整備課	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	●街路樹の適正な維持管理の実施				3-3-2⑬
				●樹木診断及び樹木更新の実施				
				樹木診断<サクラ>(B3樹木・B2樹木(川崎区~高津区)、樹木更新(川崎区・多摩区))	樹木診断<サクラ>(B3樹木・B2樹木(宮前区・多摩区)、樹木更新(中原区・多摩区・麻生区))	樹木診断<サクラ>(B3樹木・B2樹木(麻生区)、樹木更新(中原区・麻生区))	樹木診断<サクラ>(B3樹木・全数(川崎区~高津区)、樹木更新(幸区))	
				●街路樹植栽の実施				

実施施策 2.7 河川等の水辺地の保全

緑の基本計画
(p145)

- 河川環境の保全・整備
- 水環境の保全

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○ 河川環境整備事業	建) 河川課	河川等について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	● 洪川環境整備の推進（「にぎわいの水辺ゾーン」「生物の水辺ゾーン」の整備）				3-3-2⑦
	○ 河川改修事業	建) 河川課	3年に1回程度（時間雨量50mm）の降雨に対応した河川改修に合わせ、自然環境に配慮した多自然川づくりを基本とする河川整備を推進します。	● 一級河川平瀬川支川改修事業の推進（護岸改修工事、用地取得）				1-1-5③
	○ 河川・水路維持補修事業	建) 河川課	治水安全度の確保のため、河川及び水路施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図ります。	● 河川・水路施設の適切な維持管理の推進 ○ 適切な維持管理の推進（「河川維持管理計画」に基づく適切な維持管理）				1-2-4③
	○ ニヶ領用水久地円筒分水修景施設管理運営事業	* 高津区) 地域振興課	国登録有形文化財である久地円筒分水を区の観光資源、区民憩いの場として区民と協働で維持管理します。	● ボランティアとの協働による美化活動の実施 ● 美化活動体験イベントの実施 ● 桜の維持等の専門的な維持管理				
	○ 大気・水環境保全事業	環) 環境保全課	更なる環境負荷の低減に向けて、市民の環境配慮意識の向上を図るとともに、大気・水環境の改善に係る取組を推進します。	● 公共用水域（河川・海域）における水質・生物調査等の実施 ○ 「きれいな水」の指標魚種の調査				3-2-1①
	○ 地盤沈下・地下水保全事業	環) 環境保全課	水環境の保全のため、雨水浸透の促進の取組を推進します。	● 雨水浸透の取組の推進 ● 市で整備した湧水地における調査及び維持管理				3-2-1⑧

実施施策 2 8 公共空間の緑化推進 リーディング5

緑の基本計画 (p146) ■庁舎・学校等の公共空間の緑化推進
 ■公益的施設の緑化推進

【リーディング事業の展開の基本方向】

●緑化フェアを契機とした多様なみどりを活用した安心して心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進
 (総合計画 3-3-1)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
	○区の花・区の木等環境改善推進事業	川崎市)企画課	「区の花」「区の木」を活用し、富士見公園や支所のほか施設等における地域住民との緑化活動や、種子等の配布を通じて、区のイメージアップや環境改善に向けた意識の醸成を図ります。	●市民ボランティア等との協働による草花の植栽の実施 ●公共施設等への「緑のカーテン」の設置				区計画
	○多摩区エコロジーライフ事業	多摩区)企画課	区民が家庭で取り組める地球温暖化対策を、区民との協働により推進します。	●庁舎壁面の緑化、ゴーヤの種子の配布など「緑のカーテン大作戦」の実施				区計画
リ5	○都市緑化推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	まちの顔となる公共施設への緑化を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	●川崎駅駅前広場、市役所通りにおける花の街かど事業の実施 2か所以上 2か所以上 2か所以上 2か所以上				3-3-1③
リ5	○市営住宅等ストック活用事業	ま)市営住宅建替推進課	「市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用を進めます。	●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進 建替え・改善等実施完了棟数:8棟 建替え・改善等実施完了棟数:6棟 建替え・改善等実施完了棟数:10棟 建替え・改善等実施完了棟数:10棟				1-4-6⑤
	○学校施設環境改善事業	教)教育環境整備推進室	教育環境の向上を目指し、学校施設における緑化の取組を推進します。	●緑のカーテンや校庭芝生化等による緑化の推進				2-2-3③

実施施策 2 9 事業所による緑化の促進 リーディング5

緑の基本計画 (p146) ■みどりの事業所の推進
 ■川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく緑化の誘導

【リーディング事業の展開の基本方向】

●緑化フェアを契機とした多様なみどりを活用した安心して心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進
 (総合計画 3-3-1)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ5	○都市緑化推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	事業所緑化を推進し、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進めます。	●事業所緑化の推進・支援 支援:4回以上 支援:4回以上 支援:4回以上 支援:4回以上				3-3-1③
リ5	○川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく効果的な緑地整備の推進	*経)経営支援課	生産施設の更新や工場の建替えを促進するとともに、工場の緑化推進により工場と周辺地域の生活環境のより一層の調和を図り、「臨海部ビジョン」と連携しながら効果的な緑地創出に向けた取組を推進します。	●川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく設備更新と緑地増加の誘導				

基本施策Ⅲ グリーンコミュニティづくり

プロジェクト11 緑による地域コミュニティ形成プロジェクト

実施施策30 地域コミュニティ形成の推進 リーディング6

- 緑の基本計画 (p147~148) ■身近な公園を拠点とした地域コミュニティ形成の推進
 ■身近な公園の利活用促進

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 公園緑地の柔軟かつ多様な利活用や持続可能な管理運営に向けたパークマネジメントの推進
 (総合計画 3-3-2)

【実施施策に位置つける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ6	○グリーンコミュニティ形成事業 (旧:身近な公園緑地等の管理運営事業)	建)みどり・多摩川協働推進課	公園を活用したイベントの開催など、公園利用を活性化する取組を推進します。	●公園利用活性化イベントの実施				3-3-1⑥
				1回以上開催	4回以上開催	7回以上開催	10回以上開催	
リ6	○小杉駅周辺の新たなコミュニティ推進事業	中原区)地域振興課	まちの変化に対応しながら、新たなコミュニティ形成支援に取り組めます。	●公共空間の活用のための取組の検討・推進(地域主体の賑わいづくりの側面支援)				区計画
リ6	○たかつランドマーク保全活用推進事業(かすみ堤の保全活用)	高津区)企画課	河川区域に再編入されたかすみ堤を地域住民と連携して保全・活用することにより、地域住民や訪れる方が安全に憩い、親しみ、散策し、集える場とするとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。	●市による河川区域の占用に向けた調整及び維持管理				区計画
				●地域住民との協働による維持管理に向けた調整及び日常清掃等の実施				
				桜の樹勢回復・草刈:1回以上	桜の樹勢回復・草刈:1回以上	桜の樹勢回復・草刈:1回以上	桜の樹勢回復・草刈:1回以上	
リ6	○みんなの道路公園事業	宮前区)道路公園センター整備課	区民との協働により、公園の樹木への名札の取付を実施します。また、公園の清掃活動を通じて、公園緑地愛護会及び管理運営協議会の設立支援や活性化を図り、地域コミュニティの核としての公園の利活用を進めます。	●区民との協働による樹名板の設置				区計画
				設置イベント:1回以上	設置イベント:1回以上	設置イベント:1回以上	設置イベント:1回以上	
				●区民参加型による公園等の清掃活動の実施				
				清掃活動:2回以上	清掃活動:2回以上	清掃活動:2回以上	清掃活動:2回以上	
リ6	○公園緑地の適正管理事業	建)みどりの管理課	身近な公園緑地の地域住民が主体となる仕組みづくりなど管理運営方法の検討を進めます。	●身近な公園緑地の管理運営の推進(公園利用の仕組みの活用(公園でのボール遊び等))				3-3-2⑩

実施施策 3 1 緑を通じた防災力の向上

リーディング6

緑の基本計画
(p149)

- 地域協働による防災空地の確保
- 公園における防災活動の促進

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 公園緑地の柔軟かつ多様な利活用や持続可能な管理運営に向けたパークマネジメントの推進
(総合計画 3-3-2)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ6	○公園防災機能向上事業	建)みどりの保全整備課	身近な公園に求められる防災機能を検討し、機能向上を図ります。	●身近な公園の防災機能向上の取組の推進(施設設計、整備) 設計:1か所 整備:1か所	設計:1か所 整備:1か所	設計:1か所 整備:1か所	設計:1か所 整備:1か所	1-1-1⑥
リ6	○地域防災推進事業	総)危機管理室	自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助(互助)・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。	●自主防災組織等への支援の実施 ○活動助成金、促進助成金、防災資器材購入補助金による支援 ○災害時要援護者の登録制度及び支援組織への制度的効果的な啓発(二次避難所の整備・拡充の取組と連携した効果的な啓発の実施) ○地域の防災訓練支援ツールの周知及び内容の充実(内容の充実等を踏まえた取組の推進) ●地域特性に応じた災害対応の推進 ○発災時における二次災害を防止するための取組の推進(災害事象や状況に応じた備えに関する広報啓発の実施) ○風水害に対してより効果的な避難行動を取るための住民への情報伝達手法の確立(避難に関する考え方の整理及び効果的な伝達方法の確立)				1-1-1②
リ6	○防災市街地整備促進事業	ま)防災まちづくり推進課	老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組み、地震発生時等の火災による延焼被害の低減を推進します。	●不燃化重点対策地区における災害に強い住環境形成の推進 ○防災空地の整備・活用に向けた取組 取組件数:2か所	取組件数:2か所	取組件数:2か所	取組件数:2か所	1-1-2②

緑の基本計画
(p150)

- 子育て環境づくりとしての公園の活用
- 身近な公園を拠点とした健康増進活動の推進

【リーディング事業の展開の基本方向】

●公園緑地の柔軟かつ多様な利活用や持続可能な管理運営に向けたパークマネジメントの推進
(総合計画 3-3-2)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ6	○公園緑地維持管理事業	建)みどりの保全整備課	地域住民との協働により、地域ニーズに即した公園のあり方検討・整備の取組を推進します。	●子育てや健康づくりに寄与する公園改修の推進				3-3-2①
リ6	○外遊び活動支援事業(旧:冒険遊び場活動支援事業)	宮前区)地域ケア推進課	親子で自然体験ができる機会の創出や地域住民を主体とした「冒険遊び場」活動を契機として、子どもの自然を大切に育てる心や育むとともに、子どもたちの健やかな成長と地域コミュニティの活性化を目指します。	●地域主体での子どもの外遊び「冒険遊び場」等の開催支援 ○活動団体、担い手の拡充に向けた支援の実施 冒険遊び場ネットワーク会議開催回数:12回 ○出張冒険遊び場等、子どもが自然や地域と関わるイベントの開催 効果的なイベントの検討・開催 ○シンポジウムの開催、リーフレットの配布等による外遊び等に関する広報・啓発の推進 シンポジウムの開催回数1回、リーフレットの改訂及び配布				区計画
リ6	○多摩区子ども総合支援推進事業	多摩区)地域ケア推進課	子ども・子育て支援団体や関係機関と連携し、地域全体で子ども・子育て支援の取組を推進するとともに、人材育成や子ども・子育て家庭を見守る環境づくりを推進します。	●住民主体の外遊びイベントを通じた多世代交流の促進 実施回数:3回				区計画
リ6	○健康長寿のまちづくり推進事業	高津区)地域支援課	「高津公園体操」の普及啓発や健康づくり活動団体の交流を図り、「健康寿命の延伸」や「多世代交流」、「見守り活動」など共に支え合う地域づくりにつなげます。	●公園体操の普及促進 ○公園体操体験会、継続参加者フォローアップ研修の実施 実施回数:1回 ●公園体操及び健康づくり活動の活性化支援 ○公園体操新規立上げ支援・活動継続支援、リーダー向け交流会の開催(支援の継続実施) リーダー向け交流会開催回数:1回 ○公園体操・健康づくり活動紹介リーフレット作成・配布(リーフレットの活用) ○健康づくりグループ交流会をはじめとする交流活動の自主運営に向けた支援(支援の継続)				区計画
リ6	○公園を拠点とした健康づくり推進事業	*麻生区)地域支援課	生活習慣病の予防及び介護予防を図り、健康寿命を延伸するとともに、地域のつながりづくりのため、公園等を拠点とした健康ウォーク及び健康体操を推進します。	●公園等を拠点とした健康づくり・介護予防の推進及び地域のつながりづくり、見守りの推進 ○健康ウォーク・健康体操の活動支援(活動資料の提供等)と新たな拠点づくりに向けた相談・支援の実施(健康ウォーク・健康体操の活動支援の継続実施、マップ活用の検討を踏まえた実施) 出前講座等:90回程度				
リ6	○スポーツのまち麻生推進事業	麻生区)地域振興課	地域資源を活用しながら、区民のスポーツ参加を促し、活力ある地域づくり、豊かなコミュニティづくりを図ります。	●スポーツ・健康ロード等の地域資源を活用したスポーツ教室、イベントの実施(事業内容の検証を踏まえた実施) 実施:5回以上				区計画

プロジェクト12 活力ある緑のまちづくりプロジェクト

実施施策33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進

リーディング4

緑の基本計画
(p150~151)

■多様な主体と連携したまちづくりの推進

■グリーンコミュニティの形成の促進

【リーディング事業の展開の基本方向】

●公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進
(総合計画 3-3-2)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング事業	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ4	○富士見公園整備事業	建)みどりの保全整備課	富士見公園における多様な主体と連携した再編整備を進めます。	●多様な主体との連携手法の検討				3-3-2①
リ4	○等々力緑地再編整備事業	建)等々力緑地再編整備室	等々力緑地における多様な主体と連携した再編整備を進めます。	●多様な主体との連携手法の検討				3-3-2②
リ4	○生田緑地整備事業	建)生田緑地整備事務所	生田緑地に関わる多様な主体が相互に連携・調整しながら管理運営に参加する「協働のプラットフォーム」の取組を進めます。	●生田緑地マネジメント会議の取組の推進(全体会、運営会議、自然環境保全管理会議の開催やプロジェクト等の推進) 会議回数 : 10回以上				3-3-2③
リ4	○夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	建)夢見ヶ崎動物公園	適切な飼育管理を行うとともに、多様な主体との連携により、人々の交流を生む場として親しまれる動物公園を目指し、公園や地域の賑わい創出に向けた取組を進めます。	●公園や地域のにぎわい創出に向けた取組の推進 ○協働の取組の推進(サポーター制度の充実に向けた検討及び取組推進) サポーター制度による取組の実施(イベント受付など) : 2回以上				3-3-2⑨
	○地域の魅力発信事業	幸区)企画課	貴重な地域資源である夢見ヶ崎公園の魅力高め、地域のコミュニティ拠点として、区民の憩う空間づくりを推進します。	●夢見ヶ崎公園を活用した魅力発信の推進 ○夢見ヶ崎公園の動物を題材にしたスマートフォンアプリを活用した魅力発信(企業との連携による動物図鑑アプリの提供) ○日吉合同庁舎を活用した夢見ヶ崎公園の魅力発信(公園一帯の魅力を紹介する展示等の実施) ○地域活動団体等と連携した賑わい創出に向けた取組の実施(具体的な取組の検討・実施)				区計画
リ4	○御幸公園梅香事業	幸区)道路公園センター整備課	梅林内の散策路等の整備や梅の植樹等を「御幸公園梅香(うめかおる)事業推進計画」に基づき実施し、公園を拠点とした地域活性化の取組を推進します。	●梅林の復活や植樹の取組の推進 ○樹勢回復、植樹等の実施 梅植樹数 : 10本				区計画

実施施策 3 4 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用

リーディング5

緑の基本計画
(p152)

- 地区計画等による緑化推進
- 公開空地の誘導

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 緑化フェアを契機とした多様なみどりを活用した安心して心豊かな暮らしの実現に向けた取組の推進 (総合計画 3-3-1)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
R5	○緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	事業所等の建築の際に緑化に関する協議を行い、市街地の緑を創出し、緑豊かなまちづくりを進めます。	●共同住宅、事業所や公共施設等の建築の際に川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき敷地内の緑化に関する協議の実施				3-3-1⑧
R5	○地区まちづくり推進事業	ま)景観・地区まちづくり支援担当	「地区まちづくり育成条例」に基づき、市民発意の地区まちづくりを行うグループ(団体)に対して、地域特性に応じた良好な住環境の形成に向けたまちづくりルールの策定等の支援を行います。	●「地区まちづくり育成条例」に基づく取組の推進 ○地区まちづくりグループの登録、地区まちづくり組織・地区まちづくり構想の認定 登録・認定件数：2件以上 登録・認定件数：2件以上 登録・認定件数：2件以上 登録・認定件数：2件以上 ○住民発意の地区まちづくり活動の支援に関する周知啓発活動の実施 周知啓発活動件数：7件以上 周知啓発活動件数：7件以上 周知啓発活動件数：7件以上 周知啓発活動件数：7件以上				4-6-2③
R5	○景観形成誘導推進事業	ま)景観・地区まちづくり支援担当	景観法や都市景観条例等に基づき、一定規模以上の建築物等に対して、景観に配慮した取組を進めるよう指導・誘導を適切に行い、周辺環境と調和した良好な街並み形成を促進します。	●景観法に基づく届出の適切な指導・誘導 指導：135件以上 指導：135件以上 指導：135件以上 指導：135件以上 ●都市景観条例に基づく届出の適切な指導・誘導 指導：30件以上 指導：30件以上 指導：30件以上 指導：30件以上				4-6-2②
R5	○地域地区等計画策定・推進事業	ま)都市計画課	用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等により、計画的なまちづくりを推進します。	●都市計画決定及び変更などの計画的なまちづくりの推進 ○地域地区や地区計画の決定及び変更等によるまちづくり誘導(都市計画手続の推進)				4-6-1②
R5	○公開空地の誘導	*ま)建築指導課	総合設計制度に基づき、都市における交流や休憩機能に資する公開空地の誘導を進めます。	●総合設計制度による公開空地の誘導				

実施施策 3 5 公園の柔軟な運営による魅力の向上

リーディング7

緑の基本計画
(p152)

- 公園への民間活力の導入

【リーディング事業の展開の基本方向】

- 多様な主体との協働によるグリーンコミュニティ形成に向けた取組の一層の推進 (総合計画 3-3-1)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
R7	○公園緑地公民連携推進事業(旧：パークマネジメント推進事業)	建)みどりの事業調整課	指定管理者制度を含めた更なる民間活力の導入の仕組みづくりなど、管理運営方法の検討を進めます。	●多様な主体による公園緑地等の管理運営の仕組みの構築 民間活力導入：1か所 民間活力導入：1か所 民間活力導入：1か所 民間活力導入：1か所				3-3-1⑤

プロジェクト13 広域的な緑の魅力向上プロジェクト

実施施策36 緑と一体となった地域資源の保全・活用

緑の基本計画
(p152~153)

■地域の歴史資源の保全と活用

■自然環境を活用したウォーキングルートの設定

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ																				
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度																					
	○ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業	教)文化財課	古代川崎の歴史的文化的遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙(たちばなかんが)遺跡群」(橘樹郡家跡と影向寺遺跡)の保存・活用を図ります。	<p>●「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく取組の推進(計画に基づく保存管理・活用の実施、史跡指定地の公有地化の推進、市民との協働による史跡環境整備・維持管理の継続実施)</p> <table border="1"> <tr> <td>活用事業への参加者数 : 350人以上</td> <td>活用事業への参加者数 : 350人以上</td> <td>活用事業への参加者数 : 350人以上</td> <td>活用事業への参加者数 : 400人以上</td> </tr> </table> <p>●橘樹官衙遺跡群の整備基本計画に基づく整備の推進(整備推進)</p> <table border="1"> <tr> <td>整備数 : 1か所以上</td> <td>整備数 : 1か所以上</td> </tr> </table> <p>●橘樹官衙遺跡群の調査・研究の推進(調査及び研究の継続実施)</p> <table border="1"> <tr> <td>実施 : 1か所以上</td> <td>実施 : 1か所以上</td> <td>実施 : 1か所以上</td> <td>実施 : 1か所以上</td> </tr> </table>				活用事業への参加者数 : 350人以上	活用事業への参加者数 : 350人以上	活用事業への参加者数 : 350人以上	活用事業への参加者数 : 400人以上	整備数 : 1か所以上	整備数 : 1か所以上	実施 : 1か所以上	実施 : 1か所以上	実施 : 1か所以上	実施 : 1か所以上	4-8-2⑦										
活用事業への参加者数 : 350人以上	活用事業への参加者数 : 350人以上	活用事業への参加者数 : 350人以上	活用事業への参加者数 : 400人以上																									
整備数 : 1か所以上	整備数 : 1か所以上																											
実施 : 1か所以上	実施 : 1か所以上	実施 : 1か所以上	実施 : 1か所以上																									
	○ 河川環境整備事業	建)河川課	ニヶ領用水総合基本計画などに基づき、親水整備及び老朽化した施設の更新を行います。	<p>●ニヶ領用水総合基本計画に基づく事業の推進(施設等の整備・更新)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								3-3-2⑦																
	○ 地域資源を生かしたまちづくり推進事業	高津区)企画課	区内の歴史・文化・自然などの地域資源のネットワーク化を図り、回遊性のある魅力的なまちづくりを推進します。	<p>●「高津のさんぼみち」を活用した回遊性のある魅力的なまちづくりの推進</p> <p>○ルートマップ作成・道しるべの設置による回遊性の向上(ルートマップの活用)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○地域資源をめぐるウォーキングイベントの実施(ウォーキングコースの選定・イベントの実施)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												区計画												
	○ 地域の魅力発信事業	宮前区)地域振興課	「歴史的遺産」や「農」といった地域資源を活用し、地域をめぐるウォーキングイベントの実施や、マップの配布による情報発信を行い、郷土愛の醸成と多様な人材の参画による地域づくりを推進します。	<p>●「歴史的遺産」を活用した魅力発信</p> <p>○市民活動団体との協働による宮前歴史ガイドの発行(改訂に向けた調査、配布の実施)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○市民活動団体との協働による歴史ガイドまち歩きマップの発行(2コース改訂、発行及び配布の実施)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>●市民活動団体との協働による「農」を活用した魅力発信</p> <p>○市民活動団体との協働による農産物直売所ガイド&マップの発行(改訂、配布の実施)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>●ウォーキングイベントの開催による地域資源の魅力発信</p> <p>○市民活動団体との協働による、歴史的資源や地域の農資源、農に関する課題を紹介するまち歩きイベントの開催</p> <table border="1"> <tr> <td>歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催</td> <td>歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催</td> <td>歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催</td> <td>歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催</td> </tr> <tr> <td>農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催</td> <td>農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催</td> <td>農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催</td> <td>農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催</td> </tr> </table>																歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催	歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催	歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催	歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催	農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催	農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催	農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催	農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催	区計画
歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催	歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催	歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催	歴史ガイドでまち歩き:春1回、秋1回開催																									
農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催	農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催	農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催	農家巡りウォーキング:春1回、秋1回開催																									

緑の基本計画
(p153)

- 広域・近隣自治体との連携
- 多様な主体の連携による里地里山の保全・活用

【リーディング事業の展開の基本方向】

●市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進 (総合計画 3-3-3)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ2	○緑地保全管理事業	建)みどりの事業調整課、みどり・多摩川協働推進課	特別緑地保全地区などにおいて、身近な自然環境とふれあう子ども達の遊び場、学ぶ場など、多様な利活用に向けた取組を進めます。	●保全緑地における利活用と保全の好循環の創出				3-3-3①
リ2	○協働による里山管理事業	建)みどり・多摩川協働推進課	緑の基本計画において「緑と農の3大拠点」として位置付けられている黒川、早野、岡上地区の樹林地を保全・再生することで、良好な里山環境を次世代に継承していきます。	●「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく緑地におけるイベントの実施 開催開催：2回 開催開催：2回 開催開催：2回 開催開催：2回				3-3-3②
	○協働による里山管理事業	建)みどり・多摩川協働推進課	首都圏において、貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵の緑地を市域を越えて関係自治体と連携することで、広域的・効果的に緑地保全を進めます。	●関係13自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催 ●多摩・三浦丘陵の魅力を発信するイベントの開催				3-3-3②
リ2	○麻生里地・里山保全推進事業	麻生区)生涯学習支援課	里地・里山の保全や魅力をテーマにした講座やイベント等を開催し、地域住民や子どもたちなど若い世代に、里地・里山の魅力や必要性を伝えます。	●里地・里山保全に関するイベント、人材育成交流事業等の開催 ○里地・里山の自然や文化等を継承し、未来へつなぐ里地・里山カフェ塾や里山フォーラムの開催 実施：5回以上 実施：5回以上 実施：5回以上 実施：5回以上 ○ボランティアの育成、確保等を目的とした人材育成交流事業の実施(あさお里山こどもクラブの継続実施) 実施：8回以上 実施：8回以上 実施：8回以上 実施：8回以上 ●里地・里山の魅力を発信 ○里地、里山への関心を高め、変わりゆく自然、風景の保存を目的とした風景写真展の開催、風景写真記録集の発行(検証を踏まえた実施) 発信：2回以上 発信：2回以上 発信：2回以上 発信：2回以上				区計画
リ2	○農と環境を活かした連携事業	麻生区)企画課	大学や農業事業者、区民等と連携し、区内の農業資源や環境資源を活かした地域活性化に向けた取組を推進します。	●黒川地区における実施計画等に基づく取組の推進(黒川地区協議会・専門部会活動の持続化に向けた取組の推進) 協議会・専門部会開催回数：2回 協議会・専門部会開催回数：2回 協議会・専門部会開催回数：2回 協議会・専門部会開催回数：2回 イベント開催：1回以上 イベント開催：1回以上 イベント開催：1回以上 イベント開催：1回以上 ●岡上地区、早野地区の地域活性化に向けた取組の推進				区計画
リ2	○担い手育成・多様な連携推進事業	経)農業振興課	今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者(担い手)の育成・確保を目的として、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図るとともに、研修会の開催や認定農業者等の経営改善計画の達成に向けた支援を実施します。また、多様な主体との共創による新たな農業価値の創造を図ります。	●多様な主体(農業者、商業者、工業者、情報産業事業者、大学、福祉団体、市民等)の連携による地域農業の活性化の推進(都市農業活性化フォーラム実施) ●「早野里地里山づくり推進計画」に基づく早野地区の活性化に向けた支援(推進計画に基づく早野地区活性化懇談会の開催や協働事業の推進)				4-1-4①
リ2	○生田緑地整備事業	建)生田緑地整備事務所	生田緑地の自然の保全・利用方針及び植生管理計画に基づき、保全を前提とした利用との調整と、両者が好循環する仕組みを推進します。	●適正な植生管理に向けた取組の推進(その他地区の植生管理区分と目標植生の検討) 調査・検討等：1か所以上 調査・検討等：1か所以上 調査・検討等：1か所以上 調査・検討等：1か所以上				3-3-2③

実施施策 3 8 多摩川の利活用による地域活性化 リーディング 3

緑の基本計画
(p153)

- 流域自治体との協働、連携による沿川地域の活性化
- 沿川地域のまちづくりの推進

【リーディング事業の展開の基本方向】

●民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進（総合計画 3-3-5）

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ3	○多摩川市民協働推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信します。	●流域自治体との協働、連携の取組の推進				3-3-5②
				実施：1回	実施：1回	実施：1回	実施：1回	
リ3	○多摩川プラン推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課、みどりの事業推進課	多摩川の更なる魅力向上を図るため、多様な主体との協働により、水辺の賑わい創出に向けた取組を進めます。	●多摩川の魅力を活かす取組の推進				3-3-5①
				○民間活力導入による取組の推進（多摩川緑地バーベキュー広場（二子橋）の適正な運営の継続実施、賑わい創出に向けた取組の推進の継続実施、利用環境向上に向けた取組の推進）				
				民間活力導入：2か所以上	民間活力導入：2か所以上	民間活力導入：3か所以上	民間活力導入：4か所以上	
				○協働による取組の推進（市民や流域自治体との協働・連携による取組の推進の継続実施）				
				懇談会：1回	懇談会：1回	懇談会：1回	懇談会：1回	

プロジェクト14 「臨海のもり」づくり推進プロジェクト

実施施策39 多様な主体との連携による風の道の形成

リーディング3

緑の基本計画
(p154)

■空間活用による実感できる緑の創出

【リーディング事業の展開の基本方向】

●川崎港の魅力向上に向けた、港湾緑地の特徴を活かした利用促進や効率的な管理運営(総合計画 4-4-3)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ3	○都市緑化推進事業	建)みどり・多摩川協働推進課	「臨海部ビジョン」と連携しながら、臨海部の環境や景観の改善を図ります。	●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進(沿道の環境整備の推進) 沿道緑化 : 1か所以上 沿道緑化 : 1か所以上 沿道緑化 : 1か所以上 沿道緑化 : 1か所以上				3-3-1③
	○臨海部活性化推進事業	臨)事業推進部	「臨海部ビジョン」に示す目指す将来像の実現に向けて、効果的な緑地を創出する仕組みの検討、導入を推進します。	●「臨海部ビジョン」に示す「目指す将来像」の実現のためのプロジェクトの推進(緑地制度の運用)				4-4-1⑦
リ3	○港湾緑地整備事業(旧:川崎港緑化推進事業)	港)経営企画課	市民と港で働く人々に憩いと安らげる場を提供していくため、景観の向上等のほか、魅力ある港湾空間の形成を目指して、港湾緑地整備を推進します。	●川崎港緑化基本計画に基づく港湾緑地整備の推進 ○港湾緑地(旧塩浜物揚場)整備の推進 ○港湾緑地(水江町)整備の推進				4-4-3③

実施施策40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出

リーディング3

緑の基本計画
(p154)

■自然・景観・オープンスペースを活用したレジャー機能の発揮

【リーディング事業の展開の基本方向】

●川崎港の魅力向上に向けた、港湾緑地の特徴を活かした利用促進や効率的な管理運営(総合計画 4-4-3)

【実施施策に位置づける事務事業等】

リーディング対応	事務事業名	担当課	概要	事業内容・目標				総計第3期実施の位置づけ
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
リ3	○港湾振興事業	港)誘致振興課	関係団体と連携し、今後の社会変容を見据えた川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	●関係団体が開催するイベント等を通じた人々の交流やレクリエーションの場づくりの推進(川崎みなと祭り、ビーチバレーボール大会の開催の継続実施) ●市民が港と触れ合える施設の利用促進に向けた周知・取組の推進(川崎マリエン、東扇島東公園等の施設の利用促進に向けた広報の継続実施) ●港湾空間を活用した川崎港の魅力向上に向けた取組の推進(モデル事業等の実施、川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方に基づく事業実施)				4-4-3①
リ3	○港湾緑地維持管理事業	港)川崎港管理センター港営課	港湾緑地における民間イベントの適切な開催を指導・管理し、良好な港湾環境の形成を図ります。	●港湾緑地でのイベント等の開催の指導・管理				4-4-3⑦
	○サポートエリア整備推進事業	臨)拠点整備推進部	臨海部の機能強化に向けて、交通環境や地域環境の向上に寄与するサポートエリアの整備を推進します。	●「塩浜3丁目周辺地区土地利用計画」に基づく臨海部の活性化に向けた取組の推進 ○土地利用計画の事業推進				4-4-1④

第2章 緑の現状と市民意識

緑の基本計画に掲げた緑の施策目標について、中間実績は次のとおりです。引き続き、目標達成に向けて、取組を推進します。

2-1 施策展開を行う緑の総量の目標

緑の量的な確保における目標については次を基本とします。

【令和9（2027）年度末で市域面積の30%以上に相当する施策の展開を目指します】

なお、保全、創出、育成及び活用する緑の要素と施策面積の内訳は、次のとおりです。

保全、創出、育成及び活用する緑の要素		緑の基本計画策定時の 施策面積 平成28（2016）年度	第2期 緑の実施計画時の実績 令和2（2020）年度	目標とする 施策面積 令和9（2027）年度
緑地	樹林地	241ha	251ha	300ha (59ha 増加)
	農地	368ha	357ha	343ha (25ha 減少)
公園		776ha	790ha	830ha (54ha 増加)
緑化地		957ha	977ha	1,082ha (125ha 増加)
水辺地空間		1,977ha	1,977ha	1,977ha

2-2 施策展開により緑ある暮らしを実現するための目標

緑ある暮らしを実現するための目標については、次を基本とします。

内容	当初目標 平成28（2016）年度	第2期 緑の実施計画時の実績 令和2（2020）年度	目標とする 施策面積 令和9（2027）年度
指標① 市民の緑の満足度	48.7%	42.2%	50%以上
指標② 市民植樹運動による 累計植樹本数	80万本	110.5万本	150万本
指標③ 緑に関する活動への 参加の意向を示す市 民の割合	85%	63.1%	90%以上

用語解説

ア行	
ICT (Information and Communication Technology)	情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。
エリアマネジメント	一定のエリアを対象に、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
カ行	
環境コリドー	人の生活圏によって分断された野生生物の生息地間をつなぎ、主に動物種の移動を可能とすることで生物多様性を確保するための植物群落や水域の連なりを指す。
クラウドファンディング	ある目的のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金を集めること。クラウド (crowd、群衆) とファンディング (funding、資金調達) を合わせた造語。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
グリーンコミュニティ	防災減災、子育て、高齢者などの生活課題への対応に、身近な公園緑地の活用を図り、地域コミュニティの形成につなげることを目指す考え方、取組。
景観計画特定地区	地域の景観形成を先導していく地区又は本市の景観の骨格を構成する重要な地区として、より積極的に景観形成を図る地区。景観法に基づき、詳細な景観形成方針及び行為の制限を定める。
サ行	
持続可能な開発目標 SDG s (Sustainable Development Goals)	2015年9月に国連で開かれたサミットの中で決められた、国際社会共通の持続可能な開発目標「17の目標」と「169のターゲット (具体目標)」で構成。
指定管理者制度	公共の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。
市民ファーミング農園	地方公共団体及び農業共同組合以外の者が、市民の農体験の場を確保し、良好な農地の保全を図ることを目的として開設する農園。
市民防災農地	川崎市市民防災農地登録制度に基づき、川崎市災害対策本部が設置される大地震災害が発生した際に、市民の一時的避難場所、又は仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用する農地。
ステークホルダー	元来は経営用語で、企業に対して利害関係を持つ人 (社員、消費者、株主に加えて地域社会までを含む場合が多い) を指すが、本計画では、緑の協働を実現する上で、関係するさまざまな主体を指す。
生産緑地	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上 (市区町村が条例を定めれば、面積要件を300㎡まで引き下げることが可能) の農地で、都市計画に定めるもの。長期の営農が義務づけられる一方で、税の軽減措置が受けられる。
総合設計制度	500㎡以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地 (公開空地) を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する制度。
ソーシャルキャピタル	社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。社会関係資本。

タ行	
地域緑化推進地区	地域の緑化や樹木等の管理について、住民自らが計画し、自主的な活動に取り組む地区のうち、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、認定された地区。緑化資材の提供等の支援がある。31 地区（R4.4）が認定。
特定工場	工場立地法で位置づけられている、敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上の製造業、電気・ガス・熱の供給業に係る工場や事務所。
特定生産緑地	生産緑地地区の都市計画決定後 30 年を経過するもので、税制の特例措置を継続し、買取り申出可能時期を 10 年延長したもの。（平成 29 年生産緑地法改正）
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全するもの。都市計画法における地域地区として、市町村（10ha 以上かつ 2 以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う。
都市景観形成地区	川崎市都市景観条例に基づき、都市景観の形成を促進する必要がある地区を指定し、地区の関係住民が設立する景観形成協議会と市の協議を経て景観形成の方針・基準を定め、建築行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図る地区。
都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの。都市再生推進法人は、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成を、市町村に提案することができる。
ハ行	
バイオフィリックデザイン	空間の中にいる人が自然とのつながりを感じられるようにするための設計や手法。
Park-PFI 制度（公募設置管理制度）	都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
パークマネジメント	従来の都市公園の整備や行政主導の管理手法から脱皮し、経営的な視点又は利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供する新しい公園整備・管理経営の考え方。
PFI（Private Finance Initiative）	公共が提供してきたサービスや施設建設・運営などについて、民間の資金や経営能力、技術などを活用し、民間が主体となって事業を進めていく手法。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が島状に上昇する現象。
プラットフォーム	まちづくりにおけるプラットフォームとは、行政をはじめ、まちづくりの担い手であるまちづくり会社や団体、まちづくりや地域課題解決に関心がある企業、自治会、商店街、住民などが集まって、地域の将来像を描き、その実現に向けた取組について協議・調整を行うための場。
マ行	
マーケットサウンディング	市が実施する公共施設の整備や運営、公的不動産の利活用などの事業検討段階において、民間事業者の意見や新たな提案等を把握し、新たな事業案件の形成や事業の進展を図ることを目的として実施する市場調査・情報収集。
マルシェ	フランス語で「市場」を意味する言葉。
緑の保全地域	良好な緑を形成している土地で、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められるもの。「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定される。
ラ行	
緑地保全協定	川崎市の緑地保全事業要綱に基づき、市と土地所有者が保全のための協定を結ぶもの。協定期間が 5 年であること、途中の解除が可能であることなど、土地所有者にとっては法や「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」による施策に比べて、抵抗感が少なく、最も保全の協力が得られやすい制度である。

参考資料

パークマネジメント推進方針（令和3年3月）

（1）パークマネジメントの推進に向けた基本的な考え方

質の高い公園緑地サービスを持続可能なかたちで提供し続けるためには、これまで進めてきた多様な主体との連携によるパークマネジメントの取組をさらに一歩進め、行政側のこれまでの利活用や管理運営に対する硬直的な考えを見直すとともに、今後取り組むべき方向性を多様な主体と共有していくことが必要です。

そこで、公園緑地の抱える主な課題の解決に向けて取り組んでいく基本的な考え方を整理し、3つの視点としてとりまとめました。

【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化

- ・運用基準の緩和等により、多様な主体の参入機会を増やし、柔軟かつ多様な目的での利活用を一層進めるとともに、市民ニーズや民間事業者等のニーズを踏まえて、公園緑地の多様な利活用ニーズに対応した公園緑地等の機能の拡大を進めます。
- ・地域住民が快適に利用できる公園緑地とするためのルールづくりなど、公園緑地の利便性や機能の向上に向けて、地域が主体となった公園緑地の日常的な利用の仕組みの構築を進めます。

【視点2】利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営

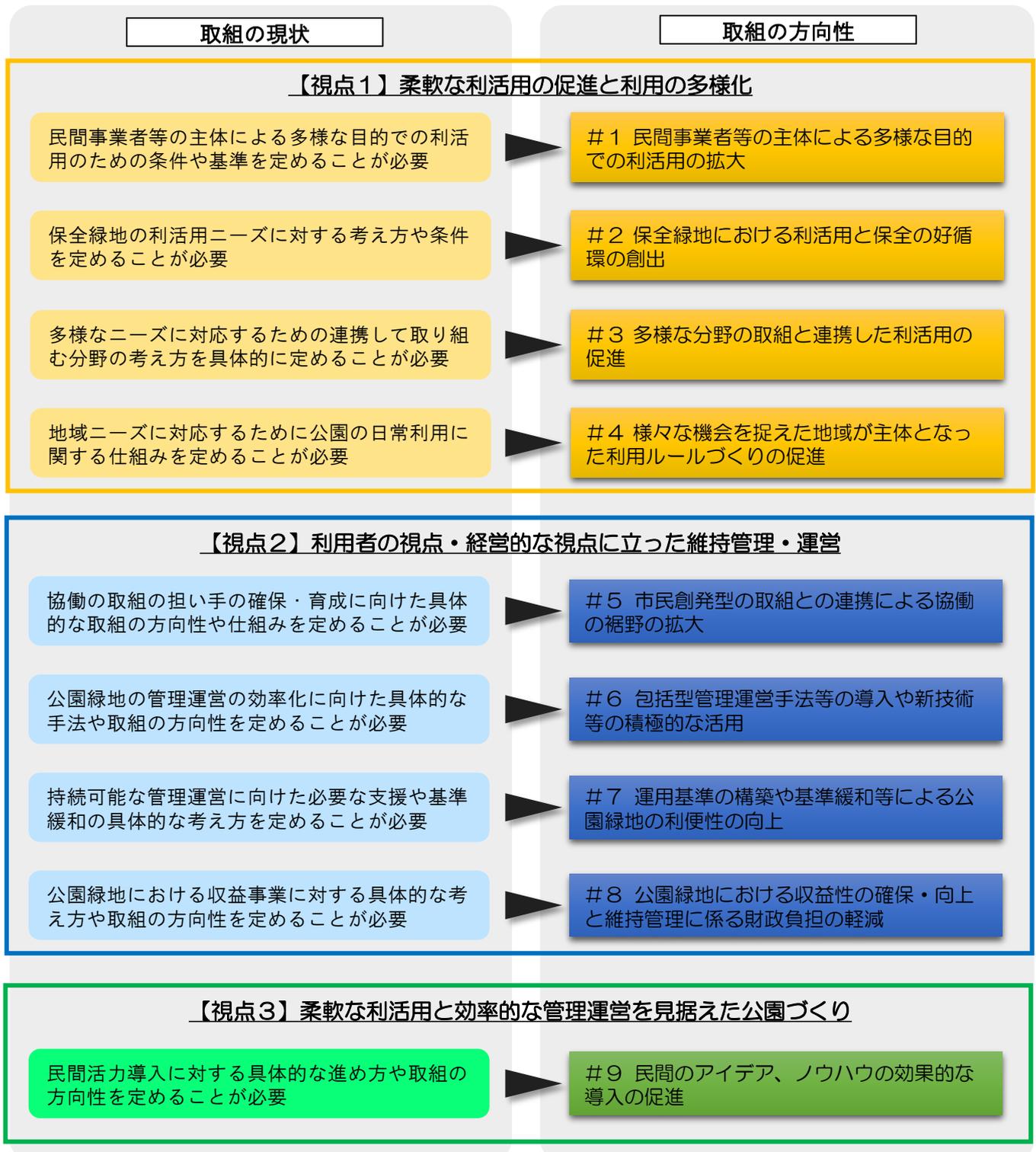
- ・地域における新たな協働の担い手となる活動主体の確保・育成を進め、持続的な維持管理活動につなげます。
- ・これまでの一律的な管理運営手法を見直し、複数公園の包括型管理運営など、多様な管理運営手法の活用・導入により、管理運営のさらなる効率化を図り、持続可能な管理運営の仕組みの構築を進めます。
- ・収益施設の誘致やネーミングライツ等により、公園緑地における収益性の確保・向上を進め、事業収益の還元により、維持管理水準の維持・向上を進めます。

【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり

- ・公園緑地の整備等の機会を捉えて、民間事業者等の多様な主体がもつ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かして、公園緑地の立地特性や地域の特色を活かした魅力的な公園づくりを進めます。
- ・将来的な維持管理に係る負担の軽減に向け、適正な維持管理を考慮した公園づくりを進めます。

(2) パークマネジメント推進方針の取組の方向性

(1) に示す基本的な考え方、3つの視点ごとに、取組の現状及び今後進めていく取組の方向性を次のとおり整理しました。



(3) 取組内容

【視点1】柔軟な利活用の促進と利用の多様化

【関連実施策35】公園緑地の柔軟な運営による魅力向上

#1 民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大

公園緑地のさらなる賑わいや交流空間の創出を図るため、地域の行催事等に加え、民間事業者（NPOを含む）等の様々な主体による多様な目的での利活用の促進や公園緑地への還元の仕組みの構築に向けて、イベント等の実施における条件整理や運用基準の緩和、情報発信の強化を進めます。

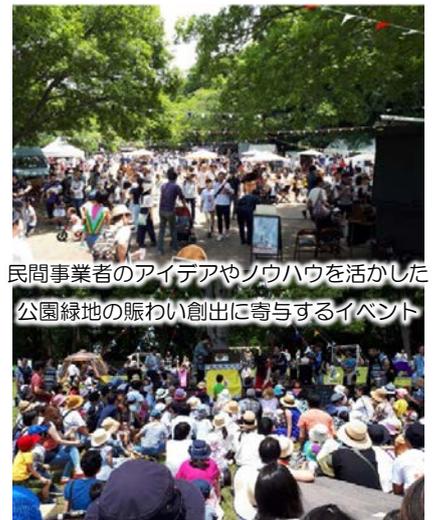
～取組内容～

① イベント等での利活用促進

- ・公園緑地において許可を要するイベント等の公園内行為について、実施時の条件等を整理し、民間事業者等の参入による公園緑地のさらなる賑わい創出を図ります。
- ・具体的には、従来は限定的に捉えていた営利を伴うイベント等について、公園緑地の魅力向上や地域の活性化につながるものであれば、公園緑地に対する還元（清掃活動、公園内植栽の管理など）など、実施時の条件を整理し、許可対象を拡大します。また、一過性のイベントだけでなく、比較的長期間にわたるオープンテラスの設置やテイクアウト販売等、オープンスペースの日常的な活用方を検討します。

<実証実験等の活用>

取組を進めるにあたっては、実証実験等を効果的に活用しながら、地域ニーズや民間事業者等の事業性を把握します。



民間事業者のアイデアやノウハウを活かした公園緑地の賑わい創出に寄与するイベント

[横浜市]こども自然公園

※Yokohama Nature Week
ワークショップやライブイベント、フード&マーケットなど

② 情報発信の強化によるイベント等の誘致促進

- ・許可の対象となる行為の内容や、許可条件、使用料、手続きについて、市の広報媒体やHP等により効果的に情報発信を行うとともに、関係部局とも連携を図りながら、公園緑地の利活用を促進します。

③ 手続きの簡素化

- ・近年のICT化に伴って、公園内行為等の許可申請手続きの電子化を検討し、利用に係る事務手続きの簡素化を進めていきます。

取組を進める対象公園緑地：すべての公園緑地

公園緑地の規模に関わらず、民間事業者等がイベント等を実施するための一定のオープンスペースを有するとともに、アクセスがよく事業性が見込まれるなど、新たな利活用の可能性があると考えられる立地や地域特性をもつ公園緑地を対象とします。

#2 保全緑地における利活用と保全の好循環の創出

特別緑地保全地区などの保全緑地において、自然をそのまま活かした自然体験や環境教育等の場として有効活用しながら、持続可能な保全活動の担い手の確保へとつなげていくため、保全緑地の利活用に対する考え方や条件等を整理し、利活用と保全の好循環の創出を図ります。

～取組内容～

●保全緑地における自然共生型の取組の推進

・本市の保全緑地に残る貴重な自然環境を活かして、自然体験や環境学習などの場として有効活用することで、子どもを含め、多様な人が自然にふれあい、体験することを通して、緑への愛着を持ち、環境保全意識の醸成や身近な防災知識の向上、子ども達の健全な心身の育成を図るとともに、利用者自らが必要な樹林地管理を主体的に行うことにより、持続可能な保全活動の担い手の確保につなげ、保全緑地の柔軟な利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環の創出に向けて、王禅寺四ツ田緑地をモデルケースとして、保全緑地の利活用に対する考え方や条件等を整理し、取組を推進します。

<王禅寺四ツ田緑地における取組の推進>

・保全緑地における自然共生型の取組を進めるにあたって、一定規模の平坦地を有し、かつ、隣接する王禅寺ふるさと公園の駐車場などの活用によりアクセスが確保できるなど、一定の条件がそろっていたことから、王禅寺四ツ田緑地をモデルケースとして、保全緑地の利活用の考え方や火気の使用などの条件を整理し取組を推進するとともに、他緑地において、それぞれの立地や地域特性に応じた取組を検討します。

(取組イメージ)



取組を進める主な対象公園緑地：緑地（特別緑地保全地区など）

自然共生型の取組を進めるフィールドとなる、まとまった樹林地などの豊かな自然環境を有する特別緑地保全地区などの緑地を対象とします。

～参考事例など～



●教育機関等と連携した自然体験や環境学習の取組

次世代を担う子どもたちに、まず自然環境の尊さ・面白さを知ってもらうことを目的として、市内外の緑などを活用した体験活動・学習機会を、市民活動団体や大学等との協働により創出しています。



●黒川青少年野外活動センター

黒川青少年の森緑の保全地域において、野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、心身の健やかな発達を促すため、野外活動団体と連携したツリークライミングやブッシュクラフト（ナイフで木の枝を加工したり、たき火を使って調理を行うなど自然の中で必要な材料を調達・加工して過ごす行為）等のアウトドア体験や自然体験学習プログラムなどを行っています。

3 多様な分野の取組と連携した利活用の促進

- ・まちづくりの中で、公園緑地の新たな価値の創出や地域の課題解決を図るため、公園緑地や周辺地域の状況、地域の実情等を踏まえ、スポーツ、文化、地域コミュニティなど多様な分野の取組と連携した利活用を進めます。
- ・新しい生活様式の普及・定着を踏まえながら公園緑地における新たな機能の創出の検討を進めます。

～取組内容～

①多様な分野の取組との連携による公園緑地の利活用の促進

- ・公園緑地の持つ多機能性を発揮させ、公園緑地の新たな価値の創出や地域課題の解決に寄与していくため、地域ニーズ等を踏まえて、地域との合意形成のもと、公園緑地のオープンスペースなどを活用して、様々な分野の取組と横断的に連携した取組を推進します。

<連携イメージ>

- * 地域コミュニティづくりの入口となる場（まちのひろば）の形成
- * コワーキングスペースなど新しいワークスタイルへの活用
- * スケートボードやBMXなどの若者文化発信拠点の形成
- * 環境配慮型の意識醸成・行動変容の促進のための環境教育・学習の場としての活用
- * 交通不便地域などにおける移動式サービスとの連携
- * 地域間の回遊性向上に向けたシェアサイクルポートの設置
- * 隣接する公共施設や民間所有地等との一体的な空間利用 など



若者文化発信の取組との連携

②新しい生活様式に対応した公園緑地の柔軟な利活用の促進

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による新しい生活様式の普及・定着など、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化などに柔軟に対応していくため、公園緑地の新たな機能の創出を検討します。

<多摩川河川敷におけるキャンピングオフィス>



* 公共空間を活用したアウトドアオフィスの社会実験の実施。（2018年6月～11月）



取組を進める対象公園緑地：すべての公園緑地

公園緑地の規模に関わらず、様々な分野の取組との連携の中で、各取組の対象となっているエリアにおいて、立地や地域特性等を踏まえて、新たな利活用の可能性が見込まれると考えられる公園緑地を対象とします。

【関連実施策30】地域コミュニティ形成の推進

4 様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進

身近な公園緑地において、公園の整備や新たな管理主体の導入等の機会を捉えて、他の各取組と効果的に連携しながら、地域が主体となった誰もが気軽に利用できるルールづくりを進め、地域ニーズに対応した仕組みの構築や地域コミュニティの形成を図ります。

～取組内容～

①「公園でのルールづくりガイドライン」を活用した地域発意による利用ルールづくり

- ・公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を図り、地域の財産である公園緑地の価値を高めるための一つの方法として、行政の支援により地域が主体的に「子どもがボール遊びしやすい環境」を検討し、地域の実情にあった公園緑地でのボール遊びのルールづくりを進めながら、地域の庭として地域ニーズに応じた利用ルールづくりを進めてきました。
- ・今後は、この取組をさらに進めていくため、地域に身近な公園緑地において、安全性や近隣への配慮などの公園の利用上の課題が生じている場合に、地域の実情や公園緑地の状況を踏まえ、誰もが気軽に利用できる公園全体のルールづくりに取り組み、公園緑地の利便性や機能の向上につなげます。

<ガイドラインに基づく手続きの進め方（例）>



ルールづくりに向けたワークショップの様子

②地域の多様な主体による利活用の促進

- ・地域の多様な主体による利活用や日常的な維持管理の促進により、地域に根ざした活動・交流の場としての機能をより高め、地域のつながりを生み出すコミュニティ形成の拠点として人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等の場の創出につなげることで、公園緑地の価値のさらなる向上を図ります。

取組を進める主な対象公園緑地：近隣公園、街区公園

地域の庭として、地域住民が主体的に、地域ニーズに応じた利用や協働による維持管理を進める、地域に居住する方々にとって身近な公園緑地を対象とします。

～参考事例など～



みょうが

●冥加公園[川崎市]

P T A、公園に隣接する町内会、管理運営協議会等によるワークショップを開催し、「サッカー、野球禁止」の看板を変更し、地域でルールを守りながら楽しく広場でボール遊びができる環境を整えました。

【視点2】 利用者の視点・経営的な視点に立った維持管理・運営

【関連実施施策1】 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の推進

#5 市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大

公園緑地の日常的な維持管理を支える愛護会や管理運営協議会について、現状、殆どが町内会や自治会などの地縁団体によって組織されていることから、公園緑地を利用する地域の様々な団体等（園庭のない保育園など）の自主的・自発的な維持管理活動を促進し、新たな協働の担い手として確保・育成を進めるとともに、持続的な活動につなげていくため、愛護会、管理運営協議会と各団体との連携・協力体制の構築を図ります。

～取組内容～

①市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大

・地域における公園緑地の利活用ニーズを把握しながら、地域の様々な団体等の出会いやつながりを育む活動・交流の場として、公園緑地の利活用を促進するとともに、自主的・自発的な清掃等を行う公園緑地を利用する団体等について、公園サポーター（仮称）としての参画を促し、愛護会・管理運営協議会の日常的な維持管理活動をサポートする新たな協働の担い手として確保・育成を進めます。

・また、次のような取組を通して、愛護会・管理運営協議会と新たな協働の担い手との連携・協力体制の構築を進め、持続的な活動につなげていきます。

*新たな担い手として、地域の様々な団体等が公園緑地を利用するきっかけとなるような活動やイベント等の展開

*地域の様々な団体等が公園緑地を地域の庭として再認識するような取組

(例) 餅つき大会、フリーマーケット、ラジオ体操等による公園愛護活動への参加のきっかけづくりや地域のサークル・活動団体（少年野球チーム、ボーイスカウトなど）、近隣企業と連携した清掃活動の実施 など

協働の裾野の拡大（イメージ）



②取組事例の情報共有の強化

・管理運営協議会等で実施されている効果的な取組事例について、各区で開催している合同連絡会等を通じて情報共有を図り、協働の裾野の拡大を進めます。

取組を進める主な対象公園緑地：近隣公園、街区公園、緑地

地域の庭として、地域住民が主体的に、地域ニーズに応じた利用や協働による維持管理を進める、地域に居住する方々にとって身近な公園緑地を対象とします。また、ボランティア等による緑地保全の取組を進めている樹林地等の緑地についても、取組の対象とします。

～参考事例など～



●保育園と連携した日常的な維持管理の取組

・日頃、公園を散歩や外遊びの場所として利用している園庭のない保育園の先生、園児が、地域の団体等の方々と協力して清掃美化活動や花壇づくりを行っています。

6 包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用

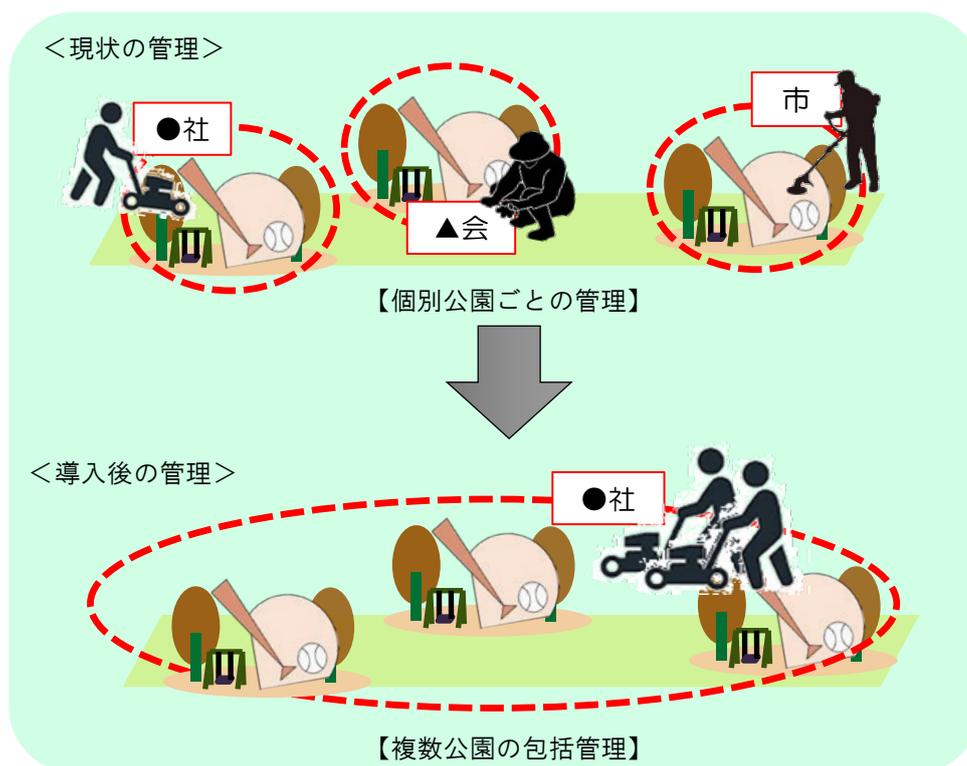
公園緑地の管理運営の効率化を図るため、これまでの管理運営手法を見直し、複数公園緑地・施設の包括型管理運営手法や公園緑地及び公園内施設の一体的管理運営手法の導入、新技術等の積極的な活用を進めます。

～取組内容～

①複数公園の包括型管理運営手法の導入

・指定管理者等がこれまで培ってきたノウハウや経験を活かして、一公園緑地を拠点として、近隣地域にある同種の施設（野球場など）を有する公園緑地の包括型管理運営（バンドリング）の導入を進め、維持管理に係る経費の削減や維持管理水準の維持・向上を図ります。

複数公園の包括型管理運営のイメージ



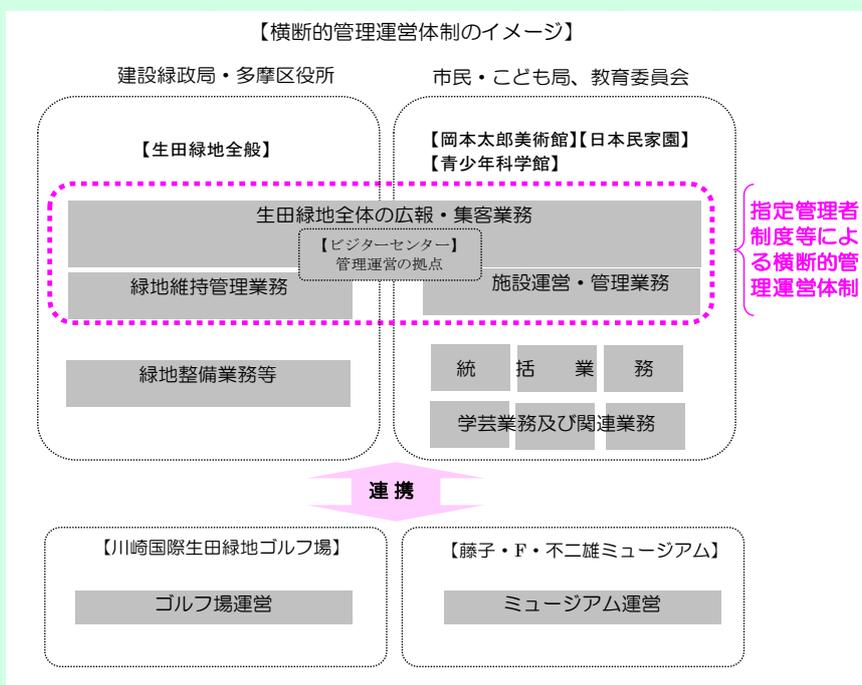
②公園緑地及び公園緑地内施設の一体的な管理運営手法の導入

・大規模公園緑地（富士見公園、等々力緑地など）において、公園緑地及び公園緑地内の複数の施設（運動、教養、文化施設など）の一体的な管理運営手法の導入により、公園緑地及び各施設の連携強化による管理運営の効率化を進めます。

＜参考＞生田緑地及び三館（川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館）の横断的管理運営

生田緑地では、「生田緑地ビジョン」に基づき、平成25（2013）年度から、緑地と緑地内に立地する三館を横断的に管理する指定管理者制度を導入し、民間の発想による新たな取組と専門的なノウハウを活用し、施設間の連携強化と管理運営の効率化を図り、生田緑地全体の魅力向上に向けた取組を進めています。

（例）周辺地域等と連携したイベントやホームページ、SNSを活用した緑地全体のPR、複数施設の利用割引など、緑地の利便性やサービス向上に関する取組の実施 など



③新技術等の活用による公園緑地の管理運営の効率化の検討

・公園緑地の管理運営の効率化に向けた取組として、ロボット草刈機など新技術等の導入に向けて、野球場などの公園施設における実証実験等を実施しながら効果検証を行い、他の公園施設や公園緑地への導入を検討します。

対象公園緑地：総合公園、運動公園、地区公園、特殊公園（動植物園や墓園等）
 り、アクセスがよく、運動施設や駐車場等の有料施設を有するなど、事業性が見込まれる公園緑地を対
 、動植物園や墓園といった特定の目的をもつ公園緑地も取組の対象とします。
 緑地（富士見公園、等々力緑地等）、大師公園など

【関連実施策30】地域コミュニティ形成の推進 (①)

【関連実施策35】公園緑地の柔軟な運営による魅力向上 (②)

#7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上

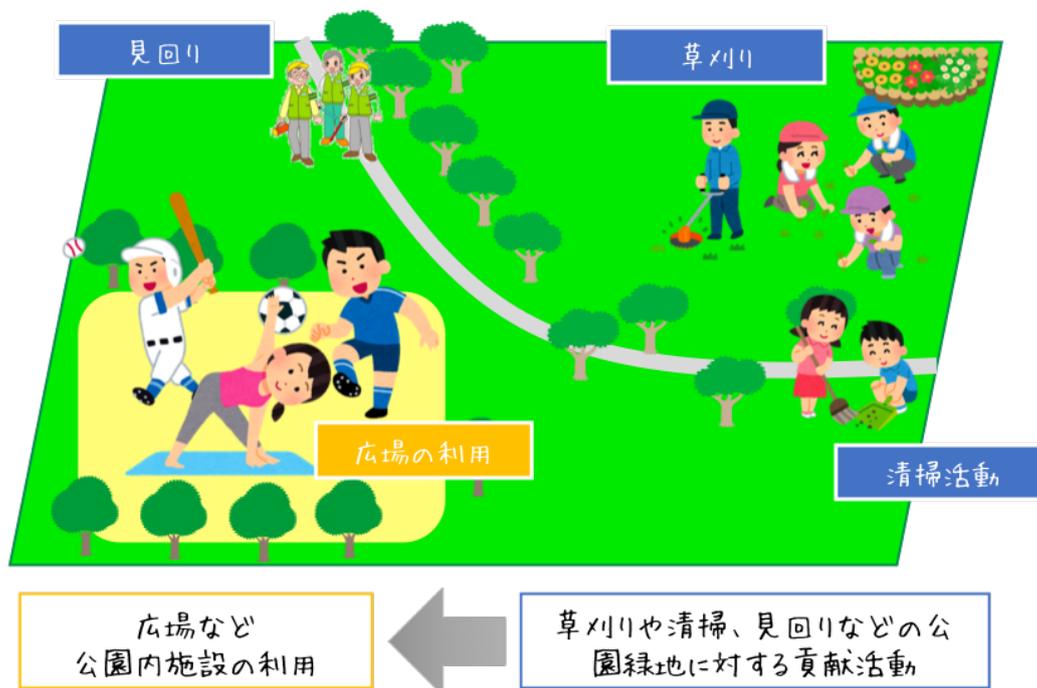
持続可能な管理運営に向けて、公園緑地のさらなる利便性の向上を図るため、地域の団体等が行う公園緑地の維持管理に資する貢献活動に対する必要な支援や、公園緑地の機能や魅力の向上に資する便益施設等の設置に対する建築面積の基準緩和等を検討します。

～取組内容～

①維持管理等への貢献に対する一定のメリットを得られる仕組みづくり

・地域住民を主体とした活動団体等が、公園緑地において草刈りや清掃などを行った場合や、防犯を目的とした見回りを行った場合などに、このような貢献に対して、他の公園利用者の日常的な利用等に支障が生じない範囲で、例えば、広場などのオープンスペースにおいて、一部の時間帯にスポーツなどへの優先的な利用を可能にするといった一定のメリットを得られる運用基準の構築に向けた検討を進めます。

公園緑地への貢献に対する一定のメリット (イメージ)



取組を進める主な対象公園緑地：近隣公園、街区公園

地域の庭として、地域住民を主体とした活動団体等が、主体的に、そのニーズに応じた利用や協働による維持管理を進める、地域に居住する方々にとって身近な公園緑地を対象とします。特に、活動の場となる多目的広場などの一定のオープンスペースを有し、地域の活動団体等による利用ニーズの見込まれる公園緑地を取組の対象とします。

②運動・便益施設等の公園緑地面積に対する建築面積の基準緩和

・公園緑地の機能や魅力の向上に向けて、大規模公園（富士見公園、等々力緑地など）などの再整備において、公園緑地の立地特性や特色等を踏まえて、便益施設等の設置による収益性の確保・向上とその収益の公園緑地への還元による財政負担の軽減を図るため、必要に応じて条例改正等、公園施設として設けられる建築物（運動、便益施設など）の建築面積の基準緩和を検討します。



取組を進める主な対象公園緑地：総合公園

多目的広場やベンチ等の休憩施設、遊具等に加え、運動、教養、便益施設など多様な目的の施設を複数有する大規模な公園緑地である総合公園を対象とします。特に、今後、再整備や大規模改修などを予定している公園緑地を対象に、その特色や立地特性等を踏まえて取組を進めます。

■都市公園法（抄）

（公園施設の設置基準）

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては100分の2）を超えてはならない。但し、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

#8 公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減

収益施設の誘致やネーミングライツなどにより、公園緑地における収益性の確保・向上を図るとともに、事業収益等の公園緑地への還元により、維持管理に係る財政負担の軽減や維持管理水準の維持・向上を図ります。

～取組内容～

①公園緑地における収益性の確保・向上

・公園緑地の立地特性や地域の実情を踏まえて、オープンスペースを活用した民間事業者等によるイベント利用や集客につながる便益施設の誘致、ネーミングライツのさらなる活用、公園利用や周辺の状態を踏まえた使用料や利用料金等の見直しなどにより、公園緑地における収益性の確保・向上を図ります。

②事業収益等の維持管理等への還元

・設置管理許可等による使用料や指定管理者からの納付金、P－PFIの活用等による事業収益の一部を、公園緑地・施設の整備や維持管理に還元し、公園緑地の維持管理水準の維持・向上とともに、維持管理に係る財政負担の軽減を図ります。

・指定管理者制度の導入にあたって、運動施設等への利用料金制の導入や利用許可等権限の移譲などにより、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を進めるとともに、事業収益の公園緑地への還元により、維持管理に係る財政負担の軽減を図ります。

取組を進める主な対象公園緑地：総合公園、運動公園、地区公園、特殊公園（動植物園や墓園等）

一定の規模があり、アクセスがよく、運動施設や駐車場等の有料施設を有するなど、事業性が見込まれ、民間活力の導入による収益性の確保・向上と管理運営の効率化の可能性が見込まれる公園緑地を対象とします。また、動植物園や墓園といった特定の目的をもつ公園緑地も取組の対象とします。特に、今後、再整備を予定している総合公園等の大規模公園や、特徴的な施設を有する公園緑地を取組の対象とします。

～参考事例など～

●川崎富士見球技場のネーミングライツ[川崎区]



・富士通株式会社をネーミングライツパートナーとして、平成27（2015）年4月から川崎富士見球技場の愛称を「富士通スタジアム川崎」としています。ネーミングライツ契約金により、公園緑地の日常的な維持管理等に係る財政負担の軽減を図っています。

●川崎国際生田緑地ゴルフ場における事業収益の還元[多摩区]



・川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管理者の事業収益による納付金により、生田緑地の日常的な維持管理等に係る負担の軽減と維持管理水準の維持・向上を図っています。

【視点3】柔軟な利活用と効率的な管理運営を見据えた公園づくり

【関連実施策35】公園緑地の柔軟な運営による魅力向上

#9 民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進

公園緑地の柔軟な利活用や持続可能な管理運営を見据えた整備を推進するため、P-FIや指定管理者制度、PFI等の各制度を活用して、民間事業者等の多様な主体がもつ柔軟なアイデアや専門的なノウハウの効果的な導入により、維持管理の適正化を図るとともに、地域の新たな魅力となるようなテーマ性のある魅力的な公園づくりを進めます。

～取組内容～

①民間のアイデアやノウハウの効果的な導入の促進に向けた基本的な考え方

a. 民間活力の導入に向けた取組の前提

・公園緑地における民間活力の導入にあたって、公園緑地に対する考え方や役割分担等を民間事業者等と適切に共有し、連携体制を構築していく必要があることから、次に示す事項を整理したうえで、効果的な導入を推進していきます。

・明確なビジョンの共有

対象となる公園緑地の目指すべき姿や具体的な目標、解決すべき課題などを明確に示し、行政と民間事業者等ですっかりイメージを共有すること。

・官民の適切な役割分担

行政と民間事業者等の役割や想定されるリスクをできる限り明確化すること。特に、リスク分担については、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担する考え方を基本とする。

・地域のニーズ、課題の的確な把握

地域のニーズや課題を的確に把握するとともに、行政と民間事業者が協力して地域のステークホルダーとの合意形成を図ること。

b. 民間活力の導入に向けた基本的な考え方

・公園緑地への民間活力の導入にあたっては、川崎市緑の基本計画における考え方を基本としつつ、社会状況の変化等を踏まえて、サウンディング調査等を参考に、取組の前提を整理した上で、次に示す考え方を基本として、優先的に民間活力の導入を推進していきます。

I. 質の高い公園緑地サービスの提供

公園緑地のサービスや利便性の向上など公園緑地のさらなる魅力向上や効率的・効果的な管理運営につながると考えられるものについて、優先的に民間活力の導入を推進していきます。

II. 公園緑地や地域の課題解決

公園緑地がそれぞれに持つ課題や地域の課題、ニーズが明確となっており、その解決に向けて、民間のアイデアやノウハウ等を活用することが有効であると考えられるものについて、優先的に民間活力の導入を推進していきます。

III. 費用対効果

現状の市の財政負担以外の新たな負担を極力生じずに、民間活力の導入による事業を実施できると考えられるものから、優先的に民間活力の導入を推進していきます。（将来的には、民間活力の導入により事業収益を生み出すとともに、維持管理の効率化を図り、その収益等を他の公園緑地の維持管理等に配分することで、市内全域の公園緑地の魅力向上や機能の維持、質の向上を図ることを目指します。）

②民間活力導入に向けた各制度の活用

・公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決に向けて、設置管理許可やP-FI、指定管理者制度、PFIなどの各制度を活用して、必要に応じて各制度の併用などにより、民間のノウハウやアイデアが効果的に発揮されるよう適切な手法を検討し、地域ニーズに応じた公園緑地のサービスや利便性の向上による公園緑地の質の向上を進めます。

<実証実験などの活用>

民間活力の導入にあたっては、公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決に向けて、必要に応じて実証実験等を行い、地域との合意形成や事業性の把握を行います。

③民間活力導入に向けた各事業の考え方

・公園緑地における民間活力の導入にあたっては、次に示す各事業の考え方に基づき、民間活力の効果的な導入を進めます。

*施設整備・管理運営事業

公園緑地の整備・管理運営事業（再整備を含む）等を対象とします。なお、指定管理者を導入している公園緑地等、既に民間活力を導入している公園緑地については、指定管理期間満了等の際に、維持管理・運営方針の見直しや大規模改修の必要の有無等を踏まえ、より最適な民間活力導入手法を検討します。

*地域課題解決型事業（個別検討事業）

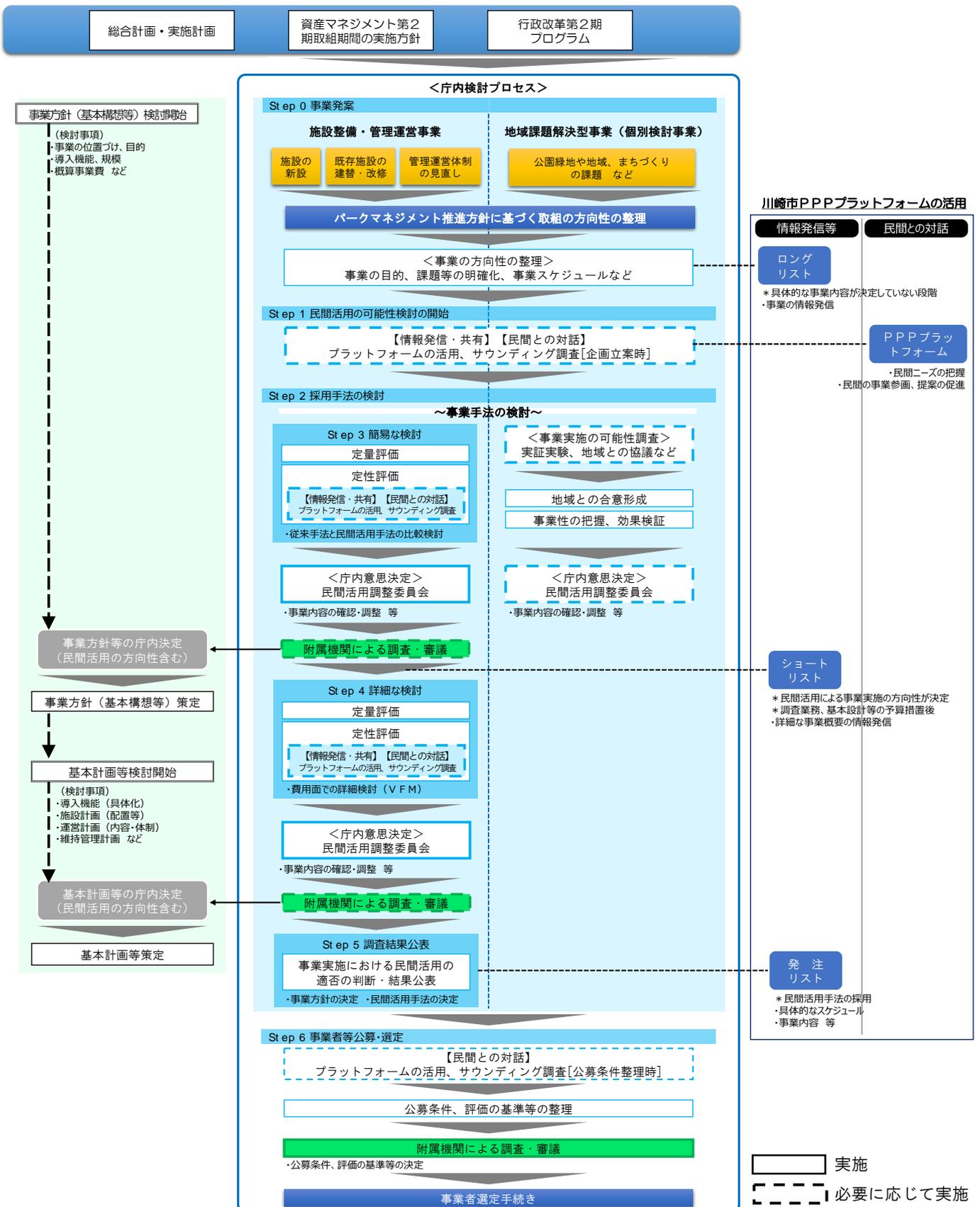
質の高い公園緑地サービスの提供による公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決を図るための、P-FI等を活用した便益施設の設置等の事業を対象とします。

※簡易な維持補修や施設の部分的な改修・増築等、施設整備計画等の策定を伴わない簡易な事業は含みません。

取組を進める主な対象公園緑地：総合公園、運動公園、地区公園、特殊公園（動植物園や墓園等）

一定の規模があり、アクセスがよく、運動施設や駐車場等の有料施設を有するなど、事業性が見込まれ、民間事業者等の持つアイデアやノウハウの活用により収益性の確保・向上と管理運営の効率化の可能性が見込まれる公園緑地を対象とします。また、動植物園や墓園といった特定の目的をもつ公園緑地も取組の対象とします。特に、今後、再整備を予定している総合公園等の大規模公園や、特徴的な施設を有する公園緑地を取組の対象とします。

<参考：公園緑地における民間活用の検討プロセス>



～参考事例など～

●こすぎコアパーク [中原区]

- ・市と東急株式会社が官民一体となって、こすぎコアパーク及び周辺地域のさらなる魅力向上に向けた取組を推進
- ・公園と駅の分断解消による回遊性の向上
- ・設置許可を受けて、飲食も可能な休養施設の設置による日常的な憩いと交流の空間の創出 など



※パースはイメージ。今後変更となる可能性がある。



●南池袋公園 [東京都豊島区]

- ・区が公園再整備時に、飲食・地域貢献活動の建物を整備
- ・建物は、管理許可を受けて出店者が運営
- ・売上の一部は、地域還元費として地域団体に寄付し地域団体が公園の運営やイベント等を実施

～本市における公園緑地の再整備などの取組事例～

富士見公園における緑、活気、憩い、ふれあいのある都心のオアシスづくり

富士見周辺地区整備推進計画に基づき、富士見公園周辺のまちづくりと連携しながら、都市のオアシス空間として、公園機能の再整備を図ります。

(1) 整備推進の基本的な考え方

- ・整備目標① 富士見公園の再生
- ・整備目標② スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

(2) パークマネジメントの導入方針

・緑の基本計画で定める「公園等への民間活力導入に向けた方針」などを踏まえ、民間活力の導入を積極的に進め、都市の魅力の向上やまちの賑わいの創出を図るとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指す。



富士見公園の全景

生田緑地における豊かな自然環境と歴史・文化・芸術等の集積を活かした魅力的な公園づくり

「生田緑地ビジョン」に基づき、平成25（2013）年度から、緑地と緑地内に立地する三館を横断的に管理する指定管理者制度を導入し、民間の発想による新たな取組と専門的なノウハウを活用し、施設間の連携強化と管理運営の効率化を図り、生田緑地全体の魅力向上に向けた取組を進めています。

●協働のプラットフォーム

・多様な主体が生田緑地の管理運営に参画する「協働のプラットフォーム」として、「生田緑地マネジメント会議」を設置し、生田緑地に関わる市民活動団体や町内会・商店街などの地域団体、大学、行政、指定管理者など多様な主体が相互に連携しながら、生田緑地の価値と魅力の向上に向けた協議・調整・提言を行っています。



生田緑地マネジメント会議の概念図



中央広場



マネジメント会議



ボランティアとの共同作業

夢見ヶ崎動物公園における環境教育・学習の場づくり

加瀬山の豊かな緑を活かし、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめる市内唯一の動物公園として市民や地域に愛され続けており、豊かな自然における活動を通じて地域住民のコミュニティ形成の場にもなっています。

●動物公園の役割

・教育環境の充実、動物福祉への配慮、希少動物の保護繁殖などを設け、来園者が動物の魅力を楽しむ場、専門的な技術、知識の修得ができる「教育・環境学習」の場、希少野生動物の飼育・繁殖及び野生動物の保護を行う「種の保存」・「自然保護」の場、大学研究室と連携した「調査・研究」の場を提供しています。



希少野生動物とのふれあい



動物ふれあいプログラム



獣医の仕事

取組を進める主な対象公園緑地を、次のとおり公園種別ごとにまとめました。

- ・すべての公園緑地において、公園緑地それぞれの立地や地域特性を踏まえて、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化に対応した、柔軟な利活用や様々な分野と連携した取組の推進により、公園緑地の新たな価値の創出とさらなる魅力向上に取り組めます。[#1、3]
- ・公園緑地の管理状況等を踏まえて、愛護会や管理運営協議会等の地域の活動団体との協働による日常的な維持管理の取組を進めている近隣公園や街区公園においては、地域住民に身近な地域の庭として、地域が主体となって、地域ニーズに応じた利用や協働による管理運営の取組を推進します。また、ボランティア等による緑地保全の取組を進めている樹林地等の緑地においては、協働による管理運営の取組を進めます。[#4、5、7①]
- ・本市における指定管理者制度の導入状況やサウンディング調査の結果等を踏まえて、一定の規模があり、アクセスがよく、運動施設や駐車場等の有料施設を有するといった公園緑地に対して民間事業者等の事業ニーズが高いと考えられることから、総合公園、運動公園、地区公園、動植物園や墓園等の特殊公園において、民間活力の導入による収益性の確保・向上や管理運営の効率化に向けた取組を進めます。[#6、7②、8、9]
- ・まとまった樹林地等があり豊かな自然環境を有する都市林などの緑地については、自然共生型の取組による利活用と保全の好循環の創出を推進していきます。[#2]

主な対象公園緑地

公園種別		総合 (4)	運動 (2)	地区 (6)	近隣 (34)	街区 (1,010)	特殊 (5)	緑地 (206)	
規模等		10~50ha標準	15~75ha標準	4ha標準	2ha標準	0.25ha標準	植物園・墓園等	都市林緑道等	
取組の 方向性	#1 民間事業者等の主体による多様な目的での利活用の拡大	○	○	○	○	○	○	○	
	#2 保全緑地における利活用と保全の好循環の創出							○	
	#3 多様な分野の取組と連携した利活用の促進	○	○	○	○	○	○	○	
	#4 様々な機会を捉えた地域が主体となった利用ルールづくりの促進				○	○			
	#5 市民創発型の取組との連携による協働の裾野の拡大				○	○		○	
	#6 包括型管理運営手法等の導入や新技術等の積極的な活用	○	○	○			○		
	#7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地の利便性の向上	①維持管理等への貢献に対する一定のメリットを得られる仕組みづくり				○	○		
		②運動・便益施設等の公園緑地面積に対する建築面積の基準緩和	○						
	#8 公園緑地における収益性の確保・向上と維持管理に係る財政負担の軽減	○	○	○				○	
#9 民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進	○	○	○				○		

《留意事項》

() = 公園緑地箇所数 (令和2 (2020) 年3月31日時点)

上記分類は、公園種別の規模や特徴を踏まえた基本的な考え方を示したものであり、実際の取組の推進にあたっては、公園緑地の立地や特色、地域の実情等を踏まえて、個別具体的に取組むべき取組を判断し、必要に応じて、複数の取組を効果的に連携させながら、公園緑地のさらなる魅力向上や地域の課題解決を図ります。

第2期 川崎市緑の実施計画

発行日：令和4(2022)年3月

問合せ先：川崎市建設緑政局総務部企画課緑政計画
川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号：044-200-2399（直通）

F A X：044-200-3973

メールアドレス：53kikaku@city.kawasaki.jp